

午前10時30分開会

○小林やすお委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。着席にて進行させていただきます。

初めに、欠席届が提出されております。安田児童・家庭支援センター所長、忌引のためということでございます。よろしく願いいたします。

では、日程に沿って、本日から令和2年度各会計当初予算案4件の総括質疑を行います。

3月3日の予算特別委員会において、委員の皆様から要求のありました追加資料につきまして、机の上にお配りしておりますが、前回の委員会後に、岩佐委員並びに小野委員より資料要求を撤回するとの申し出がありましたので、本日は、それら要求のありました資料を配付しております。ご了解願います。

それでは、総括質疑に入ります。

各会計当初予算案は、三つの分科会を設置し、それぞれ調査をお願いいたしました。限られた日程の中で精力的に調査していただきました各分科会の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げます。

委員の皆様には、今定例会の会期日程上、通常、添付しております各会計会議録は添付しておりませんが、分科会の報告書の写しを事前に配付させていただいております。

本日の委員会の進め方ですが、まず分科会報告書に関連する質疑を行い、次に、分科会から報告された総括質疑において議論することとした項目について——ちょっと待ってください。質疑を行い、次に、分科会から報告された総括質疑において議論することとした項目についてはありませんでしたので、総括質疑に入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 それでは、進めさせていただきます。

分科会報告書について。それでは、分科会報告書は尊重いたしますが、報告書に関して何かあれば、質疑を最初にお受けいたします。報告書、まあ、目次だけですけれど、ございますでしょうか。ちょっと難しいですね。（発言する者あり）

続いて、総括質疑に入ります。限られた日程でございますので、質問、答弁とも明瞭、簡潔をお願いいたします。

なお、委員の皆様にはお願いしましたが、本日、最初に四番町絡みの質問から入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 はい。それでは、質疑をお受けいたします。四番町関係で。

○小枝委員 おはようございます。

資料をお願いしていました。追加資料の2と3と4ということです。追加資料2のほうに基づいて、まず質問させていただきたいと思っております。

こういうコロナウイルスのこともあり、災害対策のこともありで、スムーズな答弁で行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

スケジュールの変遷のところ、1、2、3、4、5というふうに変更点を出されましたが、簡単に、この変更によって何カ月延びた、この変更によって何カ月延びたと、そして、現在、こうであるという状況を簡単にご説明ください。

○加島施設経営課長 工事のこの丸のスケジュールの変更だけでよろしいでしょうか。

○小枝委員 はい。

○加島施設経営課長 はい。じゃあ、皆さんお手持ちの追加資料2番の上に書いてあります「〇スケジュールの変遷」、まず、1番です。こちらに関しましては、平成27年3月に策定されましたみらいプロジェクトに記載されているものでございます。この時点では、2棟を順次建替えということで、まず、四番町保育園・児童館・区営住宅棟、こちらに関しましては、平成29年度から30カ月。で、令和元年度に開設するという予定で記載されております。その後、区営四番町図書館・アパート・職員住宅を令和2年度から約36カ月、3年間ですね、それを経て開設すると。そういうようなスケジュールになってございました。

2番目として、平成27年11月9日、これは3常任委員会で2棟を1棟として建替え計画による工期変更ということで、ご説明をさせていただいているものでございます。こちらに関しましては、令和元年度から約36カ月、3年間ですね。それを2棟を1棟にして建てかえるということで、令和4年度に開設を目指すというもので、計画していたというものでございます。

3番目、平成30年2月16日、こちらに関しましては、都市基盤整備特別委員会でご説明した工程でございます。こちらに関しましては、関連する麴町仮住宅の着工時期、着手時期ですね、それが当初は平成29年の6月、こちらの契約予定で準備していたんですけども、地域の意見だとか、そういったものを踏まえて進めることということになっておりましたので、平成29年12月、こちらに契約が少し延びたという関係がございます。そういったところを踏まえまして、四番町のほうに関しても、若干、契約時期が延びるだろうということで、36カ月の工期は変わらないんですけども、令和元年度から着手して、令和4年度末ですね、そちらに竣工して開設すると、そういうようなスケジュール立てをしておりました。

その後、4番、平成30年10月4日でございます。こちらも都市基盤整備特別委員会での報告をさせていただいたものでございます。この平成30年の最初の年に、2棟を1棟にするかどうかということで、いろいろご議論いただきまして、30年の2月に1棟で行こうと、そういった形で集約されたというものでございます。その集約を受けまして、区としては、基本設計を進めていったというような状況でございます。基本設計を進めていった中で、工事に関しまして、いろいろと追加でやらなければならない工事が出てきてしまったということで、ここで大きくくりではございますけれども、約54カ月ということで、試算をさせていただいたというところでございます。これに関しましては、大幅に工期が延びますので、この時点では、令和6年の6月竣工、その後開設ということで、ご説明させていただきました。

その後、5番目、こちらに関しましては、基本設計を踏まえた上での実施設計、もう実際に工事に入る上での図面ですね。そちらを精査した上で、令和元年8月26日、こちらは企画総務委員会、地域文教委員会にご説明させていただきまして、令和元年度、今、工事の議決をお願いしているところで――あ、審議をお願いしているところでございますけれども、令和元年度最終末から令和6年の10月竣工という形の工期56カ月ということで、設定させていただいて、その後、開設というふうな形のスケジュールになってきた

というところでございます。

○小枝委員 1、2、3、4、5の3、4、5のところなんですけれども、ここは月数でいうと、3のところでは8カ月、4のところでは18カ月。ちょっと数字が書き込め切れないので、今、結局、何カ月、段階を踏んで延びているのか。5のところは、よく20カ月というふうにおっしゃるけど。どういう月数のふえ方になっていますか。

○加島施設経営課長 すみません。まず、36カ月をベースにご説明させていただきました。その後、平成30年10月4日、54カ月ということで、これで18カ月ですね。それが工期延長になっているというところでございます。それは、この10月4日のときに、同じ政策経営部資料2ということで、きょうは、ちょっとご用意はしておりませんが、そのときに解体工事、アスファルト防水にアスベストが含有されたとか、そういったもので、約6カ月の増になりますと。2番目として、既存くいの撤去工事、約3カ月。山留工事に関しましても、約3カ月。4番目としまして、隣接建物だとか、周辺交通、作業日時等への影響ということで、6カ月ということで、18カ月ということで、この時点で54カ月という説明をさせていただきました。

その後、5番目で、約2カ月延びているわけなんですけれども、こちらに関しましては、実施設計を進めた上で、地下のところのコンクリート量がかなり基本設計時で想定されていたよりも多いということだったので、そこら辺の打設、コンクリートの打設というんですけれども、打設の回数だとか、そういったものを見据えていたものと、最終的な設備関係の調整だとかも必要だということで、そこら辺のスケジュールが少し延びるだろうということで、約2カ月を延ばさせていただいて、56カ月というような設定をさせていただいたというようなところでございます。

○小枝委員 なぜ、そういう質問をするかという、この延びた月数というのが、この後で出てくる日本テレビの仮園舎のほうの延びと連動しているんで、今現在、何カ月お願いをしていない状況、つまり、当初、ここまでというのがあと何カ月分が確約されていない状況なんですか。

○加島施設経営課長 この表で見ていただきますと、1、2、3番目に関しましては、令和4年度末ということで、あ、すみません。1、2、3じゃない。2、3ですね。2、3に関しましては、令和4年度に開設できるということですので、令和4年度末まで日本テレビさんの土地を借用しているというのが現状でございます。そのまま使えるかどうかというところもあるんですけども、先ほどから申し上げているとおり、今ご審議いただいている案件に関しましては、令和6年の10月に竣工というような予定でございます。

○小枝委員 だから、何カ月か。何カ月、まだ足りないんですか。

○小池子ども施設課長 予算説明資料の追加資料の3のほうをごらんいただければと思います。予特追加資料の3のほうなんですけれども、こちら、決算特別委員会のほうで、第4回定例会のほうでご説明を申し上げました件でございますけれども、これの裏面のほうをごらんください。

現在は、平成28年5月16日ということで契約ができていたのが、平成35年3月末までというのが契約の期間になっております。借りているということになります。で、令和元年の11月11日の日に、2年間の延長の申し入れという形で行っているという状況でございますということがございます。現段階は、そういうことでございまして、はい。

ということでございます。

○小枝委員 まあ、24カ月ということで、今お願いをしているところだということがありました。

きょう、ここで、私自身が一番確認しなきゃいけないことというのは、この間、ずっといろいろな――アスベストというのが不測の事態か、山留とか、くいが不測の事態かというのは別にして、工事進行上の事情や対外的なトラブルによって、事後的にこういう延長が発生しましたというのがあったわけですね。この表でいうと5回、計画変更的にいうと、5回ということなんですけれども、今現在、この工事の中で、工期の増大であるとか、工費の増大であるとか、そういうことが予測されるようなことがあるのかということなんです。そこは、地下の何ですか、仮住宅のときには、事後的に5億4,000万プラス1億何千万かの追加工事ということで、議会議決をスルーして、1年間工事が先に進んでいたというようなことがあったわけなんですけど、今、工事総経費等の変更、もしくは日程の変更で、スケジュールの変更が見込まれる事項というのがあったら、つまびらかにしておいてもらいたいんですけど。

○加島施設経営課長 ちょっとなかなか難しい質問かなというふうに思っております。今現在、ご審議いただいているのは、その工事金額、この工程ということでご審議いただいていますので、私の立場としては、今のままで行きたいと、行かせていただきたいというふうに思っています。ただ、不測の事態だとかというのは、全くないというふうには考えられませんので、今の時点ではありませんけど、今後、何か変更のものがあるということは、全くないとは言いきれないというふうに考えます。

○岩田委員 関連。

○小林やすお委員長 関連。

岩田委員。

○岩田委員 平成27年に――あ、ごめんなさい。自分も資料要求したので、それに沿って質問させていただきますが、追加資料の2のスケジュールの変遷のところの2番の平成27年に2棟を1棟として建替え計画による工期変更というのがありましたけども、私も当時、賛成したのは、2棟を1棟にすれば、早く、しかも安く済むというような区からの説明で、ほかの委員の皆さんも、ああ、それならいいなというふうなことで、賛成した方も非常に多いと思うんですよ。でも、実際は、その金額も50億が75億になって、103億になって、その他の経費も30.7億から40.8億になって、しかも、もう2棟だったらできていたようなものが、いまだにこういうふうになって、結局は延びているというか。だから、時間も延びて、お金も多くなって。そういうことに関して、もう一番最初に2棟を1棟にするという理由づけがなくなってしまったんじゃないかなと思うんですけど、そこはどのように考えていますか。

○加島施設経営課長 2棟を1棟にする理由づけがなくなったかというのと、そうではなくて、こちらに関しましては、都市基盤整備委員会の中で、いろいろとご議論いただいた中で、やはり一番最初は四番町アパートも改修ではなくて、建てかえたほうがいいたろうというご議論を集約していただきました。その後、2棟なのか、1棟なのかということで、我々も資料等を提出しながら進めてきたということですので、その時点の1棟にしなくてもということではないというふうに考えております。ただ、やはり工期が延びただとか、

工事費ですね、そこら辺の変遷がかなりあったというところに関しましては、技術の長として、そこら辺は大変申しわけないなというふうには思っております。ただ、実施設計を進めてきた中で、この工程、こういった工事費がかかってしまうということは事実でございますので、そこら辺はご了解いただければなというふうに思っております。

○岩田委員 つまり、その2棟を1棟にすると言ったときの理由づけというか、その説明のうちの一つである金額もこんなにかかっちゃうんだよとわかったんだったら、その計画をやっぱり、何というんですか、一旦立ちどまるとか、そういうような方法もあるんじゃないのかという話です。

○加島施設経営課長 一旦立ちどまるかというよりも、いろいろなその時点での事項が生じてきたというのが事実でございますので、そこら辺に関しましては、なるべくつまびらかにご説明させていただいたつもりでございます。そういったことを踏まえて、今、この時点に来ているのかなというふうに考えております。

○岩田委員 うーん。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 小枝委員。

○小枝委員 その、つまびらかにということでしたので、今、一旦立ちどまるような変更要素が、今現在、発生しているか、いないかということなんですね。発生しているかどうかということに関しては、きょうの資料の中にはないので、ちょっと持っていない人にはわかりづらいかもしれませんが、人が現在、アパートのほうの居住者の合意というところがとれていない状況というのは、委員会的には明らかになってきているわけですが、人がいてもできる、居住者が住んでいてもできる工事というのは、どこまでなのかなというふうに思うわけですね。準備、外装・内装材解体、地上躯体解体って、こういうふうになってきているんですけども、居住者がいてもやっちゃうという工事は、どういうイメージを考えていらっしゃるんですか。もし、居住者がいて解体に入ったら、もうテレビ、それこそ日テレで報道するんじゃないかと思うんですけど。そんなことはどう考えてもできない。どういうふうに同時並行の工事を想定しているんですか。

○加島施設経営課長 まず、この工事は解体工事から始まるというところでございます。皆さん、解体だと、もう重機を入れて、がんがん壊すような想定されると思うんですけど、そうではなくて、ちゃんと分別して処理をしなければいけないということですので、まず、内装の解体だとか、中にある設備関係のものを取り外したりだとか、そういったものになります。もう既に保育園・児童館、また図書館のほうも、今、引っ越し中だと思えますけれども、そういったものは、もう利用しないという形なので、そういった部分の内装解体を先に進めていくというようなところだと思います。

これは、四番町に限らず、住宅が併設する建物で、改修工事だとかということもやりますので、上のほうに居住されている方がいても、下のほうで、じゃあ、まるっきり内装材を解体できないのかというと、そうではないということになります。ただ、躯体を壊し始めるときは、やはり居住はしていただけないので、その時点では人がいるということは考えておりません。

○小枝委員 そうすると、それは、技術者として伺うんですけども、その居住者がいることによる解体工事ができないという状況を考えたときに、タイムリミットというのはどこなんですか。どこまでなら、この工事スケジュール、日程に変更が全くないというふう

に言えるんですか。

○加島施設経営課長 きょうの資料にはちょっと明確に載っていないんですけども、この間の先日の3月2日のですか、企画総務委員会に出させていただいた資料には載せさせていただいております。今の計画としては、麴町仮住宅が8月に竣工して、10月に引っ越しをしていただくという形です。10月に引っ越しをしますので、10月から11月ぐらいから躯体のかみ始めという形になりますので、そこからコンクリートのがらを出していくという形になります。そこがやはりおくれると、それは少し影響になってくるかなというふうには思います。

○小枝委員 そうしますと、木村委員のほうから、これについては、後でまたあるとは思いますが、その法定建てかえと任意建てかえというところで、任意建てかえについては、お願いベース。で、居住者のほうからすると、全く社会正義的なところもあって、あれだけの2億円以上の長寿命化、つまり10年以上は使うよという国費も投入しての長い期間かけての強靱化をしているというところとの違和感。また、高齢化による、非常に生活圏が激しく、恐らく2キロ以上ぐらいかな、離れるということに対する虚弱、介護、そういったところでの、これ、困難というところから、無理だという、無理だというふうな話になったときに、全く行政側としては、任意建てかえ——別に法定建てかえ、35年たったって、これは解体可能であるというだけで、別に解体せねばならないというわけじゃないんですけども、何か千代田区の場合は、解体しなきゃならないと思っちゃっているんですけども。

これは、そういうふうなことで、居住者が1年以上、これはもう動けませんというふうな状況になったときに、工事がまた遅滞をすることによって、人工、その他を待機させることによる、何というんですか、損害に対する支払いというのは、どういうふうに考えているんですか。どこから発生すると。どこがタイムリミットなんですかと、さっき聞きました。どこがタイムリミットで発生しますか。

○加島施設経営課長 先ほど申し上げたとおり、10月に引っ越ししていただいて、10月、11月から躯体のかみ始めで、それがおくれると、やはり工期の延長をせざるを得ない状況になるというふうには思っております。そういった場合には、細かく言うと、仮設の材料だとか、そういったものの期間が延びますので、そういった損料というんですけども、そういった金額は負担をしなければならない。また、ゼネコンの従業員の経費だとか、そういったものの発生が出てくるだろうなというふうには思っております。

○小枝委員 わかりました。損料などの発生については、10月31日以降ということになると発生するということが、もう今現在でも見込まれるということがわかりました。

もう一つ、皆さんお急ぎと思うので、2点目のところなんですけれども、日本テレビの仮園舎の件なんです。この日本テレビの仮園舎に関しましては、平成28年5月16日に大久保社長と石川区長との間で契約が交わされまして、53カ月ですかね、ということになっています。この契約書。この契約書ですね。そして、もう一つ、子ども部のほうで提出されている賃貸借仕様書。この賃貸借仕様書というのも設置期間終了後、平成35年3月31日までに撤去工事、原状回復工事を完了すること。これ、双方どちらも公文書だと思うんですけども、これが延長の申し入れのままだまであるということは、この契約が対外的、人様の土地を借りるのがまだいいよというふうになっていない状況のまま、さ

らに2年間を延長した前提の工事契約を結ぶということが、これは担当というよりは、どちらかという、法務——法務というのは千代田区にあるんですか、法規とか法務というのがあるんですか。

公務員の仕事の仕方として、こういう契約書を、相手様の契約書がそのままの状態、次なる人様の土地の利用の仕方を決めるというようなことが、法規手続的に可能なんですかということ。まあ、公務員の仕事の仕方として、どうなんですかということは、ちょっと素朴に聞いておきたいんです。担当は、もう命令だから、やれと言われたらやらざるを得ないんでしょうけど、これは一つの、何というか、適正手続という観点から、どうなんですかというのを聞いておきたいんです。

○古田総務課長 法規的なところですので、今ご質問の中で、法規的な面と仕事の進め方の面、二通りの質問があったかと思います。法規的な部分でいえば、この契約、賃貸借契約とこの工事契約との関連が全くないわけではないですけれども、法規的な意味では、関連性がないというふうに言えますので、特段、違法性はないということになります。

仕事の進め方という面では、こういったスケジュール関係がクリアになっているほうが望ましいというふうには思いますので、そういう意味では、仕事の進め方として、この部分のクリアがもっと早い段階で整理ができていたほうが望ましかったというふうには言えると思います。ですけれども、こういった、その後の仮園舎の関係、要は、1回移転していただいて、完成後に戻っていただくという基本コンセプトでございますので、そういったことの代替措置をしっかりと別の面でやるということが想定されていれば、特段問題ないのかなというふうに思っております。

○小枝委員 千代田区は、今1,100人ぐらい職員がいるんですか。新しい新人の方もどんどん法律を勉強して、区役所に入ってきていると思うんですね。そういう人たちの範とならなきゃいけないわけですよ。

で、見込み、違う契約というか、2年間、短い契約なのに、見込みで次の新たな工事をしていいのか。これは、お茶の水小学校のときも、人の土地に勝手に絵を描いていいのかという議論がありましたけれども、あのときは、勝手に絵を描いただけだったんです。これは、さらに月額640万もする土地を、そうすると、向こうは2億円相当ですよ、の土地をさらにただで貸してもらおうということを前提として仕事を進めることが、手順・手続としていいのかということを知っているんです。端的に答えてもらいたい。

そういうことがいいということになったら、千代田区の職場の中では、時々出ているんですけど、横行しますよ、そういうことが。それが法規の考え方として、契約見込みでやっていいのかというのは、ちゃんと明快に議事録に残りますので、はっきりと答えていただきたいんです。

○古田総務課長 先ほど来申し上げておりますとおり、法的な意味合いでいえば、クリアになっているほうが望ましいとも思います。仕事の進め方上もクリアになっているほうが望ましいと思います。そういう意味では、望ましいか、望ましくないかというふうに問われれば、望ましい状態ではないんだろうというふうには思われます。違法か、違法でないかと言われれば、違法ではありませんということになろうかと思えます。だからといって、今後の仕事を進めるに当たって、全てこういう見込みでいいかと言われれば、そうじゃない望ましいあり方を最優先で求めるべきだろうと思えます。それがかなわないときに、全

てを中止するであるとか、全てをご破算にするということがいいのかどうかということについては、その都度、検証しなければいけないと思います。その検証も区役所の中でだけではなくて、区民の皆様、区民代表である議会の皆様と相談しながらというスタンスが望ましいと思いますので、このプロジェクトについては、そういう意味では、さまざまな議会とのご議論の末、今、ここに到達しているという意味においては、こういった状況もやむを得ないのではないかというふうに思われます。

○小枝委員 担当課長としてはぎりぎりかもしれませんが、望ましくはない、好ましくはない状況だけれども、議会がいいと言ってくればいいんだよという、お互いにいいんだからいいよねという。だけど、そういうことが結果的に麴町仮住宅案件では、1年間近い違法状態ということが、一人の区民によって監査委員から指摘をされる事態になっているわけですね。だから、こういう法律に違反しなければ、何をやってもいいというやり方は、これから希望を持って、区民のために働いてくれようとしている若い職員に対して、とても示せないことだというふうに思います。

これは、きょう、増要素はないのか、契約変更要素はないのかという論点で聞いていますので、以前のところで、たしか子ども部長のほうだったかもしれませんが、木村議員のほうから延長のことが確約されていないのに、こういう前提とした説明会をやっていいのかという質疑があった際に、いや、もし、この話がだめなら、新しい仮々園舎でもつくらなきゃいけないというふうに思っていますとまで言っているんですよ。ということは、5.5億ですか。今、現状では延びて、5.7億とかというふうに書いてありますけれども、それをまたつくるんですかというところは、やはり今現在、どうなっているのかというのは答弁しないと、これ自体が増要素、この143億に拡大した総経費のさらなる増要素になってくるわけですから、そこのところは、やっぱり詰めていかなきゃいけない。現時点でどうなっていますか。

○大矢子ども部長 現在、日テレのほうに交渉はしているところでございますが、交渉結果次第によっては、もし貸していただけないと、あるいは有償で貸していただく場合もあるし、貸していただけないという場合には、別の場所に仮の園舎を建てるということになりますので、そのときは、当然、その経費はふえるということになります。

○小枝委員 つまり、もう一点、ここでも増要素が出てくるかもしれないということが明らかになりました。ここで指摘をさせていただきたいことは、望ましくない状況の中で、次に踏み込んでいるということと同時に、本会議場では何度かやらせていただいていますけれども、これも、要は、区長のほうのご指摘によると、私は27年だというふうに書いたわけですけども、26年7月31日だったらいいですけども、が実際は日テレとのやりとりがあって、そういう当然、地元の企業と会ったりというのは当たり前のことだと思うんですけども、そういう経過の中で、さまざまなやりとりがあると思うんですね。それは、毎年会っていると思います。会っていることが別に悪いことだなんていうふうに思いません。

ただ、この平成26年、27年のあそこの、今壊してしまったスタジオ棟における区長の日テレ幹部との面談というのは、この土地の貸し借りに大きな影響を与え、そして、次の開発が出てきたのも10月発表ですから、同じときになるんですね。そこで、地域振興の担当課長も一緒だったということであれば、職務でもあるわけなので、ここで、どうい

う話がされて、どういう見込みで、この話が進んでいるのかということころは、やはり以前の築地の問題でブラックボックスだということで、いまだに裁判をずっと都民は戦っていますけれども、やっぱりつまびらかにしていく。別に何とというか、逆に悪いことをしているわけじゃないという思いがあるのであれば、そここのところは、あそこの非常に番町の住民との約束事である庭の見えるところ、迎賓館というのは、非常に思いの、何とというか、すばらしいところだというふうなことも、氏家社長以来の非常に精神の舞台になったところだというふうに言われていますので、そこであったお話というものは、何とか、これだけ言っているんですから、ご自分の中で忘れても、職務上同席した人に聞けばわかるじゃないですか。あれはということだったろうねと。振り返って、どうだったろうねということ、今、公文書のこともつまびらかにしていくということになっていますので、そここのところはちょっと明らかにしていただきたい。

区長に聞いています。

○石川区長 ご質問には、前年度もありましたけど、確かにいろんな方と色々な会合で立ち話も含めて会うことはありますけど、今のお話については、私は全然覚えておりません。そして、具体で、例えば新年会等でいろんな方に会って、それがどういう話であるかというようなことを一つ一つお話をすることはあり得ないと思います。

○小枝委員 そういう公式な場ではなくて、日本庭園の見える、氏家社長以来のすばらしい、いろいろ、「巨人・大鵬・卵焼き」なんて言われた時代に華々しいいろいろな舞台になった、1975年からすばらしい庭園があるところで、区長と地域振興課長と呼ばれて、幹部とお話をした。それは、通常、そういう夏のお祭りですれ違いざまのお話をするというのとは違う意味でのミーティングだと思うんですね。そのミーティングというのは、やはり心に残ると思うし、印象に残ると思うし。現に、平成26年、27年の土地の貸し借りからこのお話というのは非常に困難な状態になっているということころを考えると、そこは記憶を職員とともにつまびらかにしていただいて、出していただきたいんですね。

それは、公務員である区長の務めじゃないか。でないと、石川区政というのはブラックボックスで、水面下でオープンにするつもりはないということになってしまうので、そここのところは、ちゃんと職務上明らかにして、示していただかないと、これは結局、もう一つの公私混同なんですよ。親しき仲の契約だという、使用貸借というのは親しき仲の契約。当初は、2年間、3年間頼むねという話、それが次に、もう今や8年間ですよ。あ、もっとかな。8年5カ月。7億相当になろうとしているんですよ。どれだけ親しくたって、そんなことはあり得ないわけですね。

区の公務員がやる仕事を進めるに当たって、対外的なこれだけ公的な立場にあるテレビ局というのは、そういうところだと思います。民間企業であっても。そういうところとどういいう話がされたのかというのは、しっかりと話していただきたい。

○石川区長 何回も申し上げておりますが、私は、小枝委員のご質問には、過去にもご答弁いたしましたけど、記憶はございません。かつ、この問題について、借りる借りないというのは、事務的に日テレと交渉をしたんだというふうに私は思っております、特段、私がそういうことを、その場だけではなくて、一般的に日テレにそういう話をしたことはありません。

○小枝委員 それは、これだけの幹部職員がいる中で、明言できるということなんですか

ね。

○石川区長 何回も同じ問題でご質問ですが、同じ答えでございます。私が、この問題で用地の借りる借りないということを私が一切かかわっているわけではございませんし、小枝議員の一定の日にちに会ったのか会わないのか、それは記憶がないということでございます。

一般的に、いろんな会合で立ち話を含めて、いろんな形でいろんな方とお会いいたします。それを一つ一つ、どうだこうだということをあなたにご質問するのは、ちょっと私は失礼だろうと思いますよ。

○小枝委員 その区長の言い方自体が失礼だというふうに思いますけれども、こういう混乱に立ち至っているトップの責任を聞いているんですよ。トップとして、どう考えているのかということなんですね。だって、区の職員だってかわいそうじゃないですか。これだけ千代田区のことを思って、一生懸命、日々仕事をしている人たちが、（発言する者あり）こんなに好ましくない状況の中で、仕事をしなければならない状況に追いやったきっかけがそこにあるから、聞いているんですよ。根も葉もないことを聞いているわけじゃ。

また、狭めて言わないでほしいんですけども、土地を貸してくれとか貸してくれないとかという話じゃなくて、この四番町、日テレ通り全体のまちづくりとか、この段階では、もう既に平成26年10月には新スタジオ棟の発表がありましたので、そっちに行くと、また話が長くなるから、ここではちょっと論点としては今はやりませんけれども。そういう非常にセンシティブな状況の中で、区長はお会いになったということについて、いや、いろいろ会っているから、とやかく言われるのは失礼だというふうに言われちゃうと、それはもう議会というか、議員としてはもう何も公開してくれと、オープンにしてくれと、つまびらかにしてくれということと言えなくなってしまうので、非常に今の状況はブラックボックス化していますよということを指摘させていただきます、そこは。

それで、先ほどちらっとおっしゃった中で、これは区長じゃなくて、もとに戻りますけれども、もしかすると、賃料を払うかもしれないんですか。それも検討しているんですか。

○大矢子ども部長 それは、あくまでもこちらがお願いしている状況ですので、無償で貸してくれるのか、場合によって賃料をとるということになるのか、あるいは貸してくれないのかって、どのパターンになるのかは、相手方次第のところがありますので、今のところは、どのパターンになるかはまだわかりません。

○小枝委員 昨年の11月11日に申し入れをして、もう4カ月たっていて、何のお返事も無いけれども、何にも聞かないという状況というのは、非常にこれまた不自然な状態だというふうに思うんですけども。あるべき、民間企業との、これはやり方を間違えれば、本当に相手方にも非常に迷惑をかけ、もう既にかけているんだというふうに思いますけれども、非常に印象としては悪い印象を与えてしまうわけなので、既に現在、107カ月、つまり掛け算すれば、7億円相当の貸し借りができているということに関しては、どうしても子どもたちを放り出すわけにはいかないわけですから、土地をさらに借り続けるという状況を見越したときに、お金は払いますというお話というのは、私は当然すべきだというふうに思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○小林やすお委員長 ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前 11時 28分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま調整をしております、その中で、小枝委員の質問となかなかみ合わない部分があったりするものですからですけど、いずれにしても、資料3にある最後の元年の1月11日に申し入れをお願いして、その後の経過というものが、先ほど子ども部長の答弁ではちょっとつかめない部分があるんで、全体的にどうなっているのか、今後の予測というか、そういったものを答弁できればお願いしたいと思いますが。

○坂田教育長 11月に行ったきりという話でございましたが、実は、昨日、私は先方に参りました。先方の担当の責任者の方、お一方とお会いをいたしました。区の申し入れの件でございますが、結論としてはいただいております。私の思うところですが、区の趣旨はご理解いただいているということだろうと思えますし、その上でご検討を進めていただけるというふうに理解をしております。

○小林やすお委員長 まあ、ちょっとあれですけど。そういった、（発言する者あり）感触のようなんです。

小枝委員。

なかなか言えない部分があると思うんですよね。

○はやお副委員長 相手があることだからね。（発言する者あり）

○小枝委員 結論はもらっていないという答弁でしたよね。しかし、理解はしてくれているだろう、みたいな。総務のほうでは、こういう一つ一つ、やっぱりけじめをつけて、段階を踏んで、普通ならイエスという返事を待って、次の行為に入るというのは、これは公務員とかなんとかじゃなくて、いや、逆に民間だったらもっとそうでしょう。普通はそういうもんじゃないですか。その好ましくないと言われながら、わざわざそれをやらなければならないというところの異常さというのが、先ほどから指摘している、私はこれは政治案件なんじゃないかと。公私混同案件なんじゃないかと。クリアに何かできない、非常に子どものためと言いながら、それを一つの何というんですかね、子どもを盾にとって、大人の悪い何かがあるんじゃないかというふうに思ってしまうところがあります。だから、これは、本来、返事を待って行うべきではないかということについては、どう答えますか。

先方の返事を待って、次の行政の一步を進めるべき、それは当たり前ことは当たり前によったださらないのは、なぜなんですかということ聞いています。

誰が答えるんですか。

○小林やすお委員長 これは難しい。難しいな。（発言する者あり）

○坂田教育長 先ほど来から、望ましいものは確かに先が見えてというところですが……

○小林やすお委員長 ちょっとすみません……

○坂田教育長 はい。

○小林やすお委員長 コロナの関係で、窓をあけたんで、騒音が入ってきて、よく聞こえないんで、（発言する者あり）もうちょっと大きい声で。

○坂田教育長 申しわけございません。この保育にかかわる事業、これは、いずれにしても、やめるわけにはもちろんいかないわけでございますので、担保はするというところで、物事を進めているわけでございます。

○小林やすお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 きょうは、とにかくそのスケジュールと経費の増要素が今はっきりしている状況について、一つ一つ点検をするということで質問していますので、今の日テレの仮園舎についても、非常に不確定要素が高く、非常にクリアになっていない状態の中で、複数の幾つかのもしかしたら仮々園舎をつくらなければならないかもしれない。もしかしたら、有償になるかもしれない。さまざまな増要素を含んでいるということがわかりましたので、もう次に参ります。

○小林やすお委員長 はい。お願いします。

○小枝委員 3点目、三つ目の資料要求の麴町仮住宅のほうの接道問題なんですけれども、これに関しましては、平成30年の、そうですね、9月と10月に担当課長のほうから初めて詳細な説明というのが議会にありましたけれども、そのときに、本体の地下部分、敷地内の増設分というふうに言うと思いますと、敷地内の増設分については、これは、契約は区のほうで行って、メトロさんからお金をいただくという形になるのかなということをおっしゃっています。

それで、部長のほうからは、仄聞するところによりますと、これも木村委員からの、大体、財政負担なんてしてくれるんですかという質問に対して答えているんですけれども、株式会社の場合は、減価償却の範囲内であれば、それを次のいろいろと設備投資に充てていくということでございます。仄聞するところによりますと、大体、メトロさんの減価償却費が約500億円程度というふうに通ってございます。今現在も、さまざまな駅施設の改善、さらにはエレベーターの設置等々を行っているということでございますので、全く費用負担していただけないということはないということで、この本体の施設内増設分については、しっかりと負担をしてもらえるという。とりあえず5億4,000万払うけどという、そういう話だったんです。

これについては、この間も随分、費用負担の折衝をしているということですので、まあ、貝坂通りのほうはまた後にして、ここについては、もうはっきりしているんでしょうか。

○加藤住宅課長 それでは、すみません。今回お配りしております追加資料の4のほうをごらんいただければと思います。

こちらのほうで、今まで、東京メトロさんとの打ち合わせの概要のほうについて、記載のほうをさせていただいてございます。打ち合わせ期間としまして、三つの段階に分かれて、現在、打ち合わせのほうを進めているところでございます。

まず、上のほうからでございます。平成29年9月から11月にかけて、こちらについては、区のほうからメトロに対しまして、エレベーターの出入り口、永田町駅のエレベーターの出入り口の新設について、打ち合わせのほうを行ってまいりました。

次に、その下でございます。29年11月から30年1月につきまして、東京メトロと地下通路の仕様の打ち合わせということで、右側の内容のほうに記載させていただいたところについて、打ち合わせのほうをさせていただきました。今、小枝委員のほうからお尋ねのあった費用負担等についても、この中で打ち合わせのほうをさせていただいております。

また、最後でございますが、平成30年2月から令和2年2月までの段階で、メトロさんと整備手法また費用負担等の打ち合わせのほうを行わせていただいております。内容

につきましては、右のほうに書かさせていただいた四つについて、打ち合わせのほうを随時行っている状況でございます。

説明は以上です。

○小枝委員 えっ。説明は以上ということですが、私が聞きましたのは、施設内増設分についての負担分について、2年前、担当課長はこういうふうに言っているんですね。メトロさんから早く金額を出してくれと言われていた。それは、もうメトロさんのほうとして、それによっては、幾ら払うかを決めるからという、そういう前のめりなお話だったので、ええっ、そんなに負担してくれんすねという話だったはずなんですけども、そこがまさか全然、0円、みんな千代田区の、5億4,000万円、全部千代田区が負担してくださいよというようなことになったということはないですよ。

○加藤住宅課長 現在、メトロさんとは、その点、協議中でございます。すみません。こちらにつきましては、意思形成過程の途中というところで、申しわけございません。申し上げることができません。

以上です。

○小枝委員 これは、もう既に契約時に議会に説明した内容なんです。貝坂通り下は、まだ協議中ということはお出でくるとは思いますけれども、この5億円の配分については、別に技術的な検討も何も要らないわけですから、一個一個はっきりしていけないと、もう2年もたっているわけですよ。で、何度も会っているわけですよ。その中で、私が聞いていますのは、一切負担しないなんていうようなこと、何か変更、変化はないですよと聞いています。

○松本環境まちづくり部長 ただいま、まさに交渉中でございますので、詳細につきましては、ご答弁申し上げられないことはご容赦いただきたいんですけれども。当然に、麹町仮住宅の地下の部分の工事、既に終わっている部分もありますし、また、これから将来的には最後にエレベーターを設置したりするという工事がこれから必要となりますし、またそこに経費もかかる。また、区の貝坂通り下に、これから永田町駅まで地下通路をつくっていくと、そういうことにやはりこれから着手して、経費もかかってくると。当然、それはトータルとしての、どっちかだけあっても何の役にも立ちませんので、トータルとして、メトロとの協議を行っているということでございますので、先ほど小枝委員ご指摘いただいた過去の答弁、その内容については、変更がないというように考えていただいて結構でございます。

○小枝委員 そうですか。今、意思形成過程の文書については、事後的にもオープンになるということになっておりますので、今のお答えがどうであるかということは、今後、点検、それこそ検証していけるお話だろうというふうには思います。

それでは、貝坂通り下の通路の工事なんですけれども、こちらのほうは、そこがなければ、何の意味もないということは、もうそのとおりだというふうに思うんですけれども、ちょっと素朴なところなんですけれども、本会議場でも聞きましたが、この駅舎——駅舎というのは、そもそも地下駅というのは、建築基準法の適用を受けるんですか。

○齊藤建築指導課長 駅舎につきましては、建築基準法の適用を受けるということで、考えております。

○小枝委員 かつて、森ビルの建設時、2009年、平成21年なんですけれども、当時

の担当者の方とやりとりをした住民のお話で、246の足と支障があって、つくれないというような話があって、ここの保健所の跡地が動くときに検討しようというような話に、メトロさんのほうでもなっていたというふうなことだったんですけども、ところが、足踏みというか、全然進まなかったということは、何かそもそも難しい事態が発生しているのではないかとということで、ちょっと調べていただいたんですけども、この建築基準法適用という中で、この地下において、専門的には私もわかりませんが、既存不適格とか、そういうふうな状況が発生をしているということはあるんですか。

○齊藤建築指導課長 建築基準法で、今のご質問ですと、既存不適格ということでございますけれども、実際に建物、建築基準法は年を追うごとに法律が変わってまいりますので、実際に現行法に合わないという場合もありますので、そういう場合、当時は法律に合っていたというものです。違反で建てたものではなく、当時は法律に合っていたけれども、現行法に合わないものというのは、既存不適格というふうな扱いを受けます。

○小枝委員 で、ここに関しては。

○齊藤建築指導課長 永田町に関しては、東京都扱いの建築物になりますけれども、灰聞するところによりますと、永田町につきましても、法律が変わってきているので、既存不適格の部分というのはあると聞いております。

○小枝委員 何でそういうことを聞くかといいますと、うちの弁護士は建築計画の概要書というのを確認したほうがいいんじゃないかとは言っているんですけども、要は、この貝坂下の通路をどうするのかということになってくるわけですね。これは、公式の場なので、というか、要するに、住民からすると、これはもう一本監査請求が出て、それがもう違法状態ということで指摘をされている事例なんですけれども、今ここでもう一步踏み込めば、三つぐらい監査請求ができると言われていたんですけども、そういうふうな素材を残せば、結果的に苦しむのは担当職員の方なので、できるだけ、もうこれを進めるにしても、とめるにしても、全てつまびらかにクリアにしていたほうが、私はいいんじゃないかと。区長は嫌かもしれないけど、ブラックボックスと言われて嫌かもしれないけれども、何かうやむや、うやむやとしながら、できるだけ何か知らせないように、知らせないようにしながら、後でばれたらしょうがねえというやり方がすごく多いので、じゃあ、この駅に関して、本当に永田町駅からの増設ができるのか。アパートの居住者じゃありませんけれども、裁判をやってみなくちゃわからないようなレベルの危うさを持っているのか。そこはどう判断しますか。

○加島施設経営課長 私もメトロさんとの打ち合わせ、技術的なものですね、にも参加させていただいておりますので、私のほうから少しご説明させていただきたいと思っております。

メトロさんの永田町の駅、先ほど建築指導課長、既存不適格ということでお話ししましたが、余り相手方のことを細かくちょっと言えない部分がございます。そういったことを踏まえまして、貝坂通り、こちらの通路に関しましては、建築基準法もちろん、その他の関係法令にのっとった法令に遵守した形で通路をつくるということは確認しておりますので、今後、その形で進めていきたいというふうなのが区の考えでございます。

○岩田委員 関連で。

○小林やすお委員長 岩田委員。

○岩田委員 ちょっと疑問に思ったんですが、既存不適格のものに対して、自治体が公に

お金を出すというのは、特に問題はないんでしょうか。というのも、例えば、あくまで別の話ですけども、マンションとかでも何でも、ビルとかでもこう、ビルを例えば1棟買おうとするじゃないですか。これは、実は既存不適格なんですよというビルに対しては、銀行ではお金を貸してくれないというか、ローンが使えなかったりするわけですよ。つまり、それぐらい何か危機管理を持っているわけですね、銀行は。でも、自治体としては、そういうのにお金を出すというのは、特に問題はないんでしょうか。

○小林やすお委員長 誰だ。（発言する者あり）

担当課長。（発言する者あり）

○岩田委員 大丈夫かな。

○齊藤建築指導課長 委員ご指摘のところなんですけれども、建築の分野でいいますと、さまざま既存不適格というものが、具体的に先ほども説明が少し足りなかったんですけども、既存不適格というものの自体に関しては、当時の法律に合っているけれども、今の法律に合わないということで、やっぱり法律がどんどん変わってくる。その変わったたびに、その法律に合致するように、じゃあ、毎回毎回工事をして直すようにするのか。というと、やはり社会資本の中で、ビルがたくさんある中で、当然、法律が変われば合わないビルというのは、何百万、何千万と出てくるんですけども、実際にそこまでではないと。法律の中の規定としては、法律には、当時の法律には合っているけど、今の法律には合わないというすみ分けをしているだけです。

それと違うのが一つあるんですけども、それはもう、その当時から法律に合わない形でつくってしまった。また、その後には違反な増築をしたとか、違反な改造をした、それは既存不適格ではなくて、違反ということになります。専らそちらのほうに関しては、やはり是正するような形で、区としても指導を強目にやらなければならないところがございますけれども、既存不適格につきましては、やはり法的な、相対的な法の中では合法というか、法律で定められた中の既存不適格という位置づけがございますので、当然、現行法にできる限り合わせてください。例えば、増築とか改築とかした場合に、法に関する、適用させなければならない法律の中で、規定があるような変更があった場合には、それに合わせるようにしてくださいというふうな形で、区としても積極的にそういうところに関しては、前向きに是正というか、現行法に合うような形でやっていただきたいというふうに考えているところでございます。

○小林やすお委員長 課長、今、彼が言っているのは、岩田委員が言っているのは、既存不適格と言われているものに対する増築に当たるんじゃないかというようなニュアンスだと思うんだけど。それを行政がやっていいのかというような質問だと思うんだけどね。

担当課長。

○加島施設経営課長 その、駅の増築という形ではない進め方ということで、関係法令にのっとった形で通路をつくるというところがございます。

○小林やすお委員長 そんなことがあるの。

○岩田委員 ふーん。

○小林やすお委員長 小枝委員。

○小枝委員 今の答弁にもあったように、非常に危ういというか、安定感のない状況で進んでいるということですね。ここは、公式の場で議事録にも残りますので、そういったと

ころで協議されたことがしっかりと、要するに、つまびらかにしていただきたいと。例えば、想像するに、この貝坂通り下を区のほうが今の建物施設等の一部のようにして、区道敷きの下をつくり込んでいき、その所有者は区になって、その掃除も電気も管理もみんな区になることによって、いや、これはメトロさんがやっているんじゃないかと、千代田区がやっているんですよ、好きでという、そういう形になっていくときに、何度も言っているように、それによるお金と工法と、全て違ってくるじゃないですかと。これだけ細かい打ち合わせを積み上げていけば、実は、そこまで本当はわかっているのに、この間の仮住宅のときの契約と同じように、もう既にわかっているのに言わないで、判こを押してもらったら後で言うとか、ばれましたかみたいな、そういうのはやめてほしいということをやっているんです。

というのは、議員にとっても、これを進める、進めないというのは、本当に進めるほうだって、大変もう信頼を問われることですので、ここのところをちゃんとつまびらかにある程度しないと、この後、5億4,000万かかりました。いや、その後、10億かかりました。まあ、千代田区はお金持ちですから、幾らだって出るんですよという話になっちゃうと、議員も行政ももう全くお金の使い方、要するに、自分の懐じゃないから、もうお金感覚が麻痺しているんじゃないかと。やっぱりそういうまちからは消費税も配分もみんな取っちゃいましょうというふうになっちゃうことになっちゃうから。やっぱり、一貫して言っているのは、増要素があるのか、スケジュール変更要素があるのかということ、ここで明らかにした上で進まなきゃいけないんじゃないですかということと聞いていますので、ここのことについては、その以前には半蔵門駅のジロール麹町に続く宗教団体からお金を出してもらった通路の話もしているわけですから、いや、あそこだったら、地下通路、幾らかかりましたよと。それで、今、こういうふうに払っていますよとか、そういうふうなことをやっぱり誠実に住民代表である議会に説明をしていただいて、やってみなくちゃわからないという話はもうやめてもらいたいというのが、ここのところの質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 東京メトロ、所管する駅の数でいえば約180ありますし、出入り口の数でいえば1,100ぐらいの出入り口を持っておるところでございます。そこには、やはり永田町の4番出口のように、あるいは、もっとそれ以上に混雑して、改善が求められているような出入り口もたくさんございます。そうした中で、今回は、千代田区のこの仮住宅の建設に合わせて、ぜひ、その4番出口の危険性の高い混雑を緩和しようということに、メトロのほうにも協力してもらわなきゃいけないという、そういう状況に今あるわけでございます。そして、当然、千代田区のほうでも、こうして区議会でもさまざまに熱心なご議論いただいております。また、メトロのほうでも当然にこの時期に、この永田町駅にお金を出すということについては、やはり当然、組織的な手続が必要になっていると、そういうような状況でございます。

ただ、私どもといたしましては、東京メトロの理解、協力もいただいて、この4番出口、先ほど永田町駅については、小枝委員ご指摘のとおり、そうした課題があることはもちろんですけれども、それを全部メトロに任せて、その既存不適格を全部解消するようなことを待つということになれば、この4番出口というのはもう、10年、20年、今のままということになってしまいますので、ぜひ、1日も早く、出入り口の改善をするという地域

の皆さんの強い思いを、これは区としても同じ思いで、できるだけ早く解消しようということで、今、そのやり方、あるいは費用負担について、前向きな議論を積み重ねているという状況でございますので、ぜひ、その点をご理解をいただきたいと思えます。

○岩田委員 関連で。

○小林やすお委員長 岩田委員。

○岩田委員 すみません。ちょっと、ちょっとだけ戻っちゃいますけども、先ほど委員長からのせっかく助け船を出していただいたのに、答弁で何かちょっと皆さんよくわからないんじゃないかなというような思いがありまして。先ほど、新たにつくるけども、何だ、容積率にはならないようにつくってもらいますみたいな話を、容積率って建造物ですよ。建造物は容積率だけども、いわゆる建築物というものは、例えば通路とか、そういうものは容積率にならないから、そういうのは大丈夫だよというお話でいいんでしょうか。

○齊藤建築指導課長 実際に、さまざまな法律の中で、いろいろ建築基準法の遡及適用を受けないというやり方があります。ただ、今回の事例に関してどうするかというのは、まださまざま議論を検討しているところで、最終的に法律上、法令上も問題ないような形でやるという形でございます。例えば、地下の工作物で面積に入らないという法令の部分もありますので、そういったところも含めて総合的に検討するべきではないかというふうに考えております。

○岩田委員 それで、先ほどバリアフリーとか出口の混雑の緩和というお話がありましたけども、その緩和のために5億とかかけてつくるのはエレベーター1基だけなんですか。

○加島施設経営課長 今の岩田委員のご質問は、仮住宅に設ける地下鉄の出入り口がどうなっているかということだと思います。エレベーターと階段という形になります。

○岩田委員 そのエレベーターなんですけども、当然、1往復するのに時間がかかりますよね。それで乗れる人数も決まっていますよね。時間がかかってその人数しか4番出口に比べて、何ですか、バリアフリーで利用できないわけですよね。それで何億もかかる。もちろん階段もありますけども、ということなんですよ。

○加島施設経営課長 すみません。どういった趣旨なのかちょっとあれなんですけれども、階段とエレベーターがふえるので、（「そうだよ」と呼ぶ者あり）今の渋滞している人たちの緩和になるというふうに考えられると思います。

○岩田委員 うーん。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 どっち。

小枝委員。

○小枝委員 246沿いであればそこからもうすんとそれ自体が建築物の、よく伊勢丹でも三越でも、すんと駅と直結というのがありますよね。ここのバリアフリー問題というのは、年に1回開いているバリアフリー会議の中で失念状態というか、十分に協議日ごろから、この件が出てきたからばだばたとやらなきゃいけなくなったようなわけで、定点観測的にずっと協議してきたというところが薄いというか、もしかするとここでみんなで腕組みしている状態の中で、いや、もうあそこのところの土地にこれ建てれば246沿いですとんと入るよというようなのがあるのかもしれないというのは、きょう地図を持ってきていないですけど、そういうふうな気さえするというふうに私は感じます。

ただ、もう先も急ぐでしょうから、きょうこのところでごめんなさい、確認をしたいことは、総費用の増大とスケジュールの延長の可能性ということについて、工事のおくれ、10月31日を過ぎると工事費の増大を招くよということが確認できましたし、仮園舎日テレ問題については、余り望ましい状況ではない中で現在が進んでいるということも確認ができましたし、この地下鉄のところに関して非常に難しいことをやらんとしていると。

私から見ると、本当にこんなに公務員の皆さんにいつも区民のために働いてくださっている皆さんが、こういう私から言わせるとある意味政治案件的なもので危ない橋を渡ってほしくない。本当に、今、いろんなコロナとかいろいろなことで、区民の安心・安全、子どもの暮らしやそういったことに万全を期していかなきゃならないときに、こういった深みにはまった政治案件を誰も責任を持つ人がいない中で、ただただ流されて、もう三重苦状態ですよ。こういうふうな流れを危ない橋を職員の皆さんに渡らせているのは誰かというふうに私は思います。で、こういう不安定な状況を確認できましたので、私のほうの質疑はここで結構です。

○小林やすお委員長 はい。

関連で、木村委員。

○木村委員 区長のいらっしゃる前ですので、幾つか確認をさせていただきたいと思います。お昼に入ったんで、端的に聞きたいと思います。

一つは、公営住宅法では、任意建てかえ事業となる区営アパートの居住者に対して明け渡し義務を課することはできない。明け渡しを強制できないと。この点は確認したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○加藤住宅課長 ご指摘の任意建てかえにつきまして、公営住宅法上の適用は受けないというところでございますが、先週の木曜日の木村委員の代表質問にもありましたとおり、任意建てかえの場合は借地借家法の適用を受けると。その中の第28条を用いまして正当な事由があれば明け渡しのほうを求めることができるというふうに認識してございます。

○木村委員 要するに一般法ですよ、公営住宅法からいうと。そうすると当然千代田区の区営住宅条例からも明け渡し義務は課せられないと。明け渡しを強制できないと。使用許可取り消しはできないと。要するに条例に基づいたそういうことはできないということ、これを確認させてください。

○加藤住宅課長 こちらにつきまして、任意建てかえにつきましては、判例等々調べておりますが、任意建てかえによる管理上の理由によって明け渡し請求のほうはできるというふうに考えてございます。

○木村委員 そうでしょうか。これは明け渡し事由というのは条例だと38条でしょう、区営住宅条例の。で、第1項に使用許可取り消しの事由が幾つか列挙されています。課長の今これを使って明け渡しは請求できるというふうに今おっしゃったんでしょう。ちなみにこの明け渡し事由の第1号から第5号、そして第8号、ちょっと読み上げていただけますか。

○加藤住宅課長 はい。それでは、区営住宅条例の第38条のほうを読み上げさせていただきます。

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用者に対し使用許可を取り消し、住宅の明け渡しを請求することができる。第1号、不正の行為によって入居したとき。第2号、

使用者又は同居する者が暴力団員であるとき。第3号、正当な事由がなく、使用料を3カ月滞納したとき。第4号、正当な事由がなく、一月以上区営住宅を使用しないとき。第5号、区営住宅又は共同施設を故意に棄損したとき。

○木村委員 8号ね。

○加藤住宅課長 第8号ですね。第8号、前号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく区長の指示命令に違反したときになります。

○木村委員 つまり区がやろうとしているのは、暴力団員と区営アパートの居住者を同一視するわけですか。（発言する者あり）いや、そうでしょう。このね、第38条というのはそうなんですよ。迷惑行為や暴力団員や、あるいはき損したり、そういう人に対しての明け渡し、使用許可取り消しなんです。

で、判例を今調べているとおっしゃったけれども、私も調べました。平成25年3月18日東京地裁判決、これは東京都が、迷惑行為、要するに深夜の騒音行為を繰り返すということで東京都が訴えを起こし、で、都の訴えが認められた事例です。そのときの判決、何を根拠に都の主張を認めたのかというのは、一つは、この条例に基づく知事の指示命令に違反した。違反した、と。つまり迷惑行為を中止しろと言ったのに従わなかった。それからもう一つは、知事が公営住宅の管理上必要があると認めるとき。この明け渡し事由に照らして、やはり明け渡し請求には合理性があるということで東京都の主張を認めたわけです。で、今、課長が言われたのは、区長が公営住宅の管理上必要があると認めるとき。これを使って使用許可取り消しすると言われたわけです。これは迷惑行為を繰り返して管理上問題がある、と。そういうケースのための規定なわけです。これを使って任意建てかえ事業によって使用者の使用許可を取り消しする。これは笑い物になるんじゃないんですか、千代田区は。どうでしょうか。

○加藤住宅課長 まず、今ご指摘いただいた管理上、今の管理上必要があるときといったところにつきましては、先ほど申し上げていない部分の第38条の第1項の第10号になります。こちらにつきましては、区長が区営住宅の管理上必要があると認めるときというふうなうたわれているものでございます。これにつきましては、じゃあこの管理上、必要があるときに明け渡し請求ができるできないといったところの判例がございまして。この判例につきましては、できるというふうな判例がございまして、こういったことを勘案させていただきますと、明け渡し請求自体、この条例の第10号の管理上必要があるときと認めるときにつきましては、こちらについてできるというふうに我々のほうは思っております。

○木村委員 公営住宅法というのは、ご存じのように、憲法25条を具体化したものなんです。公営住宅法の第1条に明記されているじゃないですか。行政の都合で住み続けたいという方の居住権を侵害することはできないんです。昭和59年12月13日最高裁の判決があります。これはやはり無断で増築しちゃったわけですよ、都営住宅を。1戸建てですからそれも可能なんでしょう。増築しちゃって。それで増築した分の賃料を値上げしたと。で、増築した部分を解体することと賃料を上乗せした分の滞納を払えという訴えをやっぱり東京都が行って、これも認められたんだけど、大事なのはその最高裁の判決なんです。要するに、この公営住宅法やそれぞれの自治体の条例に基づいて、明け渡し事由に基づいて使用許可取り消しをするといったときの判断基準はどこに置くのかと。

これは信頼関係に置くという判決あるじゃないですか。これはもう法理として確立しているわけですよ。で、この最高裁判決ではこう言っているんですよ。公営住宅の使用者が法が定める明け渡し請求事由に該当する行為をした場合であっても、行為をした場合であっても、賃貸人、要するに東京都ですね、この場合は。都の間の信頼関係を破壊するとは認めがたい特段の事情があるときは、その住宅の使用関係を取り消し、その明け渡しを請求することはできないと。つまり、オーナーである都や区と使用者の間での信頼関係を壊したということが認められない限り、明け渡しは請求できないんだと。これはもう、確定判決なんですよ。千代田区と居住者、使用者との信頼関係を壊していますか。賃料をちゃんと払っていますよ。壊しているのは区のほうじゃありませんか。それをもって使用許可取り消しをするとは一体何事かと、そう思いませんか。

○松本環境まちづくり部長 先ほど住宅課長がご答弁の中で申し上げました判例というのは、都営住宅を建てかえるに当たって、それは管理上の必要があるかということが居住者の方が訴えた裁判で、管理上には建てかえは含まれないというような趣旨で訴えたものが判決では建てかえも管理に含まれるというようなことが判決として出ております。ですので、それは当然建てかえのケースでも適用できるというふうに先ほど住宅課長は申し上げたところでございます。

そして、今の木村委員のご質問ですけれども、今回の場合、我々も別に入居者の方に何か不具合があるとかそういうことを今回のこの事業については言っているわけではございません。当然に現在居住されている方についても、一度仮移転はさせていただきますけれども、そこで新しい非常に住みやすくなった住宅にまたお戻りをいただくということで、当然その移転というのはそれなりの負担もございしますが、そうしたことにきちんとして費用面、あるいは実務的な負担、そうしたものもきちんとしていこうということで考えておりますので、現在の入居者の方、また将来この区営住宅を使われるであろう方も、当然に今よりもよりの住環境を提供していこうと、そういう趣旨でございまして、何も居住者の方を何か出ていってくれと、そういう事業をやっているわけではございません。そうした意味で、十分我々としてはご理解をこれから具体的にその個々の方のご事情に合わせる形でご説明をする中で十分に理解を得ていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○木村委員 先ほど課長が言われたように、使用許可取り消しを出す法的根拠を明け渡し事由、先ほど列挙した、その条文を使ってやろうとしているから問題だと言っているわけですよ。要するに、今、部長が言われた管理上というの、これは法定のことじゃありませんか、法定建てかえ事業。だって任意建てかえ事業については公営住宅法というのは何も定めてないわけですから。法定建てかえ事業について要件を定め、これ以外は全部任意といっているわけで、この管理上というの、法定建てかえを進める上での管理上の運用なわけですよ、規定なわけですよ。これを使って明け渡しをするということは、私はできないと。法律上はもちろん条例上もできない。法令上できないんですよ。借地借家法しかできないのです、一般法の。だからお願いなんです、任意建てかえでは。正当事由を裁判所が有効なのか無効なのか、これをはっきりさせてもらわない限り前に進めない事案なんです。これをわからないと大変ですよこれから。法律でできるんだと、条例でできるんだなんて思い込んでいます。

なぜ私が、実は分科会の中でこの38条を使うというから、これは大変だということで、きょうあえてこの場で質問させていただいているんです。明け渡し事由というのは、例えば家賃3カ月滞納すれば明け渡し事由になるわけですよ。しかし、この運用も慎重にしろというのが国交省から通達が出ているんです。なぜか、千葉県営住宅で無理心中が起きたからですよ。明け渡し事由を出したことで、小学生の娘さんを持つ母子家庭で無理心中が起きたと。娘さんだけ亡くなっちゃったと。こういう痛ましい事件を経て、もうこの明け渡し事由だって強引にやるなど、機械的にやるなど、これが国交省から通達で出ているんですよ。今回も、例えば区営アパートの方、90代の90歳を超えている方で、年末から外に一步も歩けない。もうこもっちゃっている方がいらっしゃいますよ。そこに使用許可取り消しを公布するのはどういうことなのかと。やっぱりこれは真剣に考えてもらわないと困りますよ。こういう条文を使って明け渡し請求していいのかと。これはやはり慎重に私は行政は当たるべきだと思うけれども、いかがでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 その事由につきましては、先ほど住宅課長が条文を読み上げましたけれども、当然入居者に責がある場合というののほかに管理上必要があるときというようなことは、またそれとは全然別の号としてあるわけで、何もそれを管理上の必要があるというところを適用したからといって、その入居者に責があると同じように区が見ていると、そんなことは全くないわけでございます。それと、木村議員が明け渡しの義務化あるいは強制できるのかというようなことをおっしゃっておりますが、仮に法定建てかえであっても実際に明け渡しを請求して出ない方というのはよく全国的にはたくさんいらっしゃってそれが訴訟になっておりますけれども、ですから、法定建てかえであっても、結局入居者が立ち退かなければ訴訟を起こして出ていただく。それで任意建てかえで明け渡し請求して出ていかなくても、やはり同様に最終的には訴訟をして出ていただくという、そういう意味では法定建てかえも手続的には変わらないわけでございます。ただ、訴訟の中で正当な理由があるかないかというものを、任意の場合は区として立証をしなきゃいけないと、そういうことでございますので、とにかくそれは最終的な手段でございます、そういう訴訟とかにならないで済むように、私どもとしてこれから1世帯1世帯にきちんと対応して円滑な建てかえが実現できるように努力をしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○木村委員 では、最後です。

行政が今後どういう対応をしていくのかというのは非常に大事なんですよ、これはね。で、あたかも法令や条例で取り消しができるんだというようなことでいったら、これは絶対解決しませんよ。で、仮に借地借家法で正当事由があると認められると。で、認められた、だって訴えの提起すること自身、正当事由が有効ですか無効ですかということ訴えの提起をすること自身、議会の議決が必要なんですよ。嫌だと言っている人たち世帯ごとに訴えを起こすわけですよ。場合によっては先ほど言ったようなことは、区の正当事由、この方にとっては区の正当事由は無効ですという判決が出るかもしれないし、無効だと言ったら有効だと言っても上告されたらどうするんだと。もう、裁判は、1年、2年かかりますよ。裁判の判決が出て、嫌だと言ったら、今度は強制執行の申し立てをしなくちゃいけないんです。要するにもう何年越しの仕事になっちゃうわけですよ。既に仮園舎の敷地なんていうのはもう借りているわけですから、そこまでこの問題をそこまでも泥沼には

まっていいいのかと。だとしたら、今、居住者と話し合いをしなくちゃいけないわけでしょう。

これは誰もが納得できるような話し合いでなければならないんです。行政の計画を説得するという立場では、これはもう無理なんですよ。だって、意向調査で区営アパートの3分の1の方が嫌だと言っているんだから。意向調査でその他と答える方が9世帯ですよ。何も答えてない方が3世帯。意向調査に答えてない方が7世帯でしょう。少なくとも3分の1以上の方が異議を唱えていると。こういう状況のもとで説得ということが、区の計画を説得させるというのが果たして可能なのか。私は本当に話し合うと、誠意を持って話し合うというのであれば、やはり誰もが納得できるような形での話し合いでなければならないと思います。行政の計画を説得させるという立場に立っては、恐らくこれは、計画は大きくおくれることは間違いありません。断言します。答弁を求めます。

○加藤住宅課長 今、まさしく環境まちづくり部長が答弁したとおりでございます。もちろんそうした裁判を、まず、こちらとしてもしたいわけではございません。決してしたいわけではございません。ですので、まずは本当にここにつきましては居住者の皆様皆様の思いを受けとめつつ、どういう形で、もちろんベストを尽くせば一番いいのですが、居住者の方々と話し合った結果ベターという形にもなる可能性もございますが、全力を尽くして丁寧な対応についてこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○木村委員 これ、課長答弁でいいんですか。これは本当に大変ですよ。大変な事態ですよ。

○小林やすお委員長 質問者から誠意を持って、住んでいる方の……

○木村委員 10月から入って、絶対入れないね。100%入れない。

○小林やすお委員長 話し合いをしていただきたいということなんですけれど、答弁は。（発言する者あり）

副区長。

○山口副区長 ただいま担当課長、担当部長が申し上げたように、いろいろ法的な流れの中での対応というのが定められている中ではあろうと思っておりますが、やはりこういった事例の場合は誠意を持って丁寧に対応していくというのがベースにあることは確かなんだろうというふうに思っております。したがって、課長、部長が申し上げたように、今後も丁寧な対応を心がけて、そしてそれに対して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○小林やすお委員長 はい。お願いしますよ。（「はい」と呼ぶ者あり）
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 午前中はちょっと、この時間ですので、休憩して、昼食にしたいと思っております。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
質疑をお受けいたします。

○大串委員 それでは、システムのリプレースについてお願いしたいと思っております。

このシステムのリプレースについては、企画総務分科会でもきっちりやりましたよと米田委員からも聞いているんですけども、内容がまだ上がってきてないものですから、もしダブったところがあれば、申しわけないと思います。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 委員長に説明してもらおう。分科会長に。

○大串委員 まず予算概要の180ページ、181ページに、今回のこのシステムのリプレースの内容が詳しくスケジュールとともに記載されております。その中で、総合住民サービスのほうは予算が約6億4,000万と結構な額なんですけれども、大まかで結構です。この内訳をまずお願いしたいと思います。

○加茂IT推進課長 ただいまのご質問でございます、総合住民サービスシステムのリプレースにかかわる予算6.4億円の内訳でございます。ポイントの表をごらんいただければと思います。

まず、追加システム、こちらのほうはリプレースに先駆けてリプレースを1年間延期することによって個別で動いているシステムのセキュリティ上の課題、それとあと運用上の課題、特に区民サービスの観点から早期にシステムとして構築しなければいけないということで追加システムとなっております。こちらが開発を含めて2.2億でございます。この開発でございますけども、5業務のうち3業務が新たにゼロからシステムをつくるということで、開発費が大半を占めているというところでございます。

それから、続きまして、新システム、こちらのほうが次期総合住民ということで総合住民サービスシステムのリプレースそのものになります。こちらのほうは、令和2年の後半、こちらのほうで業者選定の後、開発に入るということで、こちら2.4億でございます。残りの1.8億に関しましては、今回のシステムは従来のシステムと違いまして、今までのシステムは業務と基盤、いわゆる業務システムを動かすサーバですとかディスク型で作り上げていましたですけども、今後、将来クラウドですとか、それから共同化への移行を検討いたしまして、業務システムと、それとあとサーバの基盤を分離するというところで、今回追加システムの基盤をつくるというところで1.8億、計6.4億というのが今回の内訳でございます。

○大串委員 システムのリプレースというと、どうしても専門用語が多くて、私たち素人にはすぐわかりづらいところもあるんですけども、そうすると今の説明にありました中に、基盤の新たな調達も含むということでよろしいのでしょうか。

○加茂IT推進課長 仰せのとおりでございます。基盤の構築を含んでございます。その基盤の構築が6.4億のうちの1.8億ということになります。

○大串委員 それで、このスケジュールを見ますと、業者の選定、それから契約要件の確定と、令和2年度に入ってすぐ作業に入りますよということなんですけれども、この説明の中に、このリプレースに先立っては情報化指針の改正を行って、今後の区のシステム化においてあるべき姿を明確にしますと。その上でこのリプレースを行っていきますというふうに書いてあるんですけど、スケジュールからすると、この新たな指針の見直しとか、その指針の見直しの中に「情報化基本構想」も入るんだと思いますけども、これはいつできるのでしょうか。

○加茂IT推進課長 ただいまのご質問でございますけれども、現在作成に入っております、4月の末までには情報化指針、それとあとこちらにあります「情報化基本構想」こ

の2部を公開するつもりであります。

○大串委員 去年の第3回定例会で、私、この件、本会議で質問させていただきました、リプレースに当たっては、庁内の職員の方はもちろんですけども、区民の方の理解を得て行うことが何よりも大切だと。でなければ、ベンダー主導になってしまう可能性がありますよと。極めて複雑で専門的になりますから、どうしてもそういったところはベンダー任せになっちゃうので、それではいけないんだということで、皆さんにわかりやすい指針をつくる。または基本構想をつくって、千代田区のITのあるべき姿、で、それを示した上でじゃあ区役所の中で動いているそのシステム、たくさんありますけれども、それをこういうふうに再調達しましょうということになるので、その辺は大丈夫かなと思っているんですよ。今の説明だと4月には発表しますということですけど、4月発表と同時に契約要件の確定ですから、RFPも示して、それから業者の選定に入ると、このタイミングがちょっと大丈夫かどうか心配しているんですけど、どうでしょうか。

○加茂IT推進課長 ただいまのご質問でございますけれども、情報化指針及び基本化構想につくりましては、既に骨子の部分ができ上がっております、庁内でも首脳会議等を通じて共有をさせていただいております。タイミングでございます。まさに委員がおっしゃるとおりに、まず情報化指針から基本化構想があって、それを受けてRFPの策定に入るというのが順番でございます。RFPにつきましては、今回8月、9月を予定しております。それを通じて調達という形になりますので、その間3カ月という短い期間にはなりませんけれども、情報化指針、基本化構想を作成して固めた後にRFPの策定に入るということを予定しております。

○大串委員 短い間だけでも十分それは周知しますよと。庁内の職員の方はもちろん区民の方にもそれをお示しして理解をしていただいた上でRFPの作成は夏と言った、それ以降入ると言ったね。

○小林やすお委員長 はい。

○はやお副委員長 言った。

○大串委員 で、そのRFPの作成、これも本会議で質問させていただきました。理想はIT課の職員が作成する。みずからですね。けども、非常に今回システムが大きい。これを、だからRFPをつくるのは非常に大変だから、作成にお手伝いするというかな、していただけるコンサル、そういったものが入らないとできないということで、質問もして答弁はそういう形だったんだけど、今回どうなんでしょうか、その辺は。

○加茂IT推進課長 ただいまのご質問でございます。今回、総合住民のリプレースに関しては1年間期間を延長させていただきました。その1年間の間で前回やろうとしていたRFP要件、もう一回これを職員の方で見直しました。何を見直したかといいますと、やはりRFPということは、やはり千代田区にとってどうなのかということの色濃くやはり反映したものを外に対して出して調達をしないと、千代田区が何を目指していくのか、何をやりたいのか、あるいは何が課題なのかということがわかりにくいということで、こちらの整理を行いました。今回のRFPでございますけれども、今回の総括と、それとあと情報化指針、基本化構想を通じて、今、策定しております千代田区としての今後のあるべき姿、これは単に5年後の先ではなくて、その次を見据えた10年先を見据えた形の中でのシステム要件をまさに職員の中で作り上げたということでございます。

委員がおっしゃるとおりに、外部の力をかりてというところは、一番やはり我々として力をかりたいところは、ご存じのように、昨今のITの技術はどんどん進歩しています。そういった中でこれから5年間使うということを考えたときに、そのITのシステムがすぐに陳腐化してしまうと。あるいは世の中の流れに合わないということになると、これは大きなやはり課題になりますので、そのあたりにつきましては、外部の業者から最新のIT動向、例えば先ほど基盤というお話をしましたですけども、将来いろんなクラウドだとか、そういうのに移行するに当たって無駄にならないような基盤のつくり方、技術は何なのか、そういったあたりの情報をとりながら一緒に作成していきたいというふうに思っております。

○大串委員 極めて説得力ある答弁をずっと続けられるものですから、何も言うことないよということなんですけど、それで、現在のシステムを運用保守していくということでは、IT推進課の中に、基盤を動かしている、基盤システムの中でも主要な行政サービスを動かしているほうがNTTさん、それからもう一個のほうが電算さんという、大きく基盤が二つ動いているそうですね。で、このそれぞれの会社の社員の方が、日常の運用保守ということで、IT推進課の中にいらっしゃいますよね。何名ずついらっしゃるんでしょうか。

○加茂IT推進課長 今現在、電算——電算というのは、今、稼働しております総合住民サービスのパッケージを運用保守している人間でございます。こちらの方が今1名、常駐といっても、月曜日から金曜日に毎日常駐しているのではなくて、週4日常駐しております。常駐している内容でございますけれども、やはりいろいろ現場からこうしてほしい、ああしてほしい、あるいはこういうことを急ぎ回答を欲しいというリクエストがございます。そういった形の中で対応していただいているSEという形になります。

それから、NTTに関しましては、実際に今NTTさんの職員さんがやっぱり常駐しております。こちらにつきましてはヘルプデスクサービスという形で役割を担っております。ヘルプデスクサービスというのは、ご存じのように、全庁LANで全庁でパソコンを使ったりプリンターを使ったり、それとあと、IPフォンですね。電話も含めてですけども、こちらのほうのいろんなふぐあいが起こったとか、あるいはパスワードを忘れてしまったとか、あるいはファイルを誤って消してしまったとか、そういったことを受け付けて、それに対して対応しているという職員が2名、NTTさんから常駐しているということでございます。

○大串委員 IT推進課の中には、そういうベンダーの方がNTTさん2名と電算さん1名、計3名の方が一緒に仕事をされている。

で、私が心配するのは、今、RFPの作成に入っていますという中で、この2者のベンダーは次期調達には入らないんだったら、私、いいです。けども、現在動かしている会社でございますので、次期もやりたいということでもし入るとなれば、これは今の一緒の仕事場というのは、結構情報がそっちに抜けちゃう可能性がありますけど、この点はどうなんでしょうか。

○加茂IT推進課長 次期総合住民サービスのリプレースに関しましては、いわゆるオープンなプロポーザルを実施したいというふうに思っております。そういった中で、もし既存のベンダーさんが手を挙げるということであれば、他者も含めてそういった中で厳密に

審査をさせていただいて、最終的に業者を決定したいというふうに考えております。

○大串委員 いや、これはちょっと、課長らしくない、ちょっとわかりづらい答弁。（発言する者あり）今の答弁だと、この2者も参加しますよと。恐らくほかの会社とあわせて参加してきますよという答弁なんだけれども、そういった場合に大丈夫ですかと。要するにRFPというのは外部に漏れると自分たちに都合のいいようになってしまうという可能性もあります。だからその辺をきっちり分けるためにはどうしたらいいのか。それは内部でこういうふうに体制を敷きましたよというものが明確なものが出されないと、これ疑われるということは、先方さんにも気の毒だし、こちらにとっても、ちょっと都合悪いことなんで、この辺は明確にやってもらいたいと思いますけれども。

○加茂IT推進課長 ただいまの委員からのご指摘はごもっともだと思っています。今現在ですけれども、実はIT推進課の中に打ち合わせテーブルがございますけれども、私から今職員に言っているのは、RFPに関する事、次期調達に関する事については別の会議室で会議をすることにしております。このあたりで、まずは会議体という形の中で分離をしているというのが1点でございます。

それとあと、いわゆる委託の社員の中で常駐している社員がおりますけれども、常駐している社員に対しては守秘義務という形の契約をそれぞれ結んでございます。そういった中で、万が一今やっている保守の範囲以外のものが何か情報として外に漏れる、あるいはそれが語られるということであれば、それは契約の中での守秘義務違反という形になると思いますので、そういった観点からも管理を強めていきたいというふうに考えております。

○大串委員 ちょっと、こう、すっきりこないですね。守秘義務を課しているから大丈夫だというふうに聞こえるんだけど、それが本当に守られているかどうかというのは、その方が自分の会社、本体のほうに、今、千代田区ではこういうふうにつくっていますよというのが漏れるということはわからないじゃないですか。で、その競争に入ったときに、その会社が有利に立つ、と。それは、だからチェックのしようがないので、厳密に何か、こう、（「入れない」と呼ぶ者あり）分けないといけない。例えば、ほかの区はどうやっているかわからないけど、恐らくほかの区も厳密にやっていると思います。例えばそういうベンダーさんにかかわる人が、社員がIT推進室に入るときは、電話で許可をもらって、今、大丈夫ですかというぐらい慎重にやってから入ってもらう。で、そういうRFPをつくる部屋を個別につくるんだらつくとか、これは厳密に分けてやっていかないと、この辺心配でありますので、もう一回そこを答弁してください。

○加茂IT推進課長 今のお話のとおり、やはり明確にまずは一緒に仕事をしている場所を分けるということが重要かと思っています。ただ、これにはレイアウト変更等を伴いますので、これにつきましてはこれから検討させていただきたいというふうに思っています。

また、ヘルプデスクサービスにつきましても、NTTの社員がやっておりますので、今現在、いろいろサービスも行っておりますので、このサービスレベルに影響しないような形の中でどう分離をしていくのか、あるいはどういうふうな形の中で日ごろの我々の業務と分けていくのか、これについては早急に検討してまいりたいというふうに思っております。（「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）

○小林やすお委員長 えっ、休憩。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 7 分休憩

午後 1 時 5 1 分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

答弁から入ります。

○清水政策経営部長 大串委員のご指摘、非常に重要なご指摘だと思っております。本会議のところでもご答弁を差し上げましたけれども、区民の皆様方に調達、契約に関して疑念を持たれるということのないように努めていかなければならないと思っております。特に冒頭でご指摘を賜りましたとおり、システムのリプレースということに関しましては、非常に多くの税金をお願いしているということをお聞きしなければいけないというふうに思っております。これまでも情報の管理、あるいはそういった契約等を含めた公平性の担保というものには取り組んできたつもりではございますけれども、ご指摘を踏まえまして、より一層公平性、公正性、担保がとれるように取り組んでまいりたいと思っております。

○小林やすお委員長 大串委員。

○大串委員 疑念を持たれないために、先ほど間仕切りとか、話がありましたけども、今の IT 推進課の席順を示せとは言わない。僕はね。けども、机を並べて仕事するのはいかがなものかと思うんだよ。だから、間仕切りをする。先ほど答弁ありましたけれども、間仕切り程度だったら早急にできるんじゃないかと思う。で、RFP を支援するコンサル会社と、それから職員は一緒につくるということでは一緒でもいいんだけど、ベンダーさんと一緒に席を並べるというのはちょっとどうかと思うので、その辺をきっちり間仕切ってできないのか。で、4月から入るって、結構忙しいよ、だから。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）うん。だから、RFP の作成作業を、じゃあ 1 カ月おくらせて 5 月からにするとか、その間に IT 推進課のハード面、間仕切りを含めたハード面をどうするか。

それからもう一つは、職員体制をどうするかというのがありますよ。いつまでもベンダーに頼っていちゃ、その方はベテランでよく知っているから、どうしても頼っちゃう。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうじゃなくて、IT 推進課の中ですぐれた職員を育てるのが加茂課長の役割じゃないですか。だからその辺答えてください。

○加茂 IT 推進課長 ただいまの大串委員からのお話でございますけれども、まず、IT 推進課内のレイアウト変更、間仕切りをする。あるいは作業場所を分けるということについては検討いたします。

続きまして、職員の体制、いつまでもベテランの委託事業者の方におんぶにだっこということは、（「そう」と呼ぶ者あり）将来にとっても、やはりこれから自分たちでシステムを構築していくという観点からすると、これは大きなやはりマイナスになるだろうというふうに思っています。そういった中で、私自身、今回千代田区のほうでお世話になる中であって、今までの経験ですとか知見をなるべく多く IT 推進課の職員に対してきちっと伝授をしていきたいというふうに思っていますし、今回初めてリプレースを経験する職員も、ほぼ 100% が今回大きなリプレースを経験するということになりますので、プロジェクトの管理の仕方を含めて、きちっと私のほうから話をして、徐々にですけれども、委託事業者に頼る姿から自分たちでやり遂げるという形に変えていきたいというふうに思っております。

○大串委員 最後ね。ぜひ、よろしくお願いします。

最後、ちょっと戻って恐縮ですけども、指針の策定、それから基本構想の策定、4月だということなんですけども、それをつくるに当たって、現在作業中ですと、職員の方と会議も重ねてやっていますということなんですけども、どういったことが課題として挙げられたのか、現状のシステムとしてどこに課題があるのか、それから、新しいシステムをつくるに当たってはということが望まれるのかというようなものを、いきなりこういっただけで済ませたという前に、できれば議会に一回その内容を一覧表にして示してもらいたい。そういうことが区民に示すことと同時にございますので、区民の理解を得るにはそのぐらいのことをやらないといけないと思う。でき上がってというよりも、今の課題はこうですよ、また次にシステムつくるためにはこれが必要なですよということをきちんとわかりやすく説明することが大事だと思うんですけど、どうでしょうか。

○加茂 IT推進課長 ただいまのお話でございます。今現在、いろいろ作業に入っております。まずは現行システムの棚卸しから始めてそれぞれシステムの総括、そして今どういう課題が起きているのか。で、その課題が今区民サービスに対してどういう影響を受けているのか。あるいはセキュリティの観点からどうなのか。あるいは職員の事務改善に対してどうなのかという観点で整理が終わったところでございます。

それとあと、やはり今回の情報化指針の改正ということで、ご存じのように今の千代田区の情報化指針は平成14年につくられております。それ以降かなりITの技術も進展していますし、国や周りのいろんな行政のシステムのあり方も変わってきています。そういったものを反映しながら今つくり上げているというところでございます。そういった観点で、ぜひこういった内容で区民に公開しますというものをつくり上げて、ぜひ皆さんにお諮りをいただきたいというふうに思っております。

○大串委員 じゃあ、最後にもう一つ。すみません。

これは確認でございますけれども、今回の予算です。総合住民サービスシステムのリプレース、これは基盤も含めて6億4,000万、それからもう一つの総合行政システムのリプレースについても、基盤も含めて6,200万、これでできるということでよろしいんでしょうか、確認です。

○加茂 IT推進課長 今の総合行政システムのリプレース6,300万でございますけれども、こちらにつきましては、基盤につきましてはまだ構築はいたしません。今回このリプレースにつきましては、来年度から集中的に構築するという形でその準備段階になります。その準備段階として要件定義を含めて外部に委託している分で2,900万、それとあと一部令和2年度の下半期から業者の選定後開発に入りますので、それで3,000万という形で、トータル6,200万という数字を上げております。

○大串委員 じゃあ、こちらのほうの行政システムのリプレースは、基盤も含めると総体でどのくらいかかるものなんですか。

○加茂 IT推進課長 こちらの総合行政のほうでございますけれども、先ほど総合住民のほうで基盤をつくり上げるといってお話をさせていただきました。実は総合行政のほうもこの総合住民の次期リプレースでつくり上げます基盤の上に乗せて動かすという形になりますので、基盤の料金は経費については、総合行政の中には含まれておりませんということでございます。（発言する者あり）あ、債務負担ですね。

○小林やすお委員長 幾ら。幾らになるの。（発言する者あり）

○加茂IT推進課長 そうしましたら、債務負担のところになります。こちらの各会計予算の266ページの下2段になります。

まず、総合住民サービスシステムのリブレースと、今ご質問の総合行政システムのリブレースのお話がございます。総合行政システムリブレースにつきましては、令和2年から3年度に際しまして6億2,600万を計上しております。これはシステムの開発費用という形になっております。基盤のほうについてはこちらに含まれておりません。

○大串委員 すみません。

○小林やすお委員長 大串委員。

○大串委員 ということは、基盤については総合行政のほうはこっちの総合住民のほうの基盤と同じだから、その基盤を使うんですよということで理解していいですか。

○加茂IT推進課長 今回のシステムにつきましては、千代田区のシステムを横断的に統括するような基盤をつくりたいというふうに考えております。その基盤の上に先ほど来お話ししています総合住民サービスのシステム、それとあと総合行政システム、それとあと一部まだ個別システムが動いていますけれども、それを乗せた形の中で全体最適を求めていくと。その全体最適の中で、今まで保守運用がそれぞれの場所で行われていたこと、セキュリティ対策もそれぞれのシステムで行われていたこと、そういった個別最適を全庁最適にすることによって、全体の見える化と同時に経費の全体最適化を図っていきたくて、そういった意味で、今回基盤をつくりたいということでございます。

○大串委員 ああ、なるほど。

○小林やすお委員長 了解。

○大串委員 了解。ちょっと、じゃあ。

○小林やすお委員長 大串委員。

○大串委員 よくわかりました。質問はもうこれで終わりなんですけど、予算の概要だけ見ますと、今、種々やりとりしましたけども、なかなかそれが読み取ることが難しい。だから、できるだけこれからそういった課題とか何とかを出していくというときに、わかりやすくしていただいて、また議会なり、または区民の方に示せるようお願いして、いずれにしてもシステムだからこれは役所の中で私たちだけがやればいいんですよというのではなくて、システムもやっぱり区民とともに一緒につくり上げていくものだということで、区民の理解を得ながらやろうよということで、IT推進課としては今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○清水政策経営部長 大串委員のご指摘、しっかりと承りました。IT推進課という、ある意味専門技術的な要素、知見を非常に必要とする部署、組織の組織運営というものは非常に難しいというのは私も肌身感じているところではございます。その上で本日いただきましたご指摘をしっかりと受けとめて、前に進んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大串委員 はい。いいです。

○小林やすお委員長 次に質問をお受けいたします。

○池田委員 子どもの学習・生活支援事業について伺います。予算の概要が103ページのところです。

○小林やすお委員長 いいかな。はい、どうぞ。

○池田委員 生活困窮者自立支援というところで、分科会のほうでも質疑があったかと思いますが、その中で2番の子どもの学習・生活支援事業の拡充というところでは余り触れられていなかったようなので、そのところに特化して伺います。まずはこれについてどのような事業でしょうか。

○柳生活支援課長 子どもの学習・生活支援事業につきましては生活支援課の所管でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

この事業は、生活保護に至らない第二のセーフティネットとして、平成27年4月1日に施行されました生活困窮者自立支援法に基づく事業でございます。生活困窮などさまざまな困難を抱えた子どもを取り巻く課題に総合的に対応して、子ども社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とした事業でございます。

○池田委員 千代田区での取り組みはいかがですか。

○柳生活支援課長 千代田区におきましては、平成28年度から子どもの学習支援事業として実施してまいりましたが、平成30年10月1日から生活困窮者自立支援法等の一部改正をする法律が施行されましたことから、さらなる支援体制の強化をすることとなりました。今年度、令和元年度から、子どもの学習支援に加えて、生活支援、生活習慣、育成環境の改善に関する事項を加えまして、子どもの学習・生活支援事業として実施しております。

○池田委員 ただいまの事業についての対象者について、確認させてください。

○柳生活支援課長 対象は千代田区に住所を有し、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒及び保護者であり、生活保護法による被保護世帯、生活困窮状態にある世帯、それと単に生活困窮ということだけではなく、養育環境に問題があり、社会的自立のために支援を要する世帯の方が対象となっております。

○池田委員 現在、そのようなお子さんが何人いますか。

○柳生活支援課長 そのように該当するお子さんがどれくらいいるかは所管のほうでは把握してございませんが、現在、この事業に参加されているお子さんは34名いらっしゃいます。

○池田委員 全体を把握していないということですが、この事業に絡んでいるのが、在籍しているのが34名ということで伺いました。具体的にはどのように取り組んでいるんですか、その34名に対しては。

○柳生活支援課長 今年度からは専門性ときめ細やかな対応ができる事業者に委託をしまして、実施をしております。具体的には区内3カ所、麴町方面、飯田橋方面、神田方面の会場において、週1回、午後5時から8時半までの間でおおむね2時間程度学習・生活支援を行っています。

実施体制としましては、責任者のほか学習指導員、生活支援員を配置し、お子さん2名から3名に1人の指導員が当たっております。

この事業の周知方法としましては、区立の小学校、中学校、中等教育学校を通じて対象学年の児童・生徒、保護者にチラシをお配りしますとともに、区のホームページで事業周知を行っております。

それと、子ども部とも連携しまして、児童・家庭支援センターを経由して参加されてい

る児童・生徒さんもおられます。申し込みがございまして、学習の支援の開始までは生活支援課で申し込みを受け付けまして、その後、児童・生徒、保護者、事業者の3者による面談を行いまして、お子さんに合った支援内容、希望会場、時間を決めて事業を行ってございます。参加費は無料でございます。

○池田委員 先ほど在籍しているのが34名で、まだ実態の総計はわからないというところですけども、この支援事業の案内というのは学校を通して配っていると。やはりそういう中で、本当は受けたいんだけど、申し込みをしづらいつか、やはり周りの目が気になるかとかというところがあるかと思っておりますので、そのあたりのケアも含めて、先ほど児童・家庭支援センターと連携をとっていると言っておりましたが、私も所管のほうではなかなかそのあたりも触れられないんですけども、実際に子ども部と保健福祉部のほうで連携はしっかりととれているんでしょうか。

○柳生活支援課長 この事業の実施に当たりましては子ども部との連携が必要と考えてございますので、先ほどこの事業の周知に当たりましては、学校・園の校長会というのが定期的でございますけれども、そういったところにもお邪魔しまして、事業の説明等をさせていただきながら、連携を進めさせていただいております。また、所管のほうの児童・家庭支援センターのほうにも、今回の事業につきましてはご説明をさせていただいております。

○池田委員 お子さんのことですから非常にデリケートな事案かと思っておりますので、そのあたりもしっかりとサポートしていただけたらと思っております。

で、令和2年度の予算に拡充とありますけれども、これは2番の子どもの学習・生活支援の拡充とありますが、どのような課題認識でどのような点を考慮してこのように拡充されているんでしょうか。

○柳生活支援課長 課題としましては、生活保護や生活困窮の世帯はせっかく高校に進学しましても大学進学に結びつかないケースや高校を中退してしまうケースが多い実態がございまして。貧困の連鎖の要因の一つとして考えられているところです。そのため、令和2年度の予算では、対象学年を小学校4年生から中学校3年生までを小学校4年生から高校3年生までに拡充いたしました。これにより現在在籍しております中学校3年生が高校生に進学いたしましても引き続き支援を継続することができ、生活困窮世帯の子どもへの支援が充実できると考えてございます。

○池田委員 中学3年生から高校3年生までに3学年拡充したと。これはずっと常々子どもについては、障害児支援も含めた0から18までという一貫した政策をやっていくというところでは非常に有効的なのかなと思っておりますので、しっかりと見守っていただきたいと思っております。この令和2年度の事業実施に当たっては、これまでの前年度までの事業実績などを踏まえて何か改善点等があるんでしょうか。

○柳生活支援課長 今年度事業を実施していく中で、在籍の児童・生徒の中に集団でのこういった事業参加に支障があるお子さんで、残念ながら途中でおやめになってしまったお子様がいらっしゃいました。このようなお子さんに対する支援は、まさにこの事業の目的でもある社会的自立を図るためにも必要と考えまして、令和2年度から集団型の参加が難しいと判断されるお子さんにつきましては、利用者の個人宅でも学習・生活支援ができるような体制を整えます。利用者宅での支援は委託事業者の得意とする分野で、事業者を選

定する際も事業者から提案をされておったところでございます。

○池田委員 最後になります。よくわかりました。SDGsの取り組みのように、誰一人残さないという国際目標もあることから、最後になりますけれども、本区のこれに関してのお考えを改めてお聞かせください。

○柳生活支援課長 生活困窮など、さまざまな困難を抱えた子どもたちを取り巻く課題に柔軟に対応して、今後も事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○小林やすお委員長 はい。いいですか。

次の質疑、質問をお受けいたします。資料要求した方もいらっしゃる。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 今、池田委員からお話がありましたとおり、子どもの支援についてしっかり取り組んでいただきたいところなんですけれども、私も子どもに関することで幾つかまとめて質問させていただきます。

保健福祉の分科会において乳幼児健診で子どもの状況把握ということはしていただけているということをお伺いしました。今現在、虐待、貧困の把握として、3年ほど前でしようか、居住実態の把握ということを実施されたようなんですけれども、今後、子どもの居住実態、把握し調べることがあるでしょうか。

○大矢子ども部長 居住実態につきましては毎年把握をしております。把握の仕方としましては、学校、保育園、それから乳幼児健診等々を通しまして、乳幼児健診等を出しても来ないお子さん、あるいは保育園、学校等で不登校になっていて、その後訪ねていっても来ないようなケースなどを、児童・家庭支援センターのほう、あるいは保健所と協力しながら潰していきまして、居住実態は毎年やっております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。やっぱり把握ができないところについては、そこに潜む貧困であったりとか虐待に絡んでいることが多いかと思うので、しっかり把握していただきたいと思います。

あわせて不登校児のことについてお伺いします。学校において不登校が長期化した場合どのように対応されているでしょうか。

○佐藤指導課長 不登校者数につきましては、各学校のほうから報告を上げていただき、こちらのほうで把握をしているところでございます。基本的には不登校状態ですので、引きこもってしまったりとか、なかなか生活が乱れてしまったりとかということに関しましては、保護者と学校が連携の上、何とか改善を求めていこうというところでございますが、一応本区の中では白鳥教室という適応指導教室のほうがございますので、そちらのほうをご紹介しながら、無理な学校復帰ということを求めるのではなく、何とか家から出て社会の空気を浴びながら何とかしていこうというところを支援していくというシステムで行っているところです。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。きめ細やかな対応をしていただきたいと思えます。

その中でも、やっぱり不登校のお子さんの中には、貧困ということもあるかと思えます。今、千代田区の中には和泉のほうの飲食店でこども食堂をやっているところがあったり、ワテラスにおいてもこども食堂をやっているところがあると聞きました。今現在、ほかにもこども食堂、子どもの支援をしているところがあるでしょうか。

○大矢子ども部長 ワテラスのこども食堂については、これは児童・家庭支援センターが直接行っておりまして、児童・家庭支援センターの職員が出向いて弁当等を買ひまして、そこに学生ボランティアを集めて食べながら勉強を見たりというような形で、これはちょっと直接やっているような形です。

それから、こども食堂に関しましては、児童・家庭支援センターと提携しておりまして、6年生までの子どもについては無料となっております、そこで子どもの虐待があるかないか、そういうものをよく見てもらって、状況によっては通報したりとかというようなことで提携をしておるこども食堂が1件。

それ以外ということだと、三崎町に社会福祉協議会のほうで提携している場所、ふれあいサロンがありまして、三崎町ふれあいサロンにおいて、こども学習支援を兼ねたような形で食事もできるような形でやっております。

いずれにしても、こども食堂に関してはその定義というのが定まっておりますけれども、基本的にはそういうNPO等が立ち上がっていく中で、我々のほうがそれを支援していくような形ができれば、もうちょっと広がっていくのかなというふうに思っております。

○長谷川委員 今お伺いしたところでは、和泉、あとワテラスですから淡路町、あと三崎ということでしたけども、やっぱり全地域にそういう子どもの食事であったりとか、見守り機能のある学習支援もしていただけるような場所がそれぞれあってほしいなと思うところですので、区としても、ぜひそういう民間の、民間というか、飲食店との連携であったりとかNPOの方々、またシルバーボランティアの方々などと協力してそういう事業を行っていただきたいと思いますが、そういう協力依頼というのはできるものでしょうか。

○大矢子ども部長 なるべく多くの手が挙がる中で支援していきたいと思っております。またこれ孤食とか、ですから偏りとかいろいろあります。で、先ほども出ました、貧困等とも結びつくことがありますので、子ども部としては福祉部のほうとも密接に連携をとりながら実施していきたいなというふうに思います。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。こういう貧困であったり、虐待、いじめ関係であるとする、これからでき上がる子サポに期待をしたいところでもありますけれども、その子サポへの令和2年度の動きというのは何かあるでしょうか。

○亀割企画課長 子ども総合サポートセンター構想につきましては、次年度予算においては特に取り組むという事業はございませんが、児童相談所の設置ができるようになったことに伴いまして、児相を設置するといった動きをする中で、千代田区においては、ご案内とは思いますが、児相だけではない、総合的に子どもをサポートするという観点で、今現在努力義務で行っております子育て包括支援センター、その他のサービスを含めてつくっていくところ、内々にそういった構想は関係部門と打ち合わせをしながら進めているところです。ただ、それをやっていく上でさまざまにいろいろな課題も明確になってきていますので、順次、障害児ケアプランを皮切りに、一つ一つ足元にある課題を解決しているという今段階でございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。丁寧に取りまとめて、進めていただきたいと思っております。

あわせて、ちょっといじめ関係なので、続けてもよろしいですか。

○小林やすお委員長 はい。どうぞ。

○長谷川委員 すみません。

いじめの把握についてなんですけれども、千代田区において、いじめの相談件数というのはどのくらいあるのでしょうか。

○佐藤指導課長 いじめについてでございますが、現在、小学校のほうでは、今年度累計でいじめ事案として報告されている件については26件、中・中等教育学校においては3件という形になっております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。小学校で26件というのが、ちょっと千代田区において多いのか少ないのか、ちょっと難しいところだと思うんですけども、やっぱり重要案件になるようなことがあった場合、学校との面談、いろいろやりとりの中だけで難しい場合、第三者委員会の設置ということがあるかなとは思いますが、その設置の手順、進め方についてはどのようになっているのでしょうか。

○佐藤指導課長 いじめにつきましては、いじめの事案が発生、それは完全ないじめであるか、そういったものが多少グレーな部分であっても、必ず学校のほうでは対応していくという心構えの前提でおります。

そして、まずは学校の中での会議等で行っていくわけなんですけど、それがなかなか解決に向かわないということであれば、本区においては健全育成サポートチームというチームを持っておりまして、そこで学校が主催でさまざま関係者に集まっていたいただいて話し合いを行います。

それでも難しいという場合でありました重大事態ということであることであれば、今、委員にご指摘があったように、第三者委員会の機能としては、本区としてはいじめ問題対策委員会というのを設置しております。それが、教育委員会のほうで事務局となって主催をいたしまして、そこでまた話し合いを行うという形になっているところでございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。そこまで重篤なというか、対策委員会ができ上がるまでの難しい問題、件数というのは、何件ぐらい、1年間であるもののでしょうか。

○佐藤指導課長 本年度につきましては、いじめ問題対策委員会のほうは開催しておりませんが、それぞれ各学校でいじめも解決に至るもの、なかなか解決に至らないものがございますので、その辺には、教育委員会も含めて丁寧に対応を行っているという状況でございます。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。やっぱり、いじめ問題から不登校につながったりとか、やっぱり人とのつながりが難しくなってくることが多いかと思っておりますので、ぜひ、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

子どもの問題については、本当に、貧困、いじめ、いろいろかかわって、学校に行けなくなったり、社会と通じることができなくなったりしますので、保健福祉のほうであったりとか、子どものほうであったり、各部署で連携して、取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ、子どもサポート——あ、子サポの立ち上げについても、力を入れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小林やすお委員長 はい。（発言する者あり）

以上……

○岩田委員 関連。

○小林やすお委員長 関連。はい、岩田委員。

○岩田委員 今、第三者委員会のお話が出ましたが、重大事態というようなお話でした。その重大事態に当たるものとしてはどういうものが当たるのか、教えてください。

○佐藤指導課長 いじめの重大事態の定義でございますが、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、そして、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」となっております。

○岩田委員 今、生命、心身とか、学校に来られないような場合というようなお話がありました。私の知っている限りで何件かございますが、じゃあ、例えば、けがをさせられて、全治何カ月というような場合というのは、第三者委員会は、開催しないんでしょうか。

○佐藤指導課長 そのような事態、体に重大なけが等を負った場合につきましては、その程度に応じて、第三者委員会を開いていくと——あ、重篤、重大事態というふうに捉えていくことは、可能かというふうに考えています。

○岩田委員 じゃあ、もうちょっと具体的に言います。全治2か月、そして、それも警察のほうに被害届が出ている。こういう場合は、第三者委員会は開催しないんでしょうか。

○佐藤指導課長 それは、そのときの状況等に考えて、学校等は、まず対応していきながら、考えていくべきものかというふうに捉えているところでございます。

○岩田委員 じゃあ、区は、そういう事例があることについて、把握はしておりますか。

○佐藤指導課長 はい。個別具体、それぞれの各学校で、いじめが案件として報告されている部分につきましては、把握をしているところでございますが、今言ったような個別の事例をここでお話していいのかどうかということもあるかと思うんですけれども、今のところは、各学校のほうの状況は、把握をしているところでございます。

○岩田委員 最初の、その第三者委員会の重大事態の定義の中で、生命、心身というお話がありました。全治2か月というのは、これに当てはまらないのか、どうか。その具体——事例によって違うというふうにおっしゃいましたけども、普通に、全治ですよ。全治何か月の話です。これは、普通に第三者委員会に当てはまらないんでしょうか。

○佐藤指導課長 先ほどお伝えさせていただきました重大事態の定義、いじめ防止対策推進法の28条1項におけるところにおきましては、先ほど児童の生命、心身又は財産に重大な被害ということで申し上げましたが、例えば、例としては、子どもが心身に重大な障害を負った場合等というふうに捉えておりますので、その2カ月という、また、程度は、ちょっと、今の段階で、どういうのか、ちょっと、具体的に私も捉えられて切れていないところがあるのですけれども、そのときの状況に応じて、やはり、いじめに相当するといふものであれば、申し出があれば、そういったものは審議をしていくという形になるかと思えます。

○岩田委員 じゃあ、ちょっと、ちょっと違うお話をします。

傷害事件というのは、いじめなんですか。（発言する者あり）あ、もう一回言いましょうか。

○小林やすお委員長 あ、聞こえなかったの。いや。えっ、聞こえたね、はい。

○佐藤指導課長 委員長、指導課長。

○小林やすお委員長 指導課長。

○佐藤指導課長 ちょっと具体的な傷害事件となると、これはかなり大きなものだと思いますし、警察も介入してくるような事態だというふうに思っています。いじめというのは、やはり、その子が、やっぱりいじめと捉えて、いろんな意味で困難な状態にあるという状態が、いじめであるというような定義で認識しておりますし、心理的、または物理的な影響を与える行為といった意味では、いじめというふうに捉えるものであるというふうに考えておりますが、傷害事件となると、ちょっとその程度をどこまで、今大きいものとして捉えていいかは、難しいところかなというふうに思っております。

○小林やすお委員長 えっ。ちょっと、いいですか。

休憩。暫時休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時42分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

岩田委員からの質問から、再開いたします。（発言する者多数あり）

○岩田委員 すみません。もう一回言い直します。いじめによって、それで、全治何カ月のけがを負って、保護者の方が、これは傷害事件じゃないかというふうに言ったときに、学校の方が、傷害事件は、いじめではございませんというふうな発言があったと聞いていますが、それは、区のお答えということによろしいのでしょうか。

○佐藤指導課長 その件——今の事例につきましては、やはり、いじめのそもそもの定義である児童等に対して、その児童等が在籍する学校——学校に在籍して、その他の児童との一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為というような観点から、その、例えばけが等が、子どもとの、児童間のやりとりによって生じたものであれば、それはいじめの案件として考えていくものというふうに捉えられます。

○岩田委員 この第三者委員会は、そのいじめを受けたというふうに認識している——まあ、認識しているというか、そもそもいじめとか、例えばセクハラとかパワハラとかというのは、じゃあ誰を基準にして考えるのかといたら、被害者ですよ、もちろん。被害者を基準に、やられたほうが、されたと言うのは、もちろん当然の認識だと思いますけども、じゃあ、その親御さんが、これはもう、学校のやっているのに納得ができない、第三者委員会を開いてくれと言ったら、これは開けるものなんのでしょうか。

○佐藤指導課長 そのような子どものいじめの案件が起きまして、それが、保護者の納得が学校との連絡、話し合い等において、納得できないというようなことであれば、また、それはいじめ問題対策委員会というような形で、審議を行うという形になります。

○岩田委員 じゃあ、それ、今、傷害事件と、傷を負わされた傷害事件というので、わかりやすく説明しましたけども、これが、例えばセクハラとかそういった場合で、その児童が心に傷を負ってしまって学校に行けなくなってしまったというような場合も、当てはまるということによろしいのでしょうか。（発言する者多数あり）

○佐藤指導課長 これも、先ほどの定義によります、子どもが、心理的な影響を与える行為ということであれば、それは学校と、やはり話し合って、解決していくものというふうに捉えます。

○岩田委員 わかりました。

○小林やすお委員長 いいですか。

○小野委員 関連。

○小林やすお委員長 小野委員。（発言する者あり）

○小野委員 今回、常任の中で、まさにこのいじめに関することについて、いろいろなところ、やりとりがあったんですけど、先ほど26件ということで……

○小林やすお委員長 えっ。

○小野委員 それが多いのか少ないのかというのがありましたけど、本来であれば1件も、1件すら発生することは望ましいことではないと思います。一つ、ちょっとお伺いしたいことが、まず第三者委員会という……

○小林やすお委員長 えっ。

○小野委員 第三者委員会の設置はどこが最終的に決断をするのか、教えてください。

○佐藤指導課長 こちらのほうは、既に教育委員会のほうで設置をしているものでございます。（発言する者多数あり）

○小野委員 委員長。

○小林やすお委員長 ちょっと休憩します。

午後2時46分休憩

午後2時47分再開

○小林やすお委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続けてください。小野委員。

○小野委員 第三者委員会は、教育委員会が最終的に決定するというところで、ちょっとお伺いしたいのは、常任でも出てきたスクールロイヤーという、この第三者委員会の、いわゆる連携の仕方なんですけれども、そのあたりのところが、（発言する者あり）プロセスとして何か決まっているのであれば、お知らせください。

○佐藤指導課長 現在、本区のほうで行っているスクールロイヤー制度に近い、学校法律相談につきましては、学校のほうで問題が生じた場合には、管理職からその担当弁護士のほうへ相談ができるというような位置づけになっておりまして、現在、スクールロイヤーにつきましては、そのいじめ問題対策委員会のほうには、委員としては入っていないというような状況です。

その前の段階の相談等を受けて行っているのが、スクールロイヤーという。弁護士の方が、学校を支援しているという形になっております。（発言する者多数あり）

○小野委員 はい。ありがとうございます。ということは、スクールロイヤーの後に、第三者委員会という捉え方で間違っていないですか。（発言する者あり）

○佐藤指導課長 はい。段階的には、まず早期に対して、起きたことに対して学校からの相談を素早く受け付けることができるというのが、スクールロイヤーの制度というふうに捉えているところでございます。それが、早期のみに限らず、継続的に学校がいろいろな意味で相談することができるといった意味では、もし第三者委員会まで、その期間が延びていくということであれば、それは継続的にかかわっていくという形にもなるかというふうに認識しています。

○小林やすお委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。

次の質問をお受けいたします。

○飯島委員 若年女性の困難に対する支援。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 はい。えっ。何でしょう。

○飯島委員 若年女性の困難に対する支援について、伺いたいと思います。（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 若い人。ちょっと待って。（発言する者多数あり）はい、いいです。お願いします。（発言する者多数あり）

○飯島委員 はい。近年、若い女性たちが、性産業に巻き込まれたり、DVの被害を受けたりという、そういうことをよく耳にします。で、特に、居場所がない若い女性たちが、結果的に、夜、繁華街で性産業に巻き込まれたり、そういう事例が数多くあると言われて

います。そういう中で、現在、国のほうも、厚労省は、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」というのを開いて、中間まとめも行いました。また、東京都においても、東京都若年被害女性等支援モデル事業実施をやっています。

そこで伺いたいんですが、このようなところに巻き込まれる若年女性というのは、公的な機関というと、非常にハードルが高くて、なかなかそこまで、そういうところがあるのも知らない。あるいは、知っていても、あそこに行ったら家に帰されちゃうとか保護されちゃうとかということで、そういうところにはなかなか行かない。

現在、NPOなどが、支援団体がいろんな活動を展開されています。ところが、もうその支援団体はいろいろ場所を設けて、そういう方が立ち寄れるところ、ふらっと立ち寄って、いろいろこう、多方面から話題を交わすことによって、問題が可視化されてくる、そういう状況が支援団体の報告の中ではあります。で、そういう支援団体に対して、地方自治体が支援するというのが、この若年被害女性等支援モデル事業、東京都が行っていることだと、私は理解しています。これに対して、千代田区が何らかの支援に参加できないかということが、私の質問の趣旨なんですね。

現在、このような取り組みについて区が認識されているかどうかと、千代田区として、こういうことを、支援を行う必要があると考えていらっしゃるのかどうか、そこをまず伺いたいと思います。

○柳生活支援課長 ただいま委員がご指摘のございました若年被害女性支援モデル事業、こちらにつきましては、厚労省の事業ということで、昨年、東京都がモデル事業ということで手を挙げまして、東京都の事業として、30年度、10月1日より実施しておるところでございます。東京都がこの事業を実施するに当たりまして、広範なエリア、繁華街ですね、新宿、渋谷、池袋、秋葉原というようなところまで展開するというところでもございまして、私どもが所属します特別区の福祉事務所長会のほうに協力依頼があり、秋葉原のほうでも事業展開したいということがお話としてございましたので、この事業に対しての支援といいますか、協力させていただいておるところでございます。

で、この事業についての詳細の説明を東京都さんのほうから私ども受けまして、関係する所管の者を集めまして、この事業についての認識、共有を図るということで、活動するエリアに対しても、この事業についての周知をさせていただいておるところでございます。

○飯島委員 千代田区は秋葉原を抱えています。で、その中でも、やっぱり若年女性が被

害に遭っている。ただ、当事者は、被害というふうに思っていないという、そういう場面も多々あるわけです。そういう中で、あなたがやっていることは、何ていうんでしょう、悪いことだ、保護するというのではなくて、どうして、そういうところに、こう、かわるようになってしまったのかというか、寄り添った対話がない限り、上から目線で保護するということでは、全然だめなわけですね。そういったときに、この民間の支援団体の活動というのは、非常に今、重要な役割を持っている。（発言する者あり）その民間の支援団体とのかかわりというのでは、千代田区は何かされていますか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 そういった活動をされている民間支援団体などのかかわりということでは、男女共同参画センターMIWの講座の中で、そういった団体の代表者の方を講師にお招きして、講座を実施するなどの協力を行ってございます。

○飯島委員 その支援団体のところに対する支援というのが、必要ではないかなというふうに思うんですね。ところが、その支援団体がやっているその活動に対して、これは、被害女性に対する支援の事業です、なんていうのがあると、やっぱりそこには当事者の方が来ないということなんですね。やはりその支援団体が求めているということは、性産業から敵視されている支援団体もあるわけなんですね。ですから、そういうところを守るような費用だとか、その警備費用とかね。

それからあと、対応スタッフのケアに要する費用だとか、その場所を確保するための費用だとか、そういうものが非常に、今、足りない。で、そういうものの支援が、まあ、経済的な支援ですね。そういうものが、非常に今、必要なんだということが訴えられているんです。

で、それらの支援団体の実績を見ながら、千代田区としても、例えば場所の提供とか、そういうものを行うという必要性が私はあると思うんですけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 当課といたしましても、国や都で言われておりますとおり、若年被害女性の問題というのは非常に大きな問題であると考えております。現在、実際に東京都の補助団体となっている団体とは別の団体から、秋葉原での活動に対するご支援をいただけないかというようなご相談を承っている状況もございます。

で、具体的な支援の中身となりますと、補助事業の対象となる範囲もございますし、区にできること、できないこと、ございますので、果たしてどういった協力ができるものなのか、団体さんとはいろいろご相談させていただいている最中でございます。区としましても、若年被害女性の問題は非常に大きな問題であると捉えておりますので、できる協力があれば、そこはさせていただきたいというふうに考えております。

○飯島委員 ぜひ、そういうさまざまな団体がありますからね。そういう団体と、ぜひ、協議を進めて、何らかの支援ということをやっていただきたいと思います。

これは、国の位置づけとしては、売春防止法に基づいて女性を保護するみたいな、そういう観点、その法律というのは売防法なんですね。ですから、今はその見直しが必要じゃないかということも課題として言われているんです。その、売るというんじゃなく——売るといっては、まあ、女性のほうになるんだけど、買うほうが悪いとかね。そういう方向で変えていくという、そういう見直しというものも必要だと思うんですね。そういう意味で、やはり、まあ、どっちにせよ、その若年の女性が、児童からも外れた10代のこ

う——もう18歳以上、また20代という方々が本当に困難を抱えて、それがまた、例えば家庭を自分で持った場合に自分が受けてきたことが結局連鎖になって、自分のお子さんに虐待になってしまうとか、そういう悪循環というんですか、そういうふうになっていくという可能性というの、非常に指摘されているんですね。そういった意味で、ぜひ千代田区としても、先ほどご答弁ありましたけれども、具体的に支援を進めていただくと、ちょっと再確認したいと思います。具体的なこととしてやっていくということです。ぜひお願いします。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 現在、その支援団体さんといろいろご相談させていただいている状況ですので、具体的に何をやるということは、まだ申し上げられませんが、お金をつけるということだけではなく、できることからやらせていただきたいというふうに思っておりますので、団体さんと相談する中で、何ができるのか具体的にお話を詰めながら、ご協力できることを協力していきたいというふうに考えております。

○飯島委員 すみません。さっき終わろうと思ったんですが。（発言する者あり）支援団体の方は、やっぱり、場所の提供、居場所。そういう女性を受けとめる居場所の提供、それがしたい、それがなかったらやっぱり、解決につながっていかないんじゃないかというふうに考えられているという実態もあるんですね。だから、そういった面で、財政が伴わない、そういう支援って、周知ぐらいしかないと思うんですけども、それでは、今もう、おさまらないという段階に来ているわけですね。ですから、もっともっと具体的な財政支援、あるいは場所の提供とか、そういったところにまで、ぜひ発展させていくように、検討を進めていただきたいというふうに思います。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいま飯島委員からご指摘いただきました、若年女性の対策についてでございますけれども、やはり、区として対応し得ることもあれば、非常に広域な問題でもございますので、国や東京都、また警察といったような関係機関との連携も、重要かと考えてございます。

そうした中で、区としては、先ほど課長が申し上げましたように、可能な限りの支援をさせていただきたい。そして、具体的なご相談も受けておりますので、例えば私どもが既存でやっております事業といろいろ連携をして、取り組める方法もあるのではないかと、いったようなご提案もさせていただいているところでございます。

で、場の確保ということも、重要な課題だというふうに認識してございますけれども、直ちに、すぐにこういった場所があるといったことが、具体的にあるわけじゃございませんけれども、ご相談に乗りながら可能な支援をさせていただきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜ればと思います。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですね。はい。

次は、米田委員。

○米田委員 予算の概要119ページ、東京2020（ニーマルニーマル）大会関連事業。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 「ニーマル」じゃない、「ニーゼロニーゼロ」。

○米田委員 あ、「ニーゼロニーゼロ」すみません。（発言する者多数あり）

○はやお副委員長 さすが。

○小林やすお委員長 だめだよ。委員会では、「ニーゼロニーゼロ」じゃなくて怒られた

んだよ、この間、（発言する者あり）小川部長に。

○はやお副委員長 委員長だからね。（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 オーケー。はい。

はい、どうぞ。米田君、どうぞ。

○米田委員 来年度、予算が拡充、約5,000万強、されております。拡充した主な部分というのは、教えていただいてよろしいですか。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 来年度の予算についてご説明申し上げます。

こちらの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連事業でございますけれども、大きく五つの事業から成っております。

まず一つ目が、大会に向けた事業ということでございまして、気運醸成事業でございます。来年度は、千代田区体育協会と連携し、スポーツセンターを会場としたスポーツイベントを開催いたします。センター内の設備を最大限に活用し、複数のスポーツの体験、オリンピック等のアスリートとの触れ合いを通じ、区民の皆様の気運の醸成を図っていくというものでございます。

次に、オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業補助金ということでございます。（発言する者あり）あ、拡充部分ですか。はい。

拡充部分でございます。2点目としましては、大会期間中のイベントということでございます。大会期間中のイベントとしましては、聖火リレーの関連イベントがございます。区内をオリンピック・パラリンピックともに、聖火リレーが通過することになっておりますので、区では、その沿道においてイベントをするなどして、聖火リレーを盛り上げてまいりたいと考えているところでございます。

それから、同じく大会期間中の取り組みでございますが、「コミュニティライブサイト」という事業を行う予定でございます。こちらの事業ですが、大会期間中に、大型スクリーンを利用した競技中継など、そういったものをお楽しみいただけるコミュニティライブサイトという事業を、区内2カ所で開催させていただくというものでございます。

それから、次は、大会終了後ということでございます。大会終了後の事業としましては、オリンピック・パラリンピック競技大会を振り返るパンフレットを作成するというところでございます。こちらは、大会招致決定以後に、区内でさまざまな取り組みが行われてきておりますので、そういった、区内における取り組みを、区の視点で振り返って、それを取りまとめることによって、それを区民の皆様にごらんいただき、大会を振り返っていただくきっかけとしていただこうと考えているところでございます。

以上です。

○米田委員 ことしが本番ですので、本番期間中のイベントとして、聖火リレーと、で、コミュニティライブイベントですか、これを大きく開催するということだと思います。特に、コミュニティライブサイトイベントは、パブリックビューイングと少し違って、飲食店とか、演台をつくって、模擬体験とか、そういったことができる体験だと思います。で、そこで、ことし2カ所、やられると。この中で、飲食店とか、そういったものを呼ぶ地域の皆さん、区内の飲食店の方々を、こう、やっていただけたところですけど、そういったところを招致するとか、やっていただけたという考えはございますか。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 先ほど、コミュニティライブサイトにつきまして、米田委員のほうからご説明がありましたが、そのとおり、パブリックビューイング以外に各会場それぞれ特色がありますけれども、事業を総合的に展開してまいりたいと考えております。

で、先ほどおっしゃった飲食店の招致、そのイベントへの参加につきましてでございますけれども、今まだ、計画中ではございますけれども、二つの会場のうちの、毎日パレスサイドビルディングにおける、一ツ橋のパレスサイドビルディングにおきますイベントにおきまして、コミュニティライブサイトにおきましては、屋上の会場をオリンピック期間中に行うことができまして、その隣接イベントとして、飲食店がそこでフードイベントをやるというようなことが予定されているところでございますので、屋上の私どものそのパブリックビューイングの事業を、飲食を一緒に楽しんでいただくことができる、そのような形の計画を立てているところでございます。

○米田委員 そういったことをやるときに、参加の希望があればでしょうけど、区内の飲食店の方も出店できるようにしていただければなと思います。

あと、こういった会場へ行くときに、やっぱりチケットが当たっていない方も多くいらっしゃると思いますので、チケットが当たっていない方を、優先的にまでは言わないですけど、そういった観点も取り入れていただきたいなと思います。

あと、小学生や中学生やご高齢の方、こういった方々の席を用意するという考えはございますか。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 まず、飲食店の集客につきましては、そういった、そのイベントを行う実施者と話し合いをしながら、また出店店舗等、広く呼びかけていくことになるかと思っておりますので、そこは、私どももできることはさせていただきますと考えております。

それから、2点目が、すみません、ちょっと先に3点目をご説明いたしますが……。

○大串委員 2点目は。

○小林やすお委員長 2点目は。（発言する者あり）

○米田委員 小学生や、は、さっき言われました……………

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 すみません。小学生や高齢者の方もということでございます。はい。

このイベントですね、せっかく実施するイベントでございますので、区民の方はもちろん、区外の来街者の方もお楽しみいただけるイベントでございます。で、私どもとしては、区内に周知を展開してまいりたいと考えておきまして、学校とか、あと、地域の町会等にも、丁寧にご案内を申し上げながら、なるべく多くの方に、足を運んでいただけるようにしたいということでございます。

また、施設のほうは、バリアフリー対応なども行われているところでございますので、高齢者の方も、いらっしゃる場合は、スタッフがフォローするなどして、対応してまいりたいということでございます。

すみません、それで、すみません、ちょっと、2点目を、すみません、メモしそびちゃって。（発言する者あり）

○米田委員 大丈夫。（発言する者多数あり）

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 大丈夫ですか。

○米田委員 あと、席の確保だけ。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 あ、はい。

○米田委員 抽せん枠というか。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 貴重なご意見ありがとうございます。

（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 何だよ。

米田委員。

○米田委員 いえ、こちらこそありがとうございます。（発言する者あり）

あと、スポーツセンターが、公式の——バレーボールでしたっけ。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 はい。

○米田委員 練習会場の予定と。あれ、決定したんでしたっけ。

○神河オリンピック・パラリンピック担当課長 はい。

○米田委員 決定したと伺っております。で、これはもう、一生に一度、見れるか見れないかの代表選手の練習場です。ここに、報道陣をシャットアウトして、非公開のときも多々あるんですけど、できれば、地域の小学校とか、（発言する者多数あり）千代田小も、ほかの学校も招待して、（発言する者多数あり）見せてあげるというのも大事なことかなと思うんですけど、まあ調整が要ると思いますけど、この辺のお考えはいかがですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 今のご質問ですけれども、組織委員会の方針としましては、基本的に、バレーボールはフォーメーションのスポーツなので、一切、見学は厳禁だという返事を引き続きもらっているところなんですけれども、何かしらの、例えば港区さんもハンドボールの公式練習会場なんですけども、公式練習会場に決まった後、ハンドボール協会からいろいろ挨拶が来たので、そこを通じて小学生たちとの交流を企画したということなども聞いておりますので、あらゆる手を使って何かしら、千代田区の子どもたちと交流ができるようにしたいと考えております。以上です。

○小林やすお委員長 米田委員。

○米田委員 あらゆる手を使って、見せていただければなと思います。（発言する者あり）報道陣に公開するときもありますんでね。最初の冒頭だけでもやっていただければなと思います。

あと、パラリンピックの公式練習会場には、まだ、うちは、こう、打診とかはないんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 現時点で、パラリンピックのほうは、まだ依頼を受けておりません。

○米田委員 もし可能であれば、パラリンピックの選手のすごいところを見る、これも、教育上、非常にいい経験になると思いますんで、こちらから打診できるかどうかかわかんないですけど、打診できればやっていただいて、もし来ればしっかり受けていただいて、こういった機会を逃さずに小中学生に見せていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 はい。もしそういうご依頼がありましたら、大変貴重な機会だと思っておりますので、（発言する者あり）引き受ける方向で検討したいと考えて

おります。

○米田委員 ぜひ、よろしくお願いします。

最後になりますけど、オリンピック開催中、さまざま、いろんなことがあると思います。僕が一番大事にしたいのは、ハードじゃなくて、心の部分なんです。例えば、ボランティアを育成していくとか、もともと掲げていますけど、これが、今度のレガシーになると思うんですけど、この辺、最後にしますけど、心のバリアフリー、こういった教育、最大のチャンスだと思っていますけど、こういった観点で捉えていますか。

○小林やすお委員長 えっ、ちょっと。部長。担当部長。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまのご指摘、私どもも千載一遇のチャンスで、またとない貴重な機会だというふうに受けとめさせていただいているところでございます。

今、例にも幾つか挙げていただきましたけれども、ソフトレガシー、残せるもの、たくさんあると思います。で、先ほど答弁にもございました、一流の選手を実際にこう、目の当たりにして、体感するといったこと。また、そこから学べるということがたくさんあるというふうにも思いますし、ボランティアということで、今回も、さまざまに、区としても、その大会組織委員会がつくったボランティアもありますし、区の中でまた、独自のボランティアということも検討してございますので、そうしたボランティア文化をまた根づかせていくこと、そうしたこともソフトレガシーとして残っていくのではないかというふうに思っております。

また、さきの分科会の中でも申し上げましたけれども、障害者スポーツのすごさというものをきちんと体験していただいて、この大会期間中だけにとどまらず、大会後も貴重なレガシーとして残していきたいということで、障害者スポーツ体験会を引き続き継続していきたいという意向もございますので、そうしたことをさまざまな角度から、それぞれの立場、それぞれの方々が、記憶に残る、そして、ソフトレガシーとして、代々こう、残っていくようなものをつくっていきたい。それにつきまして、区としては、最大限、支援をさせていただきたいという考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○小林やすお委員長 いいですか。

○米田委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。いいですか。

内田委員。新たな質問ですね。

○内田副委員長 はい。海外との姉妹都市提携について、伺います。

○小林やすお委員長 ちょっとお待ちください。

○内田副委員長 はい。

○小林やすお委員長 はい、どうぞ。

○内田副委員長 はい。

初めに、現在、本区では、昭和63年に群馬県嬭恋村と、平成元年に秋田県五城目町と姉妹提携を結んでいます。さまざまな市民レベルでの文化やスポーツなどを通じた交流が図られ、両自治体の住民同士が、強いきずなで結ばれていると感じています。例えば、昨年の台風19号の被害の報道を見て、嬭恋村は大丈夫かなと、自然に気遣う区民も少なくはなかったと思います。

改めてお聞きします。当区は嬭恋村や五城目町と姉妹提携を結んでいます。それぞれ、

提携した背景とその後の交流事例、また、それらの成果について、本当に概略で結構ですので、お答えください。

○栗原商工観光課長 今ご質問いただいた件でございますが、孀恋村と姉妹提携をするに至った、まず背景につきましては、区民の保養施設が孀恋村にできるということが、きっかけでございます。

それから、五城目町のほうにつきましては、住民交流が先行しておりまして、佐竹稲荷が神田にあったということで、神田の旭町町会ですね、と、五城目町の町会さんが、先行して交流しておりまして、その町会同士が姉妹提携を結んだと。それに、さらに機運が盛り上がってきたので、じゃあ、区と町とでも姉妹提携をしようという、そういう経緯でございます。

では、何をしているかということでございますが、孀恋村、五城目町とも、同じような事業をしております、先ほど、内田委員からもありましたような、住民の交流ですとか、行政の交流でございます、住民の交流ですと、児童相互交流、ホームステイのような形の児童相互交流でございますとか、野球やゲートボールといったスポーツの交流、それから、体育祭の相互参加ですとか文化祭の相互参加がございます。

で、行政の交流もしております、防災訓練の相互参加でございますとか、学校行事として、孀恋村に農業体験に行ったりとか、あと、区民の皆さんが、孀恋村に植林をしに行ったりとか、そのような幅広い連携を行っているところでございます。

○内田副委員長 背景、よくわかりました。本当に、住民、行政含めて、すばらしい交流が行われていると思います。こういったことが継続して、さらに活発に活動していただきたいと思っています。

千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により区内地域の活力を高めるために、千代田区における地方との連携のあり方が策定されていると思います。この連携のあり方の中で、この二つの町村との姉妹提携の位置づけはどのような関係にありますでしょうか。

○栗原商工観光課長 実は、委員ご指摘の千代田区の地方との連携のあり方でございますが、平成30年9月に策定したところでございますが、これ、姉妹提携とはちょっと別の枠で考えておりまして、姉妹提携は姉妹提携としてももちろん存続していくんですけども、姉妹提携は、先ほど答弁しましたようにかなり幅広く交流しているところでございますが、これに加えて、そういう全面的な提携を交流するのではなくて、一事業とかの事業単位でも、連携できる自治体があるんじゃないか、そういう連携も進めていこう。で、それを進めるに当たっては、ウィン・ウィンの連携を進めていこうという形で、考えをまとめたものでございます。すなわち孀恋村と五城目町との連携をやると同時に、さらに幅広く地方との連携を進めていこうという考え方を示したものでございます。

○内田副委員長 わかりました。さらに幅広い、新たに区として地方との連携を模索していかれるというその中で、少し視野を広げて、今回の本題に入るんですけども、国際交流の検討も必要ではないかなと思います。

姉妹自治体の定義は、法律上では定められているものではありませんが、広辞苑によりますと、姉妹都市とは、「文化交流や親善を目的として結びついた国際的な都市と都市」とされています。その意義として、姉妹自治体交流には、相互理解や国際親善の推進、地

域振興や活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献などが期待されています。

さらには、人的交流や文化交流、経済交流といった共通の目的を持ち、相互協力まで発展している例もあるとのこと。海外姉妹都市提携によるこれらの意義や効果について、どのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。（発言する者多数あり）

○武笠国際平和・男女平等人権課長 海外の都市との連携につきましても、国内の都市の連携と同様、さまざまな分野、場面において、区民の方の活動に資するものが大きいものであると考えております。

したがいまして、区のほうでも、国際交流協力推進の事業などを初めとして、さまざま海外の都市、区内の大使館などを中心とした、海外の都市との連携に取り組み始めているところがございます。（発言する者多数あり）

○内田副委員長 意義や効果についてはどうお考えですかということだったんですけど。

○小林やすお委員長 うーん。答え、詰めていない。

○内田副委員長 いや、じゃあ、いいですよ。

○小林やすお委員長 ちよっ、ちよっ、休憩……

○細越地域振興部長 委員長、地域振興部長。

○小林やすお委員長 はい、部長。

○細越地域振興部長 内田委員のご質問でございますけれども、実は、一昨年、平成30年でございますけれども、第1回定例会におきまして、本会議の場において区長もご答弁申し上げます。そのときに申し上げているのも、この海外都市との都市提携につきましては、非常に検討する時期に来ているというような認識を申し上げております。というのは、まさに今、内田委員が申し上げられたように、そういった幅広い交流をしていくことの認識を持っているということでございます。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 内田委員。

○内田副委員長 全国の市区町村では、約1,700件を超える姉妹都市提携が図られているそうです。それは後で聞こうと思ったんですね、段取りがあるから。すみません。1,700件、全国の市区町村で提携が図られている。

で、特別区をちょっと調べたんです。特に、近隣区を見てみますと、中央区がオーストラリアのサザランド。新宿区が中国の北京市東城区、ドイツのベルリン市ミッテ区、新宿区がギリシャのレフカダ。で、文京区がドイツのカイザースラウテルン。あと、台東区も3都市、墨田区も2都市ということで、（発言する者あり）23区の中で提携を結んでいないのは、何と都心の港区と千代田区、2区しかない。（発言する者多数あり）ただ、港区でも検討が進んでいるとも聞いています。他区がやっているから、当区もやるべきとは思いません。ただし、姉妹都市提携の意義や成果が期待できるから、多くの自治体が提携しているのではないかなと思います。

一方、交流先とのニーズの不一致や、歴史的背景、国際関係により連携が解消されるケースもあるとも聞いています。こういった他区の動向も踏まえて、当区がまだ結んでいない現状について、また提携に向けた課題について、見解をお聞かせください。

○細越地域振興部長 確かに、今、委員言われたように、23区中2区しか、千代田区を含んで2区しかしていない——あ、やっていないということでございますけれども、この、特に千代田区と港区というのは、ご案内のとおり、大使館も非常に多い区でございます。

したがいまして、どこの都市というのも非常に決めるのも大変な難儀する、そういうふうに認識しております。しかしながら、こういった、ほかの都市の動向というのも、当然、視野に入れながら、国際化の動きもございますので、そういった意味での意義というのは、十分認識しているところでございます。（発言する者あり）

○内田副委員長 先ほど部長もちょっとおっしゃいましたけど、平成30年第1回定例会で、我が会派の代表質問として、嶋崎議員が海外との連携・提携に関する区の今後の取り組みについて、見解をお聞きしております。

区長からは、省略しながら申しますと、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、海外都市との都市連携について検討する時期だと、私は思っています。区議会でも、ぜひご議論をいただき、見解をまとめていただけることを期待しております。さらに、住民の皆さんのご意見を聞きながら考えていくことも含めて、この問題について、積極的に捉えていきたいと思っております」とご答弁をいただいております。が、これは2年前なんですね。で、その区長答弁と、その後の、その後につきまして、何か進捗がありましたらお答えください。（発言する者多数あり）

○細越地域振興部長 その後の動きで申し上げますと、実は、商工会議所千代田支部でございますけれども、青年部が中心になりまして、こういった海外都市との提携に向けた提言というものがまとめられまして、それが、区長、議長のほうに提出されました。

また、同様の提言書が、地域の代表ということで連合町会長協議会のほうにも提出されておまして、そういう意味では、地域の中でもそうした機運が少しずつ生まれているのかなというような認識を持っております。（発言する者多数あり）

○嶋崎委員 委員長、ちょっと一言、関連で。

○小林やすお委員長 関連。あ、そう。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 名前が出ちゃったから。

ちょっと一言、お話をさせていただくと、孀恋にしてもそれから五城目にしても、市民レベルの話というのは、非常に大事だと。大事ですよ。で、実際には、市民レベルの方たちが結んでいただいたのが五城目ですよ。

今、部長答弁であったんだけど、東京商工会議所の青年部の皆さんが非常に熱心にこの件についてはお話をされていて、それを連合町会のほうにも持っていった。ご相談をしたり、ご要望をしたりしたことは事実、今ご答弁いただいたんだけど、こういうことの積み上げが、実際に海外との姉妹提携に結んでいくという、そういうことは、国内だろうが、海外であろうが、認識は一緒ですよ。同時に、区長答弁も、今、話に出たけども、どちらかという、議会側の話なのかなというふうにも、答弁ではとれるんですよ。どちらかというね。で、何かみんな一生懸命、首を振っているけど、（発言する者あり）そういうことで、逆に、執行機関側は、少しは準備できているから、議会側にもうちょっと頑張ってくださいよという、こういう話なのかどうか、そこも含めてご答弁いただけりゃありがたい。

○細越地域振興部長 まさに、今、嶋崎委員がご指摘いただいたとおりでございます。我々としては、そういった環境が整いつつあるというふうを考えておりますので、議会と一緒に足並みをそろえて、進めていきたいというふうな考え方を持っております。

○小林やすお委員長 内田委員。

○内田副委員長 最後に、千代田区政におきまして、この姉妹都市連携が最重要課題とは私も思っていないませんが、先ほど出ましたような商工会議所に限らず、（発言する者多数あり）区民の方々にヒアリングをしても、昨今のこの重苦しい世相の中、明るいテーマであると、好意的なご意見もいただいております。

昨年はラグビーワールドカップが開催され、もうすぐ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も開催されます。新型コロナウイルス感染症におきましても、社会のグローバル化はますます進んでいると感じています。（発言する者あり）我が区は、ご承知のとおり、大使館も数多くあります。地域の国際化、住民の国際交流機会の提供に加え、姉妹都市交流に期待される新たな可能性として、課題解決に向けた交流の活用や、ネットワーク型交流の構築などもあります。新たな次世代の姉妹都市の提携に向けた、区としての今後の取り組みについて、最後に見解をお聞かせください。

○細越地域振興部長 委員長、地域振興部長。

○小林やすお委員長 はい。部長。（発言する者多数あり）

○細越地域振興部長 今ご指摘いただきましたように、この姉妹都市提携というのは、単に人の交流だけではなく、商工業を含めたビジネス面での交流とか、または異文化交流も期待できると認識しております。これまで、先ほど課長が答弁申し上げましたように、さまざまな国際交流事業も実施しております。そういったもの、また地域の盛り上がり、機運みたいなものも踏まえまして、議会と連携をして進めていきたいと考えております。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですか。

○内田副委員長 はい。

○小林やすお委員長 はい。

次の質疑をお受けいたします。（発言する者あり）なければ、終わりますよ。

長谷川委員。

○長谷川委員 障害児、発達障害児または発達に心配のあるお子さんについての療育についてに關することです。

○小林やすお委員長 障害児。（発言する者あり）

○長谷川委員 子ども発達支援のところで、小野委員が質問されたか……

○小林やすお委員長 子ども発達。ちょっと待って。（発言する者あり）

○長谷川委員 あ、ごめんなさい。すみません。

○小林やすお委員長 さくらキッズと、あれっ、出ているの。出ているの。

長谷川さん、質問項目のどれに当たるんだ。

○長谷川委員 はい。さくらキッズの利用……

○小林やすお委員長 さくらキッズのことだ。利用か。

○はやお副委員長 さくらキッズの利用。

○小林やすお委員長 あ、はい、はい。わかりました。

○長谷川委員 利用拡充について。

○小林やすお委員長 はい。

○長谷川委員 はい。ごめんなさい。タイトルを言わなくて。（発言する者あり）すみません。

○小林やすお委員長 いいかな。はい。どうぞ。

○長谷川委員 はい。すみません。

さくらキッズの利用拡充についてです。障害のあるお子さん、発達心配があるお子さんについて、早期療育はとても重要で有効なことです。そこで、さくらキッズの利用についてお伺いしたいと思います。

毎年、ここ5年間、0歳から4歳児さんの増加について、毎年100人ぐらいふえている状況が続いています。さくらキッズについては、0歳——あ、0歳というか、幼児さんから小学校1年生まで対象で、利用できることにはなっておりますけれども、利用者がふえているにもかかわらず、実施回数自体はふえていません。つまり、そういうことは、一人当たりの利用回数が減っているのではないかと思います。

現在、1カ所しか、千代田区の療育機関がない状況です。できれば、障害のある、または発達心配があるお子さんを連れての療育については、近くに通える場所があることが望ましいかと思います。麴町地区にも、もう一つふやせたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○大矢子ども部長 さくらキッズの利用に関しては、近年、人数が急増していることについては承知しております。したがって、通える回数も、例えば週1回が2週間に1回とかなったりとかということも、現在、承知しております。そういう状況の中で、現在ふえていく中で、さくらキッズのあり方、これ、千代田小学校の上階に、今、位置しています。分科会のほうでも話しましたが、現在、小学校のほうも、人数が急増している中で、児童・家庭支援センター、さくらキッズ、研究所等々の場所等も、これ全体の中では、千代田小学校を含めて、いろんな学校の問題がありますけれども、さくらキッズもその中で、現在の場所では、もう、限界に来ていることはわかっておりますので、トータルの中で、麴町方面につくるのか、あるいはさくらキッズそのものを違う場所に移動させて、人数を拡大させるのか等も含めまして、総合的にさくらキッズについては、限界に近づいているということは認識しておりますので、この辺については、我々のほうも考えておりますので、何とかしていくということは、一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。本当に、小さいころから療育を受けることで、発達の伸びがかなり違うというのは十分わかっていることですので、お願いしたいと思います。

それで、通えるところについても、場所を移動して拡充してということもあるのかもしれないんですけども、小さなお子さんを連れてというのがやっぱり大変じゃないかなと思います。場所についても、今後、検討していただき、使いやすい、また、必要回数受けられる状況をお願いしたいと思います。

また、割と重度な、どちらかという重度なお子さんについては、幼児版の特別支援学級のように、日々通えるような保育園であったりとか、そういう通所の場所があると、保護者からも、いいなというご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○大矢子ども部長 さくらキッズにつきましては、先ほど答弁しましたように、例えば神田、麴町のほうに、それぞれ必要なかどうなのかということも含めまして、これは、総合的な中で、考えていきたいと思っております。

また、重度のお子さんに関しましては、それぞれの保育園の中で見てもらったりもして

いますので、今後、その従前の保育園の中で、受け入れ体制というのもしながら、また重度を受け入れた場合には、当然こちらのほうが補助を多くしたりとか、そういうふうにもしておりますので、その辺のところも今後拡充できるものはしていきたいなというふうに思っております。

○長谷川委員 あわせて、医療的ケアも必要とするお子さんも、中にはいらっしゃるかとか思います。看護師さんであったりとかケアをする方々の増員についても検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大矢子ども部長 前向きに検討いたします。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

○小林やすお委員長 はい。

○飯島委員 関連……

○小林やすお委員長 関連ですか。

飯島委員。

○飯島委員 さくらキッズなんですけど……

○小林やすお委員長 はい。どうぞ。

○飯島委員 予算が100万程度しかふえていないと思うんですけども、その範囲内で、何かこう、さっきおっしゃったことはできるんでしょうか。具体的にお願ひしたいと思います。（発言する者あり）うん。その程度で。

○大矢子ども部長 当然さくらキッズの場所とかのことは、来年度予算の中でふえるとかじゃなくて、今言ったように場所が例えば移ったりとか新たにふやすといったようなときには当然大きな予算が必要ですので、今現在のさくらキッズは、来年度においては同じ場所ですので、急に大きな予算が必要というわけではなくて、今私が言っているのは、例えば千代田小学校の今後の児童数の推移に伴って、児童・家庭支援センターとかさくらキッズとか教育研究所とか、その場所にそのままあるかどうかという大きなことも含めて検討していくので、そういう中でさくらキッズが移転するとか、あるいは麴町方面に例えばつくるとかといった場合には、そういうことを決定すれば大きな予算は当然つけていきますけども、来年度においては、まだそういうことをいろいろ探っていく段階ですので、まだ千代田小の上にそのまま来年度はありますので、予算が急に大きくふえているということではございません。

○飯島委員 いや、ふえているのは、きのうきょうに始まったことじゃないわけですよ。もう3年ぐらい前から麴町方面でも随分多いねという話になって、もうちょっとふやすべきじゃないかという話がありました。で、今から論議していくというようなことでは、非常に遅いんですね。もう喫緊の課題ということで受けとめていただかないと、また同じようなことになっていくので、もうこれ以上やっぱり回数を減らすとか、そういうことはもう考えられないんですね。そういった意味では、もうちょっとスピーディーにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○大矢子ども部長 これ、我々のほうも数年前から当然人数がふえていることはわかっておりましたので、したがって、今言いましたように、急に、あれだけ大きな利用者が人数が多いところですから、急にぽんと動くんじゃないで、全体の中では、今、全体調整をなるべく早くしていきたいなと思っております。つまり、さくらキッズだけの問題ではなくて、

例えば千代田小の建物の中に入っている諸々の問題も含めて調整していきたいと思いますが、その辺のところも含めて、なるべくスピーディーに対応していきたいというふうに思っております。

○飯島委員 いや、結果的に受ける回数は減るとか、結局お子さんが犠牲になっているわけですよ。で、やっぱりふえてきたという認識、それは共通だと思うんですけども、それが数年前からなんだから、今からまたどうにかしたいと思いますみたいな、そんなことでは、全然解決の方向性が見えませんか。

○大矢子ども部長 いや、どうにかしたいですではなくて、どうにかしますので、必ず…

○飯島委員 だったら、予算化しなきゃ、だめじゃん。

○大矢子ども部長 千代田小学校の全体の建物の中で、さくらキッズがふえていますので、この問題については、このまま放置するようなことはいたしません。

○小林やすお委員長 本当だね。（発言する者あり）はい。よろしいですね。

次の質疑をお受けいたします。（発言する者あり）なければ終わりますよ。（発言する者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 すみません。高齢者福祉タクシー券の創設について。

○小林やすお委員長 はい、どうぞ。

○牛尾委員 高齢者福祉タクシー券創設は、この間何度も要望しているところですけども、まず、現在、区の福祉タクシー券制度があると思うんですけども、この目的をまずお聞かせください。

○湯浅障害者福祉課長 委員長、高齢者福祉課長です。

○小林やすお委員長 いや、声が小さいです。

○湯浅障害者福祉課長 委員長、高齢者福祉課長です。

○小林やすお委員長 はい。福祉課長。

○湯浅障害者福祉課長 現在、こちらの、区の福祉タクシー券なんですけれども……

○小林やすお委員長 事務事業概要、何ページ。

○湯浅障害者福祉課長 あらましの100ページです。100ページ。

○小林やすお委員長 事務事業概要の何ページか教えてください。

○牛尾委員 238ページ。

○湯浅障害者福祉課長 福祉タクシー券なんですけど、障害等のある方の積極的な社会参加と……

○小林やすお委員長 ちょっと事務事業概要の何ページかという質問があったんで、教えてください、ページ数だけ。

○湯浅障害者福祉課長 失礼しました。事務事業概要の238ページをごらんください。

○小林やすお委員長 238ページです。はい。お願いします。

○湯浅障害者福祉課長 大変失礼いたしました。障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、区がタクシー利用券を発行し、乗車料金の一部を助成するものでございます。

○小林やすお委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 障害を持たれている方は、なかなか外出が難しいと。でも、社会参加、あとは買い物をしたり病院に行ったりということも必要。そのために区がタクシー券を発行すると。交通手段の補助をするということがこの目的なんですけれども、例えば、今、高齢者の方々もひとり暮らしの高齢者もいらっしゃる。で、なかなか高齢者の方は、足腰が弱くなって、なかなか外出ができないという場合もある。高齢者に対してもそういった機会を広げていくということが必要だと思うんですけれども、区の認識はいかがですか。

○土谷高齢介護課長 今、牛尾委員のご発言のとおり、高齢者につきましても、外出の機会をふやすということは、大変重要なことだと認識してございます。

○牛尾委員 この間、高齢者福祉タクシー券の創設をまとめた際に、区の……

○小林やすお委員長 牛尾さん、マイクに向かってしゃべってください。みんな聞こえないから。（発言する者あり）

○牛尾委員 区のご答弁は、千代田区は交通手段が発達している、あるいは風ぐるまがあるということで、必要がないというようなご答弁が続いておりました。しかし、風ぐるまも、高齢者の方々から新しく変わって非常に使いづらくなったという声も聞いておりますし、交通が発達しているといっても、足腰の悪い方というのは、駅まで行くのも大変という方もいらっしゃるわけですね。

そうした健康な高齢者の方々というのは、ご自分でお出かけになれるからいいと思うんですけれども、例えば要介護認定を受けている要介護1、2の方、3の方というのは、なかなか1人で交通手段を使うということが困難な、難しい方もいらっしゃるんですけれども、そうした皆さんに対して、やはり社会参加のきっかけづくり、あるいはお買い物とか病院に行く際の支援といいますか、そのための福祉タクシー券の創設というのも、ご検討していただいてもいいんじゃないかと思うんですけれども、改めて区のお考えを聞かせてください。

○土谷高齢介護課長 今、牛尾委員ご指摘いただきました外出支援などにつきましては、現在、千代田区の一般施策にはなりませんけれども、在宅介護支援のホームヘルプサービス等、介護保険の制度外で外出支援を行うサービスも提供しているところでございます。

○牛尾委員 それは、一緒になって行くと。それはさ、いつもかつも利用できるわけじゃないですか。はい。（発言する者あり）

それで、例えば、（「友達じゃねえから」「頼むよ」と呼ぶ者あり）お買い物とか、あとは例えば病院についても、行きは風ぐるまを使っても、帰りは風ぐるまは使いづらいという声もあって、そのたびにタクシーを使ってお金がかかる、負担だという声もあるわけで。今の介護サービスがあるというのは、非常に大事かもしれませんが、しかし、負担はかかるわけ、財政的負担はね。そういった負担を軽減するために、この福祉タクシー券というのも考えてもいいんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと改めてこう、今後検討するなり、そういったこともやっていただけないですかね。（「検討は……」と呼ぶ者あり）

○土谷高齢介護課長 今の委員のご提案につきまして、繰り返しの答弁になってしまいますけれども、区のさまざまな高齢者の方々に対しての施策を行っている点、現実的には、先ほどご答弁申し上げました在宅介護支援ホームヘルプを実施しているところでございますので、何とぞご理解いただきたいと考えてございます。（「風ぐるまは反対方向が……」

と呼ぶ者あり）

○牛尾委員 なかなかね、そういったご答弁が続きますけれども、例えば、今、在宅で過ごしたいという高齢者もふえてきていると思います。そうした方々も、やはり日々の生活というのは、在宅でもあるわけで。自宅にいる人たちが、じゃあ交通手段をなかなか使えないということで、こもりきりになっちゃうということは、よくないと思うんですよ。そうした方々への、じゃあ区として、そうした高齢者の方々へどういうふうに社会参加とか日々の生活を支えていくというお考えと申しますかね、それもやっぱり介護のサービスを使ってというようなお答えになるんですかね。

○土谷高齢介護課長 今まさに牛尾委員からご発言いただきましたように、千代田区はこれまで在宅で生活を支えるということで、さまざまな施策、本当に頑張ってまいりました。ただ、その在宅生活を行うことで、閉じこもりきりにならないようにということで、また、そこにつきましても、区だけではなくて、さまざまな団体等、サロン等を外に出るような仕組みもこれまで実施してきたところでございます。これからも高齢者の方が在宅で生活し続けられるように、さまざまな施策を展開していきたいと考えております。

○小林やすお委員長 同じ答弁になっちゃうんだよね、（発言する者あり）

○牛尾委員 その展開していこうとする中身に、ぜひ福祉タクシー券の創設ということも含めてご検討していただきたいということも、最後にこれ、要望にいたしますので。

○小林やすお委員長 要望。はい、要望ですね、はい。

○大串委員 委員長、関連でいいですか。

○小林やすお委員長 関連。

○大串委員 風ぐるま。いいでしょう。風ぐるまをやるとやったから。

○小林やすお委員長 そう。えっ。（発言する者多数あり）

大串委員。

○大串委員 いや、高齢者の足となるのに、風ぐるまがありますと答えたからね、風ぐるまの、じゃあ便をよくしなくちゃいけないから。ちょっと1点だけ。

福祉の分科会で、風ぐるまの停留所が出ました。これは、和泉橋出張所の前に停留所ができて、非常に高齢者に喜ばれていますというのを米田委員から聞きました。これは、屋根ができて、ベンチができて、非常に高齢者が喜んでおりますということなんですよ。

それで、福祉の分科会では、これをどうですかと、今後どうですかと言ったら、福祉部としては今後ふやしていきたいという答弁がありました。ところが、まちづくり推進部のほうで、なかなかこれを許可しないと聞きました。（発言する者あり）ちょっとこの点だけは、こういう場ですから聞きたいです。

○小林やすお委員長 ああ、それはいい。（「それはいいよ」と呼ぶ者あり）ねえ。全員そろっているからね。（発言する者多数あり）

○大串委員 占用許可を出さないと。

○小林やすお委員長 総務課長。

○山下環境まちづくり総務課長 そちらの停留所につきましては、事業者からの広告の収入を得ている事業者のほうからの占用許可に基づいて設置をしているものでございます。

で、私どものほうでは、占用許可を出さないとということではなくて、まず、道路上に設置するものなので、交通の妨げになったりとか、逆に歩行者の方が、風ぐるまを利用する

人にとっては利便性が上がることで、逆に自転車で通行する人とか乳母車で通る人とかに支障になるといけないということで、今、道路の幅ですとか基準といいますか、その辺を今精査しております、基本的には歩行者の妨げにならない歩道上の距離がある場合には、許可をしていくという方針でございます。

○大串委員 じゃあ条件が合えば、今後とも許可をしていきますよと。

でね、和泉橋と同様の歩道幅、それからベンチですからそんなに幅はとらないんだけど、同様のところがあと3カ所ありますよというんですよ。いや、保健福祉部が答えたわけじゃないんだけど。すみません。それは、私としては、保健福祉部が可能なところがあれば設置してもらいたいというんだから、その辺は、まちづくり推進部としては検討して、じゃあどこだったら設置できるのか。風ぐるまの停留所は全部ありますよ。そのうち何カ所だったら、今、課長が言われたところでオーケーなんだというところはあるんでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 今、具体的に、全部の申請が出てきたものについて、ご相談が具体的にあった場合に、その部分につけられるかどうかというところを具体的に検討しているところですけども、今ご相談いただいている中では、ちょっと場所は、今は手持ちで持っていないんですけど、あと3カ所ぐらいはつけられる、すぐにですね、なるべく早急に許可をできるのではないかとというふうに考えてございます。（発言する者あり）

○大串委員 最後。これは、確かに事業者の提案だったかもしれない。だけど、区の持ち出しがないんだから。区の持ち出しがなく、そのように高齢者が喜ぶ停留所ができるというプランですから、非常に先駆的にできた和泉橋出張所、これは非常に喜ばれているということが確認できているわけですから、まちづくり推進部としても保健福祉部と連携しながら、できるだけ可能なところには設置できるようにお願いしたいと思います。

○山下環境まちづくり総務課長 私も実際に和泉橋出張所の前の停留所のほうは確認しております、やはり利便性は上がるというふうに考えておりますので、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○小林やすお委員長 いいですね。

○大串委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。うがい委員。

○うがい委員 それでは、区内の鳥獣ネズミ対策について。

○小林やすお委員長 マスクをしたんじゃ、みんなに聞こえないよ。

はい、どうぞ。（発言する者あり）

○うがい委員 一般質問でも河合議員含め鳥獣衛生対策、後で質問が出ておりましたけれども、ふだんの衛生対策という意味でも、あるいはことし東京2020があるというふうな、そのイメージの意味でも、このネズミのことも重点的に、質疑、質問したいと思えます。

2020オリンピックを控えて、いろんなイメージアップの活動をされている中で、この昨今ふえてきている商店街でネズミがふえているというのは、ある意味イメージダウンになりかねないような事象だと思っています。単に困っているという以上だけでなく、それがまちのイメージをつくってしまうような、そんなような懸念も含めての相談だと思います。そのネズミの相談や苦情というのは、実際入っているというふうな声を聞いている

というふうな応答がありましたけれども、具体的にどれぐらい今入っているものなのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○市川生活衛生課長 ネズミに関する相談で保健所に寄せられるものとしましては、今年度になりましてから、大幅にふえていると認識しております。具体的には、昨年度、相談件数が68件だったんですが、今年度は第3四半期、4月から12月までの間で、既に208件と、（発言する者あり）3倍にふえている実態がございます。

ネズミに関しましては、さまざまな病原菌を媒介する動物であることですから、公衆衛生上、ネズミ対策を講じていくということは、非常に重要なことであると認識しております。

○うがい委員 三四半期で3倍、数字的に3倍ですから、4倍近くなのかもしれませんが、急激に、それまで50前後だったものが急にふえているというふうな認識だと思うんですけども、やはり身近にこう、まちでも入ってくるというのは、そういうところなのかもしれません。被害というかそれだけで何か目撃情報みたいなものというか、イメージダウンにもつながるような、そういったこともふえているというふうに。ということも数字的なあらわれだと思うんですけども、そのふえている要因とか対策というのは、聞いている中、あるいは事象から、どんなふうに捉えているのでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず、区内の路上で見かけるネズミについては、大部分がドブネズミという種類と考えられております。ドブネズミというのは、水と大量の餌がないと生きられない、ある意味大食漢といえるような動物でして、土壌中、例えば植栽の植え込みの中ですとかあるいは下水道の平らなところ、そういったところに巣をつくりまして、繁殖する動物でございます。

区内で、主にドブネズミが餌となるものとしましては、飲食店とか家庭から出たごみ、生ごみを食べているというふうに考えてはおりますけれども、ごみの出し方、つまりいかに生ごみをネズミに食われないようにするにはどうしたらよいかというのが、ドブネズミの生息数を減らしていったって、被害を減らす重要なポイントになると考えております。

ネズミ対策としましては、例えば殺鼠剤とかで殺す、あるいはネズミの捕獲、あとは営巣地を除去する、それから巣を除去するというような方法があるんですけども、これ一つの対策だけを行っても、一時的にネズミの数が減っても、またほかからネズミがやってくるという悪循環になりますので、これらの三つの方法を組み合わせながら、効果的な対策をとっていく必要があると考えております。

また、区民や事業者のネズミに関する認識とか知識不足も、ネズミの被害を大きくしている要因ではないかと考えております。なので、ネズミ対策については、対策を行うに当たりまして、区民の方への普及啓発活動を効果的に行っていくことも重要であると認識しております。

○うがい委員 当事者にとっては、被害というふうな捉え方もするでしょうし、いろんな見方があると思うんですけども、私が聞いている限りでも、例えば神田、秋葉原あるいは水道橋近辺の飲食店のそばというのがありますけれども、これだけ数が多いと、区内でほかにも相談が多い場所とかがあるのかもしれませんが。具体的に多い場所というのはどこと捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市川生活衛生課長 今、区内でネズミといたしましてもいろんな種類があるんですけど

も、主にドブネズミとクマネズミという2種類のネズミが一応問題になっております。ドブネズミは、主に屋外とか下水道に生息しておりますし、クマネズミに関しては、主にビルの中、地下街、そういったところに多く出没しているネズミになります。

ドブネズミについては、相談が多い地区としましては、外神田の中央通り西側あたりですね。（発言する者あり）あと秋葉原駅東口昭和通り沿い、（発言する者あり）神田駅JRの高架沿いの東側の部分、あと内神田の三丁目、あと神田神保町の白山通り沿いのところ。

○小林やすお委員長 神田、全部じゃない。

○市川生活衛生課長 神田三崎町の水道橋駅周辺、（発言する者あり）あと有楽町二丁目、そういったところの飲食店や何かが多く集中しているところに多い傾向にあるということは把握しております。

あと、クマネズミにつきましては、大手町、丸の内、あるいは東京駅とか有楽町駅などのビルや地下街に被害が多く発生しているというのがあります。

ただ、クマネズミに関しましては、最近、再開発などでビルが建てかえられたりすることによって、ネズミに対する対策や何かも進んでおりますので、最近は相談件数については、減っている傾向にあるというふうに認識しております。

○小林やすお委員長 うがい委員。

○うがい委員 じゃあ、残るはドブネズミですね。あらまし、予算概要の76ページにも、昨年よりも予算を少し上乗せして対策をとられているようですけれども、具体的な対策についてお聞かせください。

○市川生活衛生課長 対策につきましては、昨年9月に一般質問のほうでもご説明いたしました。全庁的にネズミ対策に取り組むために、保健所、清掃事務所、出張所、道路公園課、土木事務所、在宅支援課などの職員で構成するワーキンググループを設置いたしました。ここでもって、ネズミ対策には各所管の連携が不可欠であるということを確認した上で、各所管が管理する公用地については、その管理者に対策の徹底を働きかけることといたしました。

また、ごみの出し方や私有地のネズミの穴の対策につきましては、土地所有者、区民の理解や協力が不可欠なことから、まずはネズミの巣穴、防鼠対策、ごみの出し方に関する区の広報や配布物による普及啓発を充実させていく予定でおります。

あわせて、ワーキンググループでの具体的な対策の議論と並行いたしまして、区内におけるネズミに関する問い合わせが多い地区に対しまして、ネズミの生息状況の調査を実施して、その結果をもとに地域の実情に合った方法でネズミ対策を講じていく予定でございます。予算的にも、ネズミの生息調査を実施する回数を令和2年度は本年度の6倍の12回実施できるように、予算も計上しております。

○うがい委員 ありがとうございます。理解の足りないまま、困っています、困っていますと言っているところの方たちに、実情に合わせて調査、そして対策をとっていただくということだと思んですが、そのネズミ対策で効果を上げた事例だとか、商店街や町会に知らせていくというような、正しい知識をつけていくというようなことも必要かと思んですが、それについても見解をお願いします。

○栗原商工観光課長 今、委員ご指摘の件でございますが、まさしく商店街やそれから町

会の皆様と一緒に対策をとっていくことは必要と考えております。このため、生活衛生課から駆除に成功した事例等を提供していただきまして、その事例を商店街や町会に提供して、対策の参考にさせていただくことで、オリンピック・パラリンピック東京2020競技大会を控えて、ネズミのいない魅力的なまちづくりを進めて、そのような形でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○小林やすお委員長 よろしいですか。

○うがい委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。

ここで、ちょっと暫時、トイレ休憩いたします。

午後4時05分休憩

午後4時16分再開

○小林やすお委員長 では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

大串委員。（発言する者あり）

○大串委員 災害対策のうち、防災ラジオの配付についてお願いします。（発言する者多数あり）防災ラジオ、せっかくやってくれたのに。（発言する者あり）いいですか。

○小林やすお委員長 はい。お願いします。

○大串委員 予算の概要の172ページ、防災ラジオ等の配付として1ページ使って、写真入りで説明があります。先の決算のときに、この情報の伝達ということでは、この防災ラジオの配付が必要ではないかと、希望者全員に配付したらどうかということで、質問させていただきました。で、防災ラジオを配付されるのは大いに結構で、満額回答というあれがあるんですけども、問題はどうかというところが書かれています。

ここには、「避難に時間を要する避難行動要支援者に防災ラジオを配付」しますと、こう、あるんですけども、この避難行動要支援者というのは、1人では避難が不可能な方です。高齢者でもそういう、1人では無理な方、または障害者、妊婦、乳幼児と、こうなっていますけれども、まず、この配付を避難行動要支援者と決めたその理由というか、そのことから伺いたいと思います。

○小林やすお委員長 担当課長。

○加藤災害対策・危機管理課長 まず、避難行動要支援者に配付すると決めた理由でございますが……

○小林やすお委員長 もう少し大きな声で、マイクに向けて。はい。

○加藤災害対策・危機管理課長 失礼いたしました。はい。

避難行動要支援者に防災ラジオを配付するとした理由でございます。大串委員のお話のとおりでございます。まず、何かあった場合、避難に時間を要する人。こういった方につきましても、いち早く正確な情報を届けたいという趣旨から、配付を決めたものでございます。

○小林やすお委員長 大串委員。

○大串委員 私のイメージとしては、こういった情報をいち早く、そういった要支援者を一緒になって逃げていく人、一緒になって、こう。そういった方々がまず情報を把握して、それで行かなくちゃいけないと思うんですけども、この要支援者という中には情報把握が困難な方も入ります。

ですので、幾らラジオをそういった方々に完璧に配付したとしても、自分1人では、そのラジオを聞いても逃げられないわけですよ。そこをどのように考えて配付されたんでしょうか。

○加藤災害対策・危機管理課長 確かにお一人で避難できる方、できない方、さまざまいらっしゃると思っております。例えばですけども、ご家族の方とかふだん何かあったらよろしく願いますということで、ご近所にお住まいの方にお話をされている方がいるとして、そういった方に防災ラジオをその方がお渡しすることもあろうかとは思っております。

また、ふだんから見守り活動をしていただいている民生委員の委員、児童委員の方には、予算の概要の172ページの写真、下段の写真の戸別受信機というものをお渡しするという形になっておりますので、そこで避難する側、そして見守る側、両方で情報をキャッチしていただくというふうに考えております。

ただ、大串委員おっしゃるとおり、全ての避難行動要支援者に完璧に配付しても、じゃあ実際に避難行動を最初のタイミングでできるかどうかというところの問題もありますので、そこは、引き続き情報の伝達手段については、今後の課題とさせていただきます。配付後、またさまざまご意見を参考にしながら、例えば希望する区民の方に対する配付、あるいはともに避難をされる方への配付などなど考えていきたい、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○大串委員 私は、せっかくいいことをやるんだから、有効な情報伝達にるところまで考えてもらいたかったんですよ。せっかく配付するんだから、そういった方に配付するのが一番有効なのか。そして、そういう避難が1人で難しい方を救うことができるのかという観点から、情報の伝達を考えてやるべきだったんじゃないですか。今から、とりあえずは、その避難行動要支援者に配付した後、また考えますよというんではもったいないというか、せっかくのこのラジオをこれ、写真を見るといいラジオ3台ですよ、これ、まさに。（発言する者あり）まあ、3台はくれないんだけど、1台なんだけど。

港区では、希望者に有料ですけど配付しているんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、有料でもいい。または、登録制にして貸し出してもいいんですよ。そのように登録することによって、いざというとき助ける側の人、二重で三重、いっぱい輪をつくっていくことが、災害が起きたときに死亡者ゼロと達成できるんじゃないですか。その辺を配付の仕方が、私はちょっと不安なんですよ。

で、分科会のほうでは、福祉の分科会では、見守り台帳の整備がありましたから、どうですかと。こういういざというとき、ちゃんと役立つのかといたら、なかなか保健福祉部でやっている見守り台帳の整備というのはちょっと違いますというようなニュアンスの答弁でしたよね。だから、保健福祉部と危機管理課がよく連携をして、どういう人にこの防災ラジオを配付したらいいのかということをもっと詰めていただいて、早急に有効な人への配付ができるようにしてもらいたい。

○加藤災害対策・危機管理課長 今のお話の見守り台帳と避難行動要支援者の登録されている名簿は、確かに違うところもございしますが、調査の方法といたしましては、見守り台帳の調査の中で、対象の方を避難行動要支援者名簿に登載しているということもございします。一番効果的に情報発信するには、どのようにしていけばいいのかというところは、

これからもしっかりと考えていきたいというふうに考えておりました、またこれも、今、保健福祉部と連携しながら検討を進めている個別支援のあり方にもかかわる話だというふうに考えておりますので、また今後、しっかりとそこは受けとめて整備をさせていただければと思っております。

○飯島委員 関連でいいですか。

○小林やすお委員長 関連。

はい。飯島委員。

○飯島委員 要支援者の定義自体もやはり難しいと思うんですけども、これは、区のほうは、先ほどの名簿に基づいて要支援者というふうに決めて配付するのか、それとも希望者を募るのか。で、全体として何台ぐらいを想定されているのか、伺いたいです。

○加藤災害対策・危機管理課長 避難行動要支援者名簿に登載されている方、世帯として配付を考えてございますので、台数につきましては、通常の防災ラジオ、こちらは3,500台というふうに考えてございまして、文字つきの聴覚障害者用の防災ラジオというものがございまして、先ほどの予算（案）の概要で行きますと、172ページの下段の写真右側に当たるものです。文字情報が受信できる防災ラジオ、こちらは聴覚障害者のいる世帯ということで、100台というふうに考えてございます。

○飯島委員 で、希望制なのかどうか。

○加藤災害対策・危機管理課長 失礼しました。

○小林やすお委員長 えっ。希望制。

○飯島委員 希望制なのか。

○加藤災害対策・危機管理課長 失礼しました。世帯に対して配付をしますので、名簿に登載されている世帯に対しての配付でございます。希望ということではなく、配付でございます。

○小林やすお委員長 全員。

○加藤災害対策・危機管理課長 はい。

○小林やすお委員長 飯島委員。

○飯島委員 その場合には、名簿に載っていなくても希望があればという、少しアローアンスというか、少し柔軟な対応というのはできないんですか。

○加藤災害対策・危機管理課長 今回配付するという方、対象の方は、まず避難するに当たって時間のかかる方というところで、何かあったらお願いしますということで、避難行動要支援者名簿の登録に同意といいますか、ご本人が希望されている方というところもございまして、その方に対して配付をするというふうに考えてございます。

○小林やすお委員長 今回——まあ、いい。

はい。飯島委員。

○吉村行政管理担当部長 行政管理担当部長。

○小林やすお委員長 担当部長。

○吉村行政管理担当部長 今、大串委員それから飯島委員のほうから、避難行動要支援者の防災ラジオの件でご質問を受けてございます。確かに、お一人で避難することが難しい方にその防災ラジオが配付をされても、実際そこに誰かが助けに行ってくれないと、その方は避難ができないというような状況はあろうかと思えます。

まず基本的な対象としては、要支援者の名簿に登載されている方というふうに考えてございますけれども、その方が、私1人で例えばその防災ラジオをもらっても、私はどうしようもないんですよと、逃げられない。で、私はどこそこのこの人に頼んでいます、例えば支援を。ということであれば、その辺の希望は少し柔軟にお伺いをさせていただいて、その方の支援者の方にお渡しをするとか、それは要配慮支援者の方のご意見をいただきながら、少し柔軟に考えていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですね。

○飯島委員 はい。

○小林やすお委員長 飯島さんのほうはね。はい。

大串委員。

○大串委員 ぜひお願いしたいんですけども、みんながみんな、要支援者の方がそのように答えられて、じゃあ私はあの人にと答えられないかもしれないです、中には。ですので、それは逆に、要するに私はあの人を支援して一緒に逃げるんですという人から申請があれば、それも許可しますというふうに変えてくれないと、なかなかそれは機能しない可能性があるんで、その辺は何ていうのかな、柔軟に対応してもらいたいと思います。

○吉村行政管理担当部長 一定程度柔軟には対応させていただきたいと思います。

それから、予算の概要にも記載はさせていただいておりますけれども、基本的にそういった支援者の方の助けになっている民生委員ですとか児童委員の方々にもお渡しをするというようなことで、その辺も実際配付をさせていただく過程の中で、さまざまな意見を生かしながら、皆さんが適切に災害時に避難できるような体制づくりをしていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○小林やすお委員長 はい。

次の質問をお受けいたします。

○長谷川委員 防災で関連にもなるんですけども、項目として出してあります災害対策についてです。よろしいでしょうか。

○小林やすお委員長 答弁者はいるのかな、引き続き。いるね。

はい、どうぞ。

○長谷川委員 定例会でも一般質問でお伺いしました災害時の備蓄品についてです。答弁では、出水期までに上階に持ち上げるということをお答えいただきましたけれども、具体的にどのように調査して、実施までの流れをお伺いしたいのと、出水期までの出水期ということをついつというふうに考えていらっしゃるかお答えいただきたいと思います。

○加藤災害対策・危機管理課長 調査でございます。まず、施設の使用の状況を、現地確認を含めて見させていただき、どういうところにどういう形であれば置くことができるのかというようなところを調べます。また、それに伴いまして、消防法ですとか建築基準法ですとか、関連する法令に問題ないかどうかということも調べる必要があると思っております。そして、実際にその施設の管理者との調整も必要かと思っておりますので、具体的にはそのような流れで進めていくというところでございます。

また、出水期でございますが、こちらは梅雨とか台風などで洪水が起きやすい時期ということで、一般的には6月から10月を指しているものでございます。

○長谷川委員 では、具体的に何月何日ということは、おっしゃるのは難しいんでしょう

けれども、おおむね6月の梅雨どきまでにといいふうに考えてよろしいでしょうか。

○加藤災害対策・危機管理課長 はい。6月までには一定程度整理をしたいというふう
に考えておりますので、めどとしては6月ということになります。

○長谷川委員 千代田区の東側の部分の水が出るであろうというところにあるアーツ千代
田3331であったり、昌平小学校、和泉小学校、あと旧今川、あとほほえみ、そのあたり
かなと思うんですけども、いずれの場所についても、上の部分に上げられる場所があ
るかどうかについて、早目にご確認をいただきたいと思います。

また、あわせて、今ラジオ、防災ラジオのことをおっしゃっていただいたので、これも
梅雨どきまでになのか、いつぐらいに配付されるのか、お答えいただきたいと思いま
す。

○加藤災害対策・危機管理課長 荒川の洪水した場合に浸水のおそれがある避難所とい
うところで行きますと、昌平童夢館、アーツ千代田3331、ちよだパークサイドプラザ、
旧今川中学校、都立一橋高校、岩本町ほほえみプラザが該当するところがございます。
こういった施設につきまして、順次調査、調整していくというふうにご考えてございま
す。

また、防災ラジオの配付でございます。こちらは、やはり製品をつくるというところの
中で、納期がある程度必要だというふうになってございまして、今のところの想定でござ
いいますが、防災ラジオにつきましては、9月ぐらい。戸別受信機につきましては、年明け、
令和3年1月ぐらいになるというところでございます。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。残念ながら、戸別受信機のところは、この台風と
かに間に合わないのかなというのが、すごく心配ではあるところですが、防災ラジオにつ
いてもできるだけ早い時期にお願いしたいと思えます。やっぱり区民の安心・安全のため、
どうぞ早目早目に手がけていただきたいなと思えます。よろしく申し上げます。

○加藤災害対策・危機管理課長 こちらのほうも一日も早く必要な方にお届けできるよ
うにやっていきたいのと、あわせて災害情報を安全・安心メールでも配信してございま
すので、そういったところの周知もあわせてやっていきたいというふうにご考えてございま
す。

○長谷川委員 もう一つ。やっぱり安心・安全メールを使えない方々もいらっしゃるの
で、そのところをどうか考えていただきたいと思えます。あとは、そうですね、はい。よ
ろしく申し上げます。あ、ごめんなさい。

あと、具体的に避難行動要支援者のところの登録者は今何人ぐらいいらっしゃいますか。
その3,500台で間に合うのかなというのがちょっと心配だったので。ごめんなさい、
もう一点お伺いします。

○加藤災害対策・危機管理課長 今、避難行動要支援者名簿に登録されている人数が、お
よそ4,000人ぐらいでございまして、世帯ということで行きますと、大体3,400ち
よっとぐらいというところでございますので、一応3,500台というところでご
考えてございまして、数としては十分な数であろうというふうにご考えてございま
す。

○長谷川委員 はい。ぜひよろしく申し上げます。早目をお願いします。ありがとうござ
いしました。

○小林やすお委員長 はい。

○吉村行政管理担当部長 特に防災ラジオにつきましては、個数も多いということで、な
かなか契約をして、それから一つ一つ作成をしていくと、数量を発注してから作成してい

ただくという形になりますので、そうはいつでも、決まった事業者、業者のほうになるべく早く納品できるようにという働きかけはしていきたいというふうに考えてございます。

それから、浸水想定されている中の避難所の備蓄物資でございますけれども、災害対策・危機管理課のほうで、並行しながら、その対象の中の避難所の施設の管理者と調整をしてみたいけれども、いかんせん、その施設の使い方ですとか、それに加えて施設側のさまざまな事情もあろうかと思っておりますので、災害対策・危機管理課としては、早目早目の行動をしていきますけれども、そのところはご了承いただきたいというところでございます。

それからもう一点、浸水想定地域ですが、荒川が決壊するような大きな浸水になった場合には、2週間程度水が引かないというような状況が想定をされております。ですから、例えばマンションの上層階にいて、浸水してもそれこそ二、三日で水が引くだろうというような思いでいらっしゃる方もそれなりにいらっしゃるかなと思います。そういった方々には、実情として2週間程度、水が引かないということ、さまざまな機会を通して広報していきたいというふうにも考えてございます。

○小林やすお委員長 はい。

次の質問をお受けいたします。

○小野委員 今回、女性活躍に関して……

○小林やすお委員長 ちょっと、何の項目か言って。それで答弁される理事者がそろそろから。

○小野委員 はい。今回、女性活躍に関する質問についてです。

○小林やすお委員長 はい。答弁者はいるのね。まだ。まだだ。

はい、どうぞ。

○小野委員 女性活躍に関しては常任の中でも若干取り扱いましたけれども、所管を超える点もありますので、この場をおかりいたしまして、確認含め、今後の推進についても伺います。

大きく分けて、2点です。1点目は、地域における男女共同参画について。2点目は、区役所内での女性活躍についてです。こちらについては、決算総括のときにもお伺いしたんですけれども、改めて伺いたいことがあります。

まずは、地域社会の中での男女共同参画についてです。審議会も含めてそれぞれ目標値をしっかりと定めて、そこに向けてふやしているということをされていることは、十分承知しております。実際に審議会の中で、既に達成をしているところ、例えば30%を、この審議会、女性の委員が占める審議会は、女性の委員がもう既に目標値を達成しているという審議会がどのぐらいあるのかということ、まずはお伺いしてよろしいでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 男女平等推進行動計画の目標の中で、審議会等における女性委員の割合を33年度末までに40%以上60%以下にするという目標を立てております。現在、区の中での審議会の数、77ございますけれども、そのうちの29について40%以上を達成している状況でございます。これは、40%弱の審議会が達成している状況でございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

そうすると、この29の審議会については、具体的な何か働きかけをされたと思うんで

すけれども、どんな働きかけをしたらこの目標値を早い段階でクリアできたんでしょうか。
○武笠国際平和・男女平等人権課長 数値目標を達成した審議会だけではございませんけれども、それぞれの審議会について、委員改選のタイミングなどで女性の委員を入れていただくようなお声かけはさせていただいております。結果としまして、現在29の審議会について女性委員が40%以上になってございます。

○小野委員 ということは、やはり改選のタイミングに合わせて、しっかりと声をかけられた成果という見方もできるのかなと思います。

一方で、もしわかればなんですけど、最も比率の低い審議会というのはどういう審議会だか、把握されていますか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 中には、女性委員がゼロという審議会もございます。具体的にどれというところは言いづらい部分がございますけれども、やはり警察ですとか消防の関するような審議会になりますと、もともと選出していただく対象となる方が男性が多い状況がございますので、女性の割合を上げるのが難しい状況もございます。

○小林やすお委員長 ふーん。

○小野委員 言いにくいところをさらっと言ってくださって、ありがとうございます。

実際、確かにおっしゃるとおり、非常に難しいところかなと思うんですけれども、やっぱり消防関係も女性の目線ですとかそういったものが非常に重視されていると思いますので、ぜひそのあたりは、若干強目をお願いを今後していただければなというふうに思います。

やっぱり、前回も少し申し上げましたけれども、やっぱり女性の目線とか男性の目線とか、余り性別で固定はしたくないんですけれども、それぞれの経験に明らかに差があるところというのがあります。そうしたものが多様性というところで、さまざまな細かいところをお互いにしっかりと埋め合わせをしていくということで、対応策についてもさらにきめ細やかになると思います。そうしたところで、ぜひ、こうした77の審議会の中でも、いろんな方々が入ることが最も望ましいのかなと思います。

そして、地域といえば、やっぱり町会だと思うんですけれども、町会の連合会それから婦人会ですね、婦人女性部長合同会議の推進だとか、さまざまなことをされていると思うんですけれども、実際にそれぞれで独立して、いわゆる町会と女性で別々で活動をしているのではなくて、かなり一緒に会議などもされているところがあると思うんですけれども、そうしたところに対して、どのような働きかけをされたか教えていただけますか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 町会の婦人部の集まりなどに出向きまして、MIWの相談室のご案内をさせていただいたり、また、MIW通信の配布をさせていただいたりしております。

また、町会の婦人部からは、代表の方に男女平等推進区民会議でご参加いただいている状況でございます。

○小野委員 ということは、婦人部には働きかけをされているということですが、実際に町会に、そうした女性の婦人部と一緒にちょっと活動してもらえませんかとかいうような働きかけは、今のところされていないということでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 当課のほうからは特別に町会と婦人部とでというような働きかけはございませんけれども、区のさまざまな取り組みの中で、町会も婦人部も

合わせたような形での働きはされているものと考えております。

○小野委員 ぜひ、このあたりも、どうしても平均年齢が上がってきたりして、それぞれ合わせる顔というのが固定化してくると、やっぱりアイデアもなかなか生まれにくくなっていくかもしれませんので、いろんな方々が一緒に意見を交わすことによって、新しい発想も出てくると思います。ぜひ町会の中でも、それぞれの持ち味というのはあると思うんですけども、婦人部の方と、婦人部と町会と一緒に活動する。または意見を述べ合う場がいっぱいできると、もっといいのかなと思います。実際、新年会を合同で開いているところなんかもありますので、こうした活動がますます広がるといいのかなと思います。

そして、地域の方というと、やっぱり防災への関心度が非常に高いなというふうに感じています。区民アンケートを見ると、毎回、1番目に関心が高いということで数値が出てきているかと思えます。

そこで、避難所運営について少しお伺いしたいんですけども、先ほどから防災について幾つかご意見が出ていますが、この避難所運営の委員の方々ですね。ここに女性がどのくらい割合で現在入っているのかということをお教えいただけますか。実際に避難所には本当に多様な目線というのがあって、初めて避難所の中で、しっかりと皆様が不安な中過ごせる環境が構築できるかと思えますので、お願いいたします。

○加藤災害対策・危機管理課長 避難所の運営に当たります避難所運営協議会の方ですね。2月13日現在で343名おります。男女比でございますが、男性が224名、女性が119名ですので、男性が大体65%、女性が大体35%ぐらいの割合となっております。

○小野委員 ということは、平成33年度、40%を目標にしているはずですので、そこまではもう一歩ということですね。ぜひ、ここに多様性、例えば性的マイノリティーに対する理解がある方ですとか、あと女性も同じような世代の方を入れるだけではなくて、小さなお子様がいらっしゃる方から、そしてご年配の方までということで、やっぱり多世代で入ることが、きめ細やかな避難所の運営になるかと思えますので、ぜひそこは努力を引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤災害対策・危機管理課長 やはり女性ならではの視点というところも従前から言われているところでもございます。積極的にさまざまな、女性に限らず、さまざまな立場の方の意見を吸い上げて、それが反映できるような運営体制がとれるように、我々も避難所運営協議会とともに、避難所のあり方につきましては、引き続き考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。避難所運営の皆様がやっていらっしゃる訓練なども何度か拝見していますけれども、内容はとてもいいと思いますので、そこにやはり多世代が入ることによって、より実践的なものになるかと思えますので、引き続きお願いいたします。

続きまして、庁内における……

○小林やすお委員長 ちょっと待ってください。小野さん。ごめんなさい。

暫時休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時51分再開

○小林やすお委員長 じゃあ、委員会を再開いたしますので、よろしく。

小野さん。（発言する者あり）小野委員。（発言する者あり）

○小野委員 では、区役所内での女性活躍についてお伺いいたします。こちらについては決算総括でもお伺いいたしましたけれども、これからまた人事異動などもあるかと思いますので、このタイミングでお伺いいたします。

まず、実際には区役所内での人事については、当然、人事課が担当されている、所管をされているんですけども、よくよく見ると、国際平和・男女平等人権課と人事課が連携をしなければ物事が進まない部分もあるかなと思っております。そこについて、どのような協力体制が敷かれているのかということをお伺いできますか。

○大谷人事課長 女性活躍推進というところで、男女平等人権課等々の連携というふうなところであるかと思うんですけども、女性活躍推進については、千代田区で特定事業の行動計画を策定しております。その策定につきましては、各任命権者が策定して推進していくこととなりますが、区全体的な取り組みとして、人事課が事務局となって集約して計画策定し、その進捗については各任命権者が責任を持って取り組んでいくというところで、各任命権者と一緒になって推進していくというような形態をとっているところでございます。

○小野委員 ありがとうございます。となると、それぞれ連携をとりながら、各部門で責任を持って進められているのかなというふうに受けとめました。

実際、女性活躍を区役所内で推進するとすると、実際には男性の育児参加とか、やっぱり男性の家庭内での活躍というところも、きっと焦点を当てられて取り組んでいるのではないかなと思いますけど、そのあたりについて、何かやっていらっしゃることはありますか。

○大谷人事課長 まさしく女性が活躍できるというところだけでなく、男性もその働き方を考えて協力していくというところは、欠かせない視点であるかというふうに考えてございます。そういった意味では、時間に制約ある職員が一人一人の能力を発揮できるような職場環境づくりが大切というふうに考えてございます。今年度新たな取り組みとしましては、育児と仕事の両立支援冊子というものを、対象者向けと、もう一つ管理職向けと作成しまして配付し、相互で仕事と育児を両立していくような、共同で話し合える場が持てるようなものを発行したり、あと今年度末には、介護と仕事の両立に向けての簡単なポイントを絞った冊子を発行するような予定をしております。

○小野委員 まさに男性が育休ですとか、それから介護休などをとりながら、仕事と両立をしていくということにしっかり取り組まれているということで、これがさらに広がることを願っております。

一方で、どうしても仕組み、制度はできたものの、なかなか活用がされないという側面もあると伺っていますけれども、実際に今推進されている中で、例えば男性が育休をとったときに、ちょっととりましたというような体裁ではなくて、しっかりとしているというような事例はあるんでしょうか。

○大谷人事課長 最近では、男性の育児休業取得というのも少しずつふえてきておりまして、3カ月程度育児休業をとられる方、昨年度は1年間育児休業をとられた方とかもいらっしゃるような状況で、少しずつ少しずつ取得されていく職員が出てきている状況でございます。

○小野委員 ありがとうございます。では、しっかりと、形骸化することなく、しっかりと実践につながっているんだということがよく理解できました。これから先、いろんな方がいろんな状況の中で仕事と両立をするということで、まずは男性の家庭での活躍というのも間違いなく必要になってくると思いますので、そこはしっかり推進していただければと思います。

そんな中、まだ出ていないとは思いますが、令和2年度の女性の管理職がどのくらいになるのかなということは、やっぱりちょっと気になるところです。実際に令和3年度で40%、これは係長職以上の目標値ですが、ちょっと先ですが、令和6年度では50%ということで目標が掲げられています。ここについて、現状を含めて、どうでしょうか。

○大谷人事課長 平成31年4月1日現在の係長職を含めた管理的地位にある職員に占める女性の割合は、31.7%でした。来年度は、まだ4月1日を迎えないと正確な数というか、昇任もどうなるかということもございますので、何とも言えないところでございますが、32%は超えてくるのかなというふうに考えてございます。

あともう一つ、先ほど男性も育児に対して参加していかなくちゃいけないよという取り組みの中で、やはり適切に人員を確保して配置をしていかなければいけないということが大事になってくるというふうに考えてございます。ですので、育児休業ですとか介護休業の取得者のいる職場への人的支援など、そういったところにも力を入れながら、取り組みを続けているところです。

○小野委員 まさに課題は適切な人員配置かなというふうに思います。やっぱり懐妊などは前もってわかっている、いわゆる妊娠などは前もってわかっているわけではないですし、そうなってくると、女性の方も、いつからお休みするかだとかいうことも、急に相談が来るということもありますので、やっぱり男性上司の方にはなかなか理解が難しいところもあるかもしれませんが、しっかりとそのあたりを受けとめていただき、女性が働きやすい職場について、より一層のご理解をいただければなというふうに思います。

そして、女性の方々が、今、順調に少しずつふえてきているということなんですけど、やっぱりさまざまな政策の中に女性の視点が入るというところで、男性の視点、女性の視点、また男性とか女性とかではなく、性的マイノリティーの方の視点も入ることによって、（発言する者あり）より現実味を帯びた政策、施策になっていくと思いますので、そのあたりのところが区民にもしっかりと反映をされるためにも、女性の役職者、願わくは課長職と部長職がさらにふえるといいなというふうに思っております。

特にクリアすべき試験もあって、女性の皆様はチャレンジするのはすごく大変だと思うんですけど、何か現場で、そうした背中を押すだとかという支援はされているんでしょうか。これはちょっと各部門とか各個人によって温度差はあると思うんですけど、いかがでしょう。

○大谷人事課長 女性活躍推進というふうなところにおいては、やはり女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境づくりというところで、職員に話をやっぱり聞いてみたところ、やはり一つは管理職として活躍することということも挙げているんですが、やはり仕事と家庭の両立というところが、女性が活躍しているというふうに捉えている大事な部分だというふうに、職員から意見をいただいているところでも

あるので、そういった意味で、昇任だけが活躍ではないというところを踏まえつつ、やはりその昇任の対象となるような方たちはこういった方が対象なのかということころは、しっかり周知して、管理職となっても、時間に制約があっても管理職となれるんだよということころは伝えていっているという状況でございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。23区に限らず、地方の自治体も見てみると、さまざまな工夫をしながら、女性の皆さんが役職者になってもしっかりと活躍できるような、そういう後押しをしているところもたくさんあると思いますので、また引き続き取り組んでいただければと思います。

今回、コロナ案件があったことによって、例えば小学校低学年のお子さんをお持ちの女性職員の方なんかは、なかなか仕事に終日集中するということころも、もしかしたら難しかったと思います。こうした経験があって、初めて実際にテレワークってどうなのかなということころを考えたりすると思いますので、ぜひいろんな方々のご意見がしっかりと反映されるような、そういう区役所の職場づくりということころに努めていただきたいと思います。

○大谷人事課長 ささまざまな方が活躍して、仕事に専念して、仕事だけじゃない、仕事と家庭と両立して、生き生きと働けるような職場環境づくりに努めていきたいというふうにご考えてございます。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですか。

次の質疑。（発言する者あり）

○岩佐委員 L G B T 対応についてお伺いします。

○小林やすお委員長 はい。ちょっと待って。オーケー。

はい、どうぞ。

○岩佐委員 今年度、L G B T sに関するガイドラインを作成して、職員向けに配られたということころで、配られたその後のご対応をお伺いしたいんですけども、ガイドラインをもとに見直しをしたり検討をされたりした事業ですとか、あるいはその事業の運用の仕方という、そんなことで見直されたことはあるんでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 令和元年9月にハンドブック、職員向けのハンドブックを作成しまして、10月1日から庁内に配付を始めました。そのハンドブックに基づきまして、12月6日と9日に行われた人権研修の中で、当課の職員からL G B T sに関する説明をさせていただいております。また、年度末までにレインボーグッズ、L G B T sへの支援の気持ちをあらわすレインボーフラッグをつけたグッズを窓口に置けるように、配布の準備を進めているところでございます。

○岩佐委員 意識を啓発していく、心のバリアフリーといいますか、それを減らしていくというのはもちろんすごく重要なことなんですけれども、バリアフリーをふやしていく。なんですけれども、せっかく職員の方に配られて、読んだだけで終わりということころではなくて、それぞれでさまざまな課題が上がっていたと思うんですね。まず対応のあり方が、もちろん、今までがもしかしたら差別的なことをしていたことが、そういったことはしちゃいけないよねということころは当然のことなんですけれども、それ以外にも、例えばさまざまな施設の更衣室ですとか、そういったこところの使い方、あり方とか、そういったこところで、避難所の見直しですとかという、個別の事業の中で見直すべきところということころはたくさんあると思うんですね。そこに関して、検討に入られたものがあるかどうか、あるいはそ

ういうことを確認しているかどうか。配って終わりじゃなくて、しっかりそれを実践するための確認を検証していただきたいんですけども、もちろんまだ配ったばかりで、半年もたっていないんですけども、半年ですよ。来年度はそういったことも含めて、どのように対応されるのかということをお伺いしているんですけども、いかがですか。

○武笠国際平和・男女平等権課長 委員ご指摘のとおり、配っただけではなく、具体的な対応につなげてまいりたいというふうに当課も考えてございます。実際の施設における更衣室の使用などについては、具体的な確認というのは、まだこれからの部分も多いのですけれども、現状ある中で、すぐに改修ということではなく、ご利用者の方の意向に沿った配慮ある対応というのを、各施設で行っていただいている状況もございますので、まずはそういった配慮ある対応というのを求めながら、施設の利用などについて工夫を求めてまいりたいと考えております。また、その改修などのタイミングがありましたら、その中ではこういった性的問題に関する対応というのにも配慮していただくように、働きかけていきたいと考えております。

○岩佐委員 まず、ハード面は本当に、すぐに変えられるわけではないので、ぜひそこは見直しを徐々にしていっていただきたいということで。

それから、運用の面で、例えばアンケートや申請のときに、不用意に性別欄を書かせるとか、そういったことはちゃんと書かせないように徹底しているとか、そういったことをしっかりと検証をしていっていただきたいんですね。

あるいは、私も以前申し上げましたけれども、福祉住宅の世帯要件ですか。ご夫婦じゃないと入れないというような、福祉施設にも、高齢者施設にもかわらず世帯要件があるとか、そういったところで、しっかりガイドライン、あるいは第5次男女平等推進計画を制定した後に、しっかりとそういったことが、もう別に千代田区だけではなく、課題として挙げられている部分で、どう見直しをしていくかというのは、その検討会だけではなくて、各部署で、その視点での見直し、あるいは話し合いが必要だと思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等権課長 まだハンドブックを配って間もないところもございまして、各所管との話し合いもまだまだ途中というところはございます。

ただ、委員のご指摘のとおり、さまざまな福祉施設ですとか、さまざまな場面の中で、実際にご理解いただく、ご対応いただくことが大切と考えますので、引き続き各所管と対応についてはよくよく相談してまいりたいと考えます。

○岩佐委員 それはぜひ来年度に、スケジュールを決めて、まず問題提起を各部署、全庁的にしていただきたいと。そしてそのスケジュールを決めて検証していくタイミングというのを、1年かけてやっていっていただきたいと思うんですね。それから、また、今年度はあれ、区の職員を中心に配られたということなんですけれども、広くは、行く行くは区民対象、あるいは事業者さんなど、特に区の事業にかかわる事業者さんに対して、しっかりと配っていく必要もあると思うんですけども、その2点は来年度に向けていかがでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等権課長 区民向け、事業者向けにつきましては、これまで男女共同参画センターMIWの講座などを通じて、周知啓発を行っているところではございますけれども、職員向けのハンドブックのようなものにつきましても、引き続き検討して

いきたいと考えております。

そして、各所管と協力しまして、各事業者のほうに十分な配慮についての対応の仕方が伝わっていくように、努めてまいりたいと考えます。

○岩佐委員 ごめんなさい。検証というか、各事業で検証していくやり方についてもご答弁をお願いします

○武笠国際平和・男女平等人権課長 失礼いたしました。各事業の中での検証につきましても、令和2年度に進めてまいりたいと考えます。

○岩佐委員 それから、事務事業概要を拝見しますと、LGBTs相談を専門員の方に、開催されているということで、これはまた開催型なんですよ。相談件数は0人だったということですが、もともと性的マイノリティーと言われている少数である中で、しかも年に2回の、本当にだから全部で数時間の開催型で、利用者0人というのは当然のこととして、せっかく専門の相談員の方がいらっしゃるのであれば、ぜひ予約型で、しっかりと通年で受け付けられるようなほうにつなげていただきたい。やっぱり開催型で全てを行うのは、これは特に無理がある。しかも相談事業というのは、開催型というのはなじまないのではないかと思うんですね。もちろん確定申告前の税務相談2週間とか、そういうのももちろんありなんですけれども、やっぱり基本的にこういった人権に関する相談は、やはり通年でしっかりと専門員の方にやっていただきたい。MIWでもやっていたらしゃるといのはわかっているんですけれども、逆に、じゃあ、MIWでやっていたらしゃるのに、これはここでやっているのが、ちょっとこの関係性もよくわからないんですが、多いことにこしたことはないんですけれども、その開催の仕方についてはいかがでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 ご指摘いただきましたとおり、平成30年度までは開催型で年2回の相談会を実施しておりました。平成31年4月からは、この開催型を改めまして、MIWで通年型の相談に切りかえております。4月からは、月に1回ではございましたけれども、毎月第2木曜日にLGBTs相談という予約型の相談を実施しているところでございます。こちらのほうは、おかげさまで毎回相談者の方がいない回がないというほど、相談がある状況となっております。そこで、令和2年度は回数を月に1回から2回にふやして実施する予定としてございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。最後に——最後といってもあれなんですけど、学校への対応について伺います。

やはり一番、性自認は、する、始まる時期の学生、生徒に対して、相談体制がどのようになっているか。特に、職員対象に配ったということは、もちろん学校に対しても配っているということだと思ってしまうんですけれども、学校が一番、宿泊を伴う校外学習ですとか、あるいは着替えをする機会がある、健診があるといった、配慮をしなければいけないタイミングというのがたくさんあるんですよ。それを漫然と今までどおりの、見直しもなくやっているのか。ここはしっかりと、相談される子どもがいたからやっとな変えましたではなくて、相談しやすい体制になっているのか。そして相談されなかったとしても、多少の配慮はあるのかということ、そういう視点で見直したのかというのは確認されていますでしょうか。

○佐藤指導課長 学校の中での対応でございますが、平成27年4月30日に、性同一性障害にかかる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてと、この通知を受けま

して東京都全体、千代田区に限らずですけれども、学校現場の中では、やはりしっかりとこの件に関して認識していくべきという意識は高まっております。それ以降、区教委としても、各教員や各校・園や教員に対して、人権教育推進の研修の中で、LGBTに関する研修を実際に行ってきたしておりますし、今回も区のほうで作成したもののの中では、学校の対応の丁寧な相談を受けていくと。それぞれの申し出があったそのものに対して対応していくという構えは、今のところ整ってきているというふうに認識しております。

現時点では、LGBTに関する問い合わせや対応を求められる案件につきましては、寄せられてはいないのですが、それは寄せられていないだけであって、子どもたちの中にはあると。そして、何げない教師の言葉一つで、その子たちの心が傷ついていく可能性があるのだということを、研修を通して認識を深めているところでございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。そして制服なんですけれども、麹町中学校は今度制服を変えるタイミングになると聞いています。その際はいろいろと選べると。別に性自認にかかわらず選べると。女性で女性の性自認でもズボンが、パンツが選べるということを聞いています。

そこでいくと、ちょっと以前も、ちょっとお伺いしたいんですけど、九段中等が、セーラー服ということもあるんですけども、すごく選びにくい状況で、これ、上履きの色まで決まっているんですね。女子が赤で、男子が青という。（発言する者あり）で、そこに関しては、以前もちょっと前向きなご答弁をいただいたなという記憶があるんですけども、その後全く変更はないみたいなんですけども、九段中等さんは——ライバル校である小石川はしっかり選べるんですね。麹町中と同じように、小石川高校は、（発言する者あり）小石川の学校は選べる。（発言する者あり）いや、ライバルって、学校が言っていますよね、そう。なので、ぜひライバル校を自認するのであれば、（発言する者あり）ここもしっかりと配慮を進めていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 九段中等につきましては、先ほど委員がおっしゃるとおり、女子につきましてはシンプルで伝統的な紺色のセーラー服、そしてスカートということになっています。

この服が選べるかということですが、現時点では我々事務方には、女子等からの変更とか、そういう意見、要望等は聞いておりませんが、学校内での担当である生活指導部では、昨年の春より検討していく方向で考えているというふうに我々は聞いております。

しかしながら、委員おっしゃるとおり、セーラー服ということで、ブレザーですとズボンも似合うかもしれませんが、セーラー服ではそれが合うのかということで、なかなか難しいということも聞いております。

それと、上足というか、九段中等は下足ですと校内を歩けるわけですが、体育館履きにつきましては、男子と女子の区別というよりも、学年で色分けをしているということになっております。

以上です。

○岩佐委員 学年で色分けですと、いろんな色になるはずなんですけれども、別に入学式も卒業式も行っていますけれども、基本的には赤と青ですよ。3色か。ですよ。ちょっとそれは確認していただきたいと思います。

そしてまた、セーラー服だからできないということではなくて、そういうこともあって、

デザインを変えているところもあるんですけども、いろんな対応ができると思うんですね。そこに関しては、制服という考え方を、伝統という、もちろんありますし、着たい人はもちろん着ていけばいいんですけども、そこに違和感を感じる子どもが少数であろうというということを、公立である以上は、ぜひ前向きに検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 我々も全生徒にアンケートをしたとか、そこまで聞いておりませんので、この件に関しましては、生活指導部とも相談しながら、検討を進めていきたいというふうに思います。

○岩佐委員 お願いします。

○小林やすお委員長 はい。

暫時休憩といたします。

午後5時18分休憩

午後5時24分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。6時を目途によろしくお願いいたします。

質疑、質問をお受けいたします。池田委員。（発言する者あり）

○池田委員 いいですか。いや、すぐ終わります。自転車保険について伺います。事務事業内容にはないんですけども。

○小林やすお委員長 答弁者、オーケーね。

はい、どうぞ。

○池田委員 本区では、自転車道の整備が進められ、コミュニティサイクル事業も積極的に取り組まれていますけれども、そうはいいながらも、自転車は免許証が要らない大変便利な乗り物であります。私も雨の日以外はほとんど利用させていただいていますけれども、そうはいいながらも、安全運転や点検整備を怠ると、思いもよらない大事故を引き起こす可能性もあります。小学生が起こした自転車死亡事故で、本区ではないんですけども、その保護者に対して9,500万円もの高額な賠償金の支払いを命じる判決もありました。自転車保険の加入については、2015年10月に兵庫県で義務化が始まってから、各自治体で義務化の流れが広がっています。この4月1日から東京都でも義務化となりますが、そこで本区での取り組みを伺います。

本区での自転車保有者の中で、保険に加入している割合を把握されていたら、お聞かせください。

○山下環境まちづくり総務課長 今、委員のほうからお話がありましたように、東京都の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正によって、ことしの4月から東京都のほうで、東京都を通行します自転車の利用者についての自転車の保険の加入が義務化されます。それに先立ちまして、東京都のほうのアンケートでは、東京都の昨年度の都民の自転車の保険加入率は約53%となっております。本区におきまして、自転車駐輪場の利用の申請、案内の際にアンケートをとっておりまして、その結果では約57.4%となっております。

○池田委員 半分以上の方が自転車保険に加入されているということで、これから本格的に義務化というところでは、もう少し啓発が必要なのかなと思いますけれども、前段に述

へました、これまで本区の中での自転車事故というのがありましたら、何件、件数とかがわかればお聞かせください。

○山下環境まちづくり総務課長 事故の状況につきましては警視庁のほうから報告が上がってきてございます。直近ですと、31年1月から令和2年12月までの件数でございますが、交通事故が……

○小林やすお委員長 令和2年じゃない、元年。（発言する者あり）

○山下環境まちづくり総務課長 失礼しました。令和元年12月までの件数でございますが、12カ月間で、交通事故が618件、そのうちの自転車事故は138件となっております。

○小林やすお委員長 池田委員。

○池田委員 今後、この加入手続も含めまして、区ではどのような案内を考えていますか。

○山下環境まちづくり総務課長 4月からの義務化を踏まえまして、まず3月20日の広報紙、それからホームページのほうで、保険の加入が義務化になること、それとともに、ご自身の保険の加入の状況を確認していただけることをしていただけるような内容の広報紙を載せる予定になっております。といいますのは、この自転車保険というのが多様な保険の種類がございます、ご自身が、先ほど加入している保険の割合が、加入している方の割合が57.4%と申し上げましたけども、実はご自身が入っているかどうかというのが、確認、自分では入っていないと思っても入っている方が多数いるということもございます。といいますのは、保険の種類が自転車専用の保険のほかにも、例えば自動車の保険や火災保険、損害保険の特約についていたりですとか、クレジットカードの付帯保険、また会社等の団体保険等にさまざまについている場合がございますので、そのような詳細を記載しまして、まず義務化に向かってご自身の保険の状況を確認していただくとともに、加入がされていないということがわかった場合には、保険に加入していただくようなお知らせを周知する予定でございます。

○池田委員 ちなみになんですけれども、この義務化をされますが、保険に加入しなかった場合の罰則というのはあるんでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 4月からの義務化に向けて、東京都の条例の中では罰則というの、規定はございません。

○池田委員 罰則がないということであれば、入ってなくてもいいだろうというところもきっとあるかと思えますけれども、今、課長が言われたように、多様なところでの、ほかの保険に付随して入っているという場合ももちろんありますから、そのあたりのしっかりとした個々の確認を、しっかりと啓発、流していただきたいと思えます。

ちなみに自転車店等で購入した場合に、点検をした際にもらうTSマークというのがあるかと思えます。これについて、23区の中には、そこに対しての助成金を交付するという自治体もありますけれども、本区のほうでの対応は今のところいかがでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 本区のほうでは、現時点では助成等は行っておりません。また、そういう状況ではございますけれども、今後ほかの区の状況を踏まえまして検討していきたいと思っております。

○池田委員 確かにこれから東京都、4月から始まりますので、そのあたりの動向は気にしていただきたいと思えますけれども、区内の何店舗か、もう数が少なくなってきました

自転車店でも、購入の際、まして後は整備点検の際に、ぜひ保険に入ってくださいというような、店主の方にもそういう形の促すような促進をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○山下環境まちづくり総務課長 今回の条例の改正では、自転車を利用する方だけではなくて、販売する方にも保険の加入を周知するという義務が生じますので、もちろん自転車店のほうにも周知をしていきたいと考えてございます。

○池田委員 それと、この自転車保険と同様に、お子さんを一緒に乗せている場合が多いです。電動自転車、アシスト付きの自転車は、やはり非常にスピードも出たりですとか、いろいろ事故になりかねないというのがありますけれども、同様、この機会に子どもにはヘルメットの着用を義務づけるというような考えもありますけれども、そのあたりの区のほうでのお考えはありますか。

○山下環境まちづくり総務課長 今回の条例の改正の中では、保護者のほうにも、お子さんが安全に自転車に乗れるように取り組んでいただくということも盛り込まれてございます。ですので、今後、学校のほうにもチラシ等を配りまして、生徒さんの分を配りまして、各家庭のほうにも周知をしていきたいというふうに考えてございます。また、来年度に向けましては、中学校のほうで自転車安全教室のほうを実施する予定になってございます。

○池田委員 今、課長が言われた安全教室等というのは非常に効果的だと思いますけれども、ぜひ、加入をしなればいけないというところが前段に出るわけではなくて、あくまで事故をしたときに、自分たちが加害者になったときには大変なんだというところを、区のほうでも啓発していただいて、なるべく促すようにしていただきたいと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○山下環境まちづくり総務課長 今、委員のほうからお話ございましたように、ご自身がけがをするというだけではなくて、お子さんが乗っていた自転車であっても、加害者になってしまうケースもございます。そういった場合に、やはり保険を加入することによって、きちんとした賠償が取れるということもございますので、そういった面も含めまして、きちんと啓発をしていきたいというふうに考えてございます。

○池田委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、これはなかなか具体で合わないかもしれませんが、コミュニティサイクルで子どもを乗せられるような、そういう、何というんでしょうね、付加がついている、何というんでしょうね、子どもが乗せられる補助があるようなコミュニティサイクルというのは、今後何かお考えというか、イメージがありますか。

○山下環境まちづくり総務課長 現時点では検討していないという状況でございます。といいますのは、やはり多様な世代の方が乗るということもあるんですけども、警視庁、警察のほうのお話ですと、最近、電動アシストによるお子さんを乗せての事故というのが多発しているということでございます。といいますのは、あのアシスト自転車にお子さんを乗せて乗ると、例えば重さが結構、相当な重さになるそうなんです。ですので、ハンドルがなかなかうまく切れなくて、事故になるということも多いということもありますので、その辺もきちんと検証した上で、検討する必要があると思っております。

○池田委員 ありがとうございます。

○小林やすお委員長 よろしいですか。終了しまして、あとおひとかた。（発言する者多

数あり）いいですよ、時間的な問題も。（発言する者あり）いいですか。大丈夫ですか。

木村委員。

○木村委員 すぐ終わります。（発言する者あり）指定管理者制度で、特に図書館が出てくるかな。

○小林やすお委員長 えっ、だめ。待てと。だめじゃない。

○木村委員 だめなら、いいや。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 ちょっと待って。

○木村委員 いいですよ。

○小林やすお委員長 バッテンが出たから、だめかと思った。

オーケー。どうぞ、お願いします。

○木村委員 区立図書館の評議会が行ったアンケート調査、図書館で働く職員を対象としたアンケート調査で、私も本会議の質問で取り上げたことがあります。賃金の問題であるとか、それから休みの問題であるとか研修の問題であるとか、そこに寄せられたアンケート結果を見て、私自身大変驚きました。それで、あのアンケートを行うことになったきっかけというのは何で、あれはもう毎年恒例でやっているのでしょうか。

○大塚副参事（特命担当） これは、図書館の運営に関してご意見を賜っております図書館評議会という会議体がございます。そちらのほうで毎年テーマを決めて、図書館の運営に関する多角的なところからご意見をいただいておりますが、その専門部会の中で、そういった実態の調査を行って分析してみようということがきっかけで、行われたものでございます。

○木村委員 そこで行ったアンケートの結果を踏まえて、あのアンケートの結果を拝見いたしますと、指定管理者に対して、きちんと今回のアンケート結果を踏まえて、改善するようというような申し入れをすべきだというようなまとめになっているんだけど、あの結果を踏まえて、区としては何らかの対応策というのは検討されたのでしょうか。

○大塚副参事（特命担当） あの対応につきましては、報告書が出された際に、指定管理者のほうと私ども所管のほうとも、その内容については確認をさせていただいております。先般の木村委員の本会議の質問での答弁でもいたしましたように、指定管理者においては、そういった多数さまざまなご意見をいただいておりますので、直接スタッフ、職員との個別面談や話し合いを通じての改善を図っていくということになっております。

また、研修等を含めた労働環境の改善については、区といたしましては、毎月定例で図書館のゼネラルマネジャー、館長を初め、サービスの責任者を含めた幹部会議というのをやっておりまして、その中でそういった労働環境の状況については意見交換をしているところでございます。

○木村委員 指定管理者と区が協議をして、その辺きちんと確認もして、改善に向けて動き出していると。ただ、その辺、その結果どうなるのか。きちんと改善されたのかどうか。この辺のチェックというのは区としてできるのでしょうか。

○大塚副参事（特命担当） その点におきましては、毎年業務の報告が指定管理者から出されておりますので、一定程度の確認と、それからそういった労働環境等々を含めて、また、評議会のほうでも報告等ご意見をいただく場面もでございます。そういったところで改善を促進していきたいと考えております。

○木村委員 図書館評議会として、その辺の労働環境ということについては、協議の対象になっているんですか。これは利用者、図書館行政、図書館サービス、利用者のサービス向上にとって不可欠な要素として、やはり職員の労働環境というのはあると思うんですよ。それを図書館評議会の中で、あるいは区が投げかけてもいいんですけども、きちんと労働環境についても、定期的にやはり協議をしていく。チェックをしていくと。こういうシステムはあるのかどうか。

○大塚副参事（特命担当） 特に労働環境ということをおうたってはおりませんが、図書館の運営全般において、そういったチェックやご意見を賜っておりますので、そういった中では、毎年、運営面の大きく労働環境もかかわってきますので、そういったことも含めて確認をさせていただいているところでございます。

それから、そういった指定管理者の労働環境については、指定管理、例えば図書館については平成29年度に労働環境のモニタリングを行っております。それで、図書館については良好な労働環境が保たれているという評価をいただいたところですが、そういったモニタリングにおいても定期的にチェックをして、改善すべき点があれば改善を図っているところでございます。

○木村委員 モニタリングは、いわゆる労働基準法と労働法に基づく最低限の、違反していないかどうかのチェックでしょ。要するにそれだけではやはり不十分だというのが、アンケートの結果で示したんじゃないでしょうか。やはり図書館の指定管理者というのは、まず指定期間があるということと、複数の会社で運営に当たっているという、二重の障害があるわけです。5年間という指定期間だから、やはり長期雇用な正規社員を雇用できない。こういう側面が一つあるし、あるいは自分の会社だけ労働環境を改善することもできないじゃないでしょうか。それぞれの株主がいるわけだし。だから、本当に図書館の一定の質や、質の確保とモチベーション、本当にこれで大丈夫かなと非常に心配でしたよ。あのアンケートの結果を見て。

そういった意味では、現在のコンソーシアムというシステム、あるいは指定管理者制度そのものの、やはりこれはもう致命的弱点なんですよ。余りにも直営のときの図書館はひど過ぎたからね。指定管理者で改善されたけれども、さらなる図書館行政の前進のためには、やはり現状で大丈夫なのかどうかということも含めて、これは指定管理者制度で大丈夫なのかどうかというのは、これは図書館評議会でも議論するのは難しいと思うんですよ。

ですから、その辺も含めて、私はきちんとメスを入れて、勇気をもって、現在の指定管理者制度の弱点も踏まえて、今後きちんとした図書館行政、労働者環境の改善を図れるのかどうか、議論していただけないかと。協議会にも引き続きアンケートをやる。やってもらい、後追い調査もやっていただき、行政としても、指定管理者の努力だけで実現できないんだったら、それはやはり行政として、さらに指定管理者に対する一定の支援を行わないと、コンソーシアムという体系のもとでは、賃上げであるとか休み時間であるとかという一定の条件というのは、確保できないと思うんです。音頭を取らないと。行政がですよ。その辺も含めて、ぜひ検討、議論していただけないかということをお訴えたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小林やすお委員長 まだありますよ。（発言する者あり）

部長。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまさまざま木村委員からご指摘をいただきました。特に、働く者の処遇の面というのは、ご指摘のとおり、モチベーション、ひいてはそのサービス内容にも直結するものだというふうに認識をしております。当然のことながら、法規に照らしてそれに準則しているということはもちろんでございますけれども、個々の処遇面については、アンケートを実施した際につぶさに意見が出てきたところから、いろいろ不満を持つような方も中にはいらっしゃるというふうな認識でございます。それに関しましては、きちんと運営者側と、きめ細かなヒアリングを行った上で、いろいろ誤解が生じている部分もあろうかと思えますし、不満な点がどういったことなのかといったことにつきましても、きちんと丁寧に一人一人のスタッフと向き合って対応するということが、まず肝要かと思えます。

そして、運営面全体におきましては、指定管理者ということで5年を期限に、また令和3年以降、切りかえというか、そういった時期が来ますので、図書館そのもののあり方についての検討をするという予定もございますので、そうした中で、今のこの経営状態、サービスの状態、そうしたものが適正なものになっているのか。きちんと区民の皆さんのサービス要望とかそういったものに答え切れているのか。そういったものを多角的に検証していく中で、今後のあり方について十分に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 うん。わかりました。ぜひ努力していただきたいと思うんですね。

それで、やはり、展示があるじゃないですか、図書館の。あの展示ね、いろいろ。前、検閲本なんかも展示がありましたけれども、埋もれていた本当に財産を誰もが共有できるように、今の指定管理者の方がやってくれたわけじゃないですか。すばらしい力があるし、それだけに労働環境が劣悪というのが、私はやっぱり我慢がならないわけですよ。

しかも複数の企業があるから、指定管理者だけに任せるわけはできないわけで。全体の労働環境の引き上げのためには、ぜひ、行政としてですよ、行政として一定のイニシアを發揮していただく必要があるんじゃないかと。それがないと、全体の引き上げというのはなかなかならないと思うんです。その辺、ちょっと最後に伺っておきたいと思いますが、いかがでしょう。

○小川文化スポーツ担当部長 指定管理ということで、専ら通常の管理運営、サービス面の提供、そうしたものにつきましては、指定管理者の中で対応しているところでございますけれども、当然、区が設置した図書館ということでありますので、きちんとそのあたりも、区の要望といいますか考え方につきましても、きめ細かく、定期的なミーティングですね。先ほど課長の答弁にもございましたけれども、そうした中で、きちんと申し上げることは申し上げている状況でございます。

そして、先ほど申し上げたようなサービスを提供する上で必要な一人一人とスタッフの声につきましても、改めましてきちんときめ細かく聞いて、良好なサービスを提供できるような体制をとるよう、改めまして要請をいたします。

常に我々もそういった定期的な意見交換等々の中で、十分にこの状況を見きわめつつ、必要な指導、打ち合わせをして、良好なサービスを継続的に提供してまいりたいと考えてございます。

○小林やすお委員長 よろしいですか。

○木村委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。ありがとうございました。

お約束の時間になってまいりました。（発言する者あり）委員の皆様、理事者の皆様、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。本日はこの程度をもちまして閉会といたしたいと思います。

なお、あす10時半を目途に、（「月曜日」と呼ぶ者あり）あす、じゃない。月曜日は10時半を目途に開会いたしますので、よろしく願いいたします。閉会いたします。

午後5時51分閉会